

慎擇、阿也與生不相好、且與阿結、不能謀大事、然大監試爲之託交焉、日人相關、不必多有也、令季氏○李載完必與大監同心、近日意見更何如、萬一上監少加聖慮、使李氏宗社不至於覆亡、自有可爲之事、何可望也、望大監勿以十分話奏達於上監也、宮中事最難祕密、千萬慎之、營使或沁留間如不可圖、須靜坐耐過數月之間如何、又有一言、生爲我上監一人之心、可質神明、斷無他心、幸垂照察、上監雖惡我、我心則不變、我國家存亡、在毫髮間、兩殿未及知之、徒不耐一時之驚、爲之奈何、或以生之書信、有用計之處、或可賈作、或構辭意以示、以便照辦回送也、最妙者、金玉均病入骨髓、西醫甚以爲危、渠亦知世事不成、學仰參禪、如此說去、庶爲人所信、此便回船便等大監回答、卽向東京爲隱身之計、所言太支離姑閑、千萬千萬、小心小心、此書所達、遂條下答、內情須詳錄以示之、內官中最親密者爲誰耶、信蹟以圖署爲標、伏望。(註一四)

金玉均は李載元には固より張激奎に對してすら毫も疑念を有しなかつたが、其同志には張激奎の戚族のスバイたる事を疑ふ者も尠くはなく、彼に對して報復の手段も考へられて居たらしい。偶、前東南諸島開拓使隨員白春培といふもの、變亂前長官たる金玉均の命により日本に出張中であつたが、今年九月朝鮮の内情を偵探すべき命を受け、密かに歸國したが、遂に發覺逮捕せられた。彼が陳述(註一五)は其根本に於て、曩に金玉均より李載元に送致した密信の内容と一致するものがあつたので、廟堂は

頗る重大視し、明治十八年十二月二十日督辦交涉通商事務金允植に命じ、日本國代理公使高平小五郎に照會を送り、金玉均等亡命政治犯の逮捕處分を要求せしめた。

大朝鮮督辦交涉通商事務金、

爲密行照會事、查金玉均本國之亂臣也、逃入貴國已經年矣、屢請貴國拿送、終未獲許、貴邦既無違例拿送之道、而亦斷無縱聽爲亂之理、該賊年來、句結我國不肖之徒、講張爲幻、種種非法、俱已分別、隨時懲辦、而不圖該賊、膽敢致書于我江華留守李判書載元、而李判書伴與回書、欲探其情、據本年七月二十五日該賊來書、有買槍千柄、乘時而動、大事可成等語、竝有張甲福○張激奎等先後探偵、據云該賊、將雇兵千人、先入江華、次犯京城等語、茲將譯信並原信、送詣貴代理公使、速稟貴國政府、查核辦理、以除亂根、俾兩國友誼益敦、寔爲幸甚、爲此備文照會、請煩查照施行、須至照會者、

右照會大日本代理公使高平、

乙酉十一月十五日 ○明治十八年十二月二十日 (註一五)

猶此照會を同時に、前東南島開拓使隨員白春培の供招要領を騰送した。(註一六) ついで又日本國政府が亡命朝鮮人政治犯を逮捕する際、張激奎が之と混同せられることを憂へ、十二月三十日督辦金允植

は信函を高平代理公使に送致して、日本國政府の注意を促した。

密啓者、我國人張激奎、向奉我大君主密旨、前往貴國、專密探玉賊之情、帶有憑據、此時貴國捕治亂黨、或有不分玉石之慮、又或爲亂黨所惡、暗受其害、請密稟貴國政府、另爲保護、俾無意外之患、深所企望。

乙酉十一月二十五日

金允植

高平代理公使閣下(註一七)

高平代理公使は督辦金允植の要求に接して、本國政府に請訓し、又外務大臣の命により、金玉均の密函原本を統理衙門より借用して之を送致したが、明治十九年二月九日に至り、外務大臣の訓令に基き、督辦金允植に回答を送致して、金玉均查辦の要求を拒絶した。

拜啓陳者、貴曆乙酉十一月十五日、准貴照會、爲金玉均一事、已經稟知我政府、此次奉有我外務大臣回示、內開前送玉均信書、本大臣均已熟閱、但此不過發露其心意、實無現顯犯跡、足爲證據、且我政府不當以人之心意、加以責罰、是萬國普通之法理、玉均信書、留此無效之處、可邀還朝鮮政府等因、本使茲奉訓令、將所有信書、封送貴政府、請煩查收、我政府於此事、不能副貴政府之希望、竝如前述、乞賜照諒、爲此敬具。(註一八)

金玉均の密函に見えた後藤伯との提携、小銃一、〇〇〇挺の購入、壬辰役俘虜朝鮮人子孫の募集等、いづれも彼が空想を述べたもので、一も實行に着手したものでない。即ち單に犯罪の意志表示に留るものであるから、刑法上之を處罰することを得ないのは、外務大臣の訓令に見える如くである。けれども金玉均が李載元と密書を往復して策動した事實は、日本國外務當局も認めるところであるから、之を理由として嚴重な取締を要求したのも、朝鮮國政府として當然の行爲である。

戚族が宗臣李載元を囑として、金玉均を誘致しようとした手段は極めて拙劣で、徒に日韓兩國間の紛議を増大するに止まつたが、此失敗に懲りて第二の手段を取つた。暗殺が次の手段で、第一に其任に當つたのは、前統理軍國衙門主事池運永である。池運永は忠清道忠州の人、其弟池錫永は牛痘教授として知られた。朴泳教・朴泳孝・金玉均等と親しく、従つて獨立派と關係があつた。

池運永は寫真器具買來と稱して、明治十九年五月日本に渡來、當時神戸に滞在中の張激奎と頻繁に往來したので、金玉均等は早くもその使命を疑ひ初めた。後池運永は上京し、五月下旬書を京橋區槍屋町に寓居する金玉均に送つて、面會を求めたが、金玉均は之を拒絶し、隨從せる柳赫魯・鄭蘭教等に命じて、池運永を芝區南佐久間町旅宿に訪問せしめ、内情を探らしめた。池運永は柳赫魯等三名を誘惑して、金玉均暗殺を實行せしめようとし、その王命によつて金玉均暗殺の任を帯びて渡日したこ

とを傳へ、國王委任狀を轉示し、若し柳赫魯等が暗殺に成功したならば、金五、〇〇〇圓を支給すべき證書を與へた。明治十九年六月一日の事である。(註一九)

柳赫魯・鄭蘭教等は池運永より國王委任狀其他機密書類を借用し、之を金玉均に提示した。金玉均は今や池運永の使命疑ふべからずとし、直ちに伊藤總理大臣・井上外務大臣に密報し、又警視總監子爵三島通庸に保護を願出でた。

政府は金玉均等の動靜には多大の關心を拂つて居たが、今金玉均の要請に接して、とりあへず亡命朝鮮人一同に帝都退去を命ずると共に、閣議の決定を経て、井上外相は高平代理公使に命じ、統理衙門に池運永の携行せる國王委任狀の眞偽を質問せしめ、且日韓兩國間の親交を保全せんがため、日本國政府に於ては金玉均に國外退去を命ずるに付、朝鮮國政府に於ても、池運永を召還せられたいと要求せしめた。署理督辦交渉通商事務徐相兩は高平代理公使の照會に同意し、六月十二日左の電文案を送致し、池運永本人に傳達せられるやう要請した。(註二〇)

茲奉政府之命、現有所幹、特令起速回國、即刻起身爲要、外署署理督辦徐。(註二一)

井上外相は神奈川縣令沖守固に命令して、六月十五日横濱居留地五番館クラブ・ホテル滯在中の池運永に上記の電命を傳達せしめたが、池運永は容易に出發の様子を見せない。沖縣令は六月十九日池

運永を召喚して懇談したが、辭を左右に託して歸國に同意しない。縣令は警察官に命じて池運永を監視し、又其處分を内務大臣に上申したが、六月二十二日内務大臣は神奈川縣令に、『外國人にして、池運永が受けしと唱ふるが如き命令を有する者の我邦に滯留するは、我國の治安を妨害し、且つ外交上の平和を障礙するの虞ある理由を有せりと、日本政府の確信するに因り、本大臣は貴下に命ずるに、右池運永を抑留し置き、好機を俟て、速かに之を朝鮮國に送還すべし』と命令した。縣令は翌二十三日出帆の横濱丸で池運永を仁川に送還し、警察官をして護送せしめた。(註二二)

池運永は七月四日仁川に到着、日本國領事より監理仁川口通商事務に引渡されたが、七月十一日に至り、『恣意出沒、何事講張、既多貽羞、不可仍置』となし、王命を以て義禁府に下し、嚴問捧招せしめられた。(註二三) 義禁府に於ける池運永の供招は大要左の如くである。

矣身之奮單身厲雙劍、即入日本、要斬在逃逆賊玉均之事、亶出於私衷所憤也、所謂私憤者、有二於此、亂臣賊子、人人得而誅之一也、爲主人報讐一也、嗚呼亂賊未誅、主人讐未爲報、而前後私情、盡皆假稱上命、自貽國恥、矣身之罪、合萬死無惜、伏不勝惶恐之至。(註二四)

池運永が國王の密旨を含んで、金玉均暗殺のために渡來したことは、沖神奈川縣令にも明言したところで、恐らく事實であらう。彼が義禁府で此事實を一切否認し、全く私怨によることを供招して居

るが、元來義禁府に於ては、國王・戚臣に不利な供招を一切認めないので、義禁府の記事のみを信じ難い。彼が罪を以て慶尙道寧邊府に竄配せられたのは、金玉均暗殺の命を承けて渡日し、遂に實行し得なかつた罪を問はれたものと解せられる。

次に金玉均等の處分を述べなければならない。金玉均は當局の内諭に従ひ、東京市を退去し、六月三日横濱市居留地二〇番館グランド・ホテルに投宿した。政府は六月七日閣議決定の趣旨により、金玉均にも一五日の期限を以て帝國領土外に退去を命ずるに決し、内務大臣は六月十一日沖神奈川縣令に訓令するところがあつた。

朝鮮國人金玉均ナル者、國事犯ノ廉ヲ以テ、其本國ヲ脱走シテ、目下日本ニ滞留シ、其我邦ニ滞留スルハ、日本政府ト友誼厚情ノ關係アル現朝鮮政府ニ不快ノ感覺ヲ起サシムルノミナラズ、又我邦ノ治安ヲ妨害シ、且外交上ノ平和ヲ障礙スルノ虞アリト、日本政府ニ於テ信用スルニ足ルベキ理由ヲ有スルニ因リ、本大臣ハ右金玉均ニ命ズルニ、此命令書送達ノ翌日ヨリ起算シテ、十五日以内ニ我帝國ヲ去リ、而シテ右命令書ノ取消アルマデハ、再ビ我領地内ニ入ラザルベキ事ヲ以テス、依テ貴下ニ命ズルニ、右金玉均若シ貴下ノ管轄内ニ在ルトキハ、此命令書ノ正寫ヲ金玉均ニ送達ス可シ、而シテ右十五日ヲ經過スルモ、右金玉均尙我帝國ヲ去ラザルニ於テハ、之ヲ抑留

シ、右退去ノ命令ヲ決行スルニ必要ナルカヲ用キ、可成速ニ右金玉均ヲ我日本國外ニ追放ス可キ事ヲ以テス、依之此命令書ヲ以テ右權限ヲ貴下等ニ賦與ス。

明治十九年六月十一日

内務大臣 伯爵 山縣 有朋

神奈川縣令 沖 守 固 殿 (註二五)

沖神奈川縣令は六月十二日退去命令を金玉均に送達し、併せて外務大臣の内命を銜んで、アメリカ合衆國渡航を勸告し、旅券を發給し、必要があれば旅費を支給すべきことを傳へた。金玉均は日本國外に退去する意志なく、その負債を償却し、且アメリカ渡航後の生活費を豫め調達する必要ありと稱し、指定期日たる六月二十七日に期限猶豫を願出でたので、縣令は内務大臣の指揮を仰いだ後、七月十三日サン・フランシスコ行定期船出帆期日まで滞在延期を許可した。

金玉均のやうに自活の能力と意志を缺いたものが、日本國以外に生活し得る見込もなく、又彼がアメリカに於て長く放漫な生活を送るべき資金を據出する篤志家を發見し得ないのも當然であらう。金玉均が國外退去の意志がなく、且其居住所が日本國法權の及ばない横濱居留地にあることは、事態の解決を困難にした。沖縣令は先づグランド・ホテルがフランス國人の所有なるが故に、金玉均の抑留に先じて、横濱駐在同國領事に同意を求めた。領事は駐日フランス國公使の指揮を仰いだので、七月

二十一日に至り、シエンキエウイチ公使は井上外相に對し、金玉均に對しては横濱駐在領事と神奈川縣令と協議の上、フランス國郵船に便乗して、日本國領土を退去するやうに命令したが、同人が同意しないと通告して來た。井上外相は更にシエンキエウイチ公使と交渉を重ねた上、同公使の承諾を得て、七月二十四日金玉均をグラント・ホテルより引致すべき權限を、神奈川縣知事（明治十九年七月十九日官制改革により改稱）に賦與するに決定した。

神奈川縣知事は外務大臣の訓令に従ひ、神奈川縣警部長田健次郎に命じて、七月二十六日グラント・ホテルより金玉均を引致し、横濱市宮崎町六六番地共衆團に拘留した。

金玉均が國外退去の意志がないことは明瞭なので、政府は其處分を考慮しなければならない。當時金玉均に對しては、第一に其政治的策動を阻止し、第二に朝鮮人刺客より保護するために、安全な地點に拘留する必要を認め、之を小笠原諸島に移すに決し、沖知事にその實施を訓令した。

沖知事は八月五日田警部長を共衆團に派遣して、小笠原諸島護送のため東京府に引渡すべき命令を傳達し、且同島に於ては生活上必要な費用に限り支給すべく、柳赫魯等に對しては、隨行するとも、内地に止まるとも隨意であるが、若し同行すれば之を許可し、食費に限り給與すべき事を傳達した。

金玉均は『曩に本人外國へ追放の命令書交付相成りながら、今亦更に小笠原島へ護送すべき旨御命令

相成るは、必ず其理由あるべき筈なり、其理由を此命令書に御明示相成らざるに於ては、之を受領難致、況んや小笠原島へ護送せらるゝ如きは、甘んじて服從難致』とか、『抑も島地へ貶流せらるゝが如きは、刑の最も重きものなれば、明に其罪名を示さるゝに非ざれば承服難致』と抗議して止まない。田警部長は外務當局の内意を體して、百方懇諭し、平和的解決法を講じたけれども應じないので、八月七日早朝警察官を共衆團に派遣し、強力を用ひて金玉均を帆船秀郷丸に移乗せしめ、東京府派遣吏員に引渡した。かくして金玉均は朝鮮人從者一名を從へ、九日品川沖を出港し、小笠原諸島に護送、父島扇村東京府出張所に抑留せられた。（註二六）

金玉均の如き亡命政治犯人に對して、日本國政府が國外退去を命令したのは當然であるが、金玉均が此命令に従はなかつた際の井上外相の處置には、頗る議論の餘地があらう。事實上警察力を用ひて強制するならば、期限内に國外に退去せしめるに何等の困難を感じなかつた筈であるし、又國內に抑留する好意があれば、何故に絶海の孤島——當時の小笠原諸島は、今日の南洋廳管下諸島よりも猶本國と隔絶せられて居た——に護送し、必要以上に苛酷な拘束を加へたのであらうか。福澤諭吉が『内務大臣の命令に、必要の力を用ひて、可成速に金玉均を日本國外に追放す可しとあるを以て見れば、到底此人の身は日本國の地に置く可きものに非ず、小笠原島とて道こそ遠けれ、矢張り日本帝國の』

部分なれば、横濱に居る金玉均も、小笠原島に居る金玉均も、金玉均は則ち金玉均にして、朝鮮の國事犯罪人金玉均は相替らず日本帝國の内に在て、之が爲めに朝鮮現政府に不快の感覺を起さしめ、日本の治安を妨害し、外交上の平和を障碍するの虞は、相替らす存續するものと云はざるを得ず」と論じたのは當然である。(註二七)

(註一) 大町桂月 伯爵後藤象二郎(大正三年刊)五四一—五四三頁。

(註二) 後藤象二郎五四四—五四九頁、自由黨史卷下(明治四十三年刊)三四六—三四七頁。

(註三) 大阪日報附録國事犯罪事件公判傍聽筆記(明治四十年五月至九月)一〇〇—一〇一—一〇二頁 明治二十年六月四日小林輝雄陳述、後藤象二郎五四三—五四三頁、自由黨史卷下三四六—三四七頁。

(註四) 大阪日報附録國事犯罪事件公判傍聽筆記、福田(景山)英子 妻の半生涯(改造文庫第二部第二七八篇昭和十二年刊)、自由黨史卷下三五六—三五九頁。

(註五) 國事犯罪事件公判傍聽筆記二頁。

(註六) 國事犯罪事件公判傍聽筆記四—四五頁 山本憲陳述、妻の半生涯。

(註七) 國事犯罪事件公判傍聽筆記三—一七頁公訴狀。

(註八) 國事犯罪事件公判傍聽筆記、妻の半生涯、自由黨史卷下三五九—三七三頁。

(註九) 仁川領事館記録京城公使館來機密。

(註一〇) 仁川領事館記録、統理衙門日記卷八李太王乙酉年十一月十七日・十八日・十九日、日案卷五明治十八年十二月二十二日高

平代理公使到督辦金允植密函・乙酉年十一月十七日督辦金允植密函・十二月二十四日高平代理公使到督辦金允植密函・同十二月三十日高平代理公使到督辦金允植密函。

(註一一) 福澤諭吉傳卷三 三四五—三四七・三五二頁、世外井上公傳卷三 七四一—七四三頁。

(註一二) 福澤諭吉傳卷三 四三四—四三六頁。

(註一三) 鈴木省吾編輯朝鮮名士金氏言行錄(明治十九年刊)八六—八七頁、福澤諭吉傳卷三 三五二—三五三・四五—四六〇頁。

(註一四) 李文忠公全集譯署函稿卷一八發覺朝鮮金玉均密謀附譯金玉均致沁留書。

(註一五) 日案卷五。

(註一六) 日案卷五李太王乙酉年十一月十九日外衙門督辦照會附白春培供招。

罪人白春培、年四十三、居漢城中部翼郎洞、白等矣身既係爲賦均開拓屬員(東南諸島開拓使金玉均屬員)、派在日本有年、則必諳賊情、致此駭駭、焉敢小隱也、第以所經見聞者仰陳之、矣身於癸未七月(明治十六年八月)分、以開拓隨員入日本、經營蔚島(蔚島)木料之事、至昨年十月(明治十七年十一月)、矣身以運木、向蔚島、漂風還泊神戶、聞變驚惶、不意逆徒玉均、泳孝・奎完等、夜泊而遇之、問則曰、吾輩所爲、實出於開化一世、然今我朝野、必以吾輩與日使陰謀、煽召兵丁、劫遷慶興、擅殺大臣、歸之大逆矣、吾家之盡被誅戮、勢所固然、必有玉石俱焚之境、豈不哀哉、因語通國母、詬辱朝廷、仍復大笑之、矣身問、計將安出、曰直往東京、就與後藤相次郎(伯爵後藤象二郎)、別作良圖、此人即民權黨之領袖、而賊均會在東京時、深有結約云者也、且謂矣身曰、君須走匿釜山領事館、探我情形、而數數通報也、翌日向東京而去、矣身以蔚島事急、即往該島幹事、今年四月(明治十八年五月)歸泊于神港、則賊均來已有日、張網奎適自我國探事而來、賊均有不信張網奎之意、矣身責均曰、今當用人之日、爲我出入死地者、不以心腹待之、誰爲之用命乎、甚不取也、賊然其言、又送張網奎續探事情、忽一日嘆曰、日人志小量窄、難與謀大、清人則可與有爲、無路結交奈何、且曰君昔遊海蔭威時、或見俄人中、有可用人乎、矣身曰區區謀食之人、有何可用、當此之時、見諸賊俱無道理、三囚之

往米國時、亦不與賊相通、賊均驚無聊、日以遊戲爲事、及張某回還之五日、會話於西村屋、張某將談信與賊同看、眼矜眉笑、不勝其喜、賊均握矣身手曰、君住於此、如有得食之道、須耐過三四個月也、矣身問、有何善謀而云耶、答以早晚可知已、其翌矣身與張某論賊之事、問昨者所喜之書何來、答曰此書桂洞大監(李載元)許爲內應之故也、曰然則此中能有兵力之可辦否、答曰有則有之、然均則欲帶多兵、我則云既有內應、不必多兵、相持未決而罷云、後幾日張某因賊急電以招去、其返也曰、今已變成、不出吾所料、問其由則曰、與均偕往後藤相次郎、約以大舉兵五千、將於九、十月、暗襲江華、再犯京闕、而如事不成、遷駕于長崎、則事必諧矣、矣身大驚而問曰、後藤有何可惡、而一至于此乎、曰有密旨、矣身益驚曰、有何密旨、義奎曰上年賊均在漢城時、而奏欲得國債、須有御寶文憑、因賜安寶之空紙、賊均矯密旨於安寶之紙、出示後藤、後藤以此爲信云、義奎因密囑、矣身回國將此事情、細細密達、又言於賊均、須送白某回國、探報內情爲好、賊均然之、矣身還國時、賊均寄書有云、若到我京、事無大小、詳示於張某、使我得如虎生翼之句、矣身以謹當如教、幸速圖之、以救生靈塗炭之患答之、矣身既脫虎口、復見天日、安敢有毫髮隱情、前已密達所懷、而今於明問之下、細細畢陳、矣身前後情跡、可實神明、雖與賊均對質、必無一毫違錯、伏望裁察焉。

(註一七) 日案卷五。

(註一八) 統理衙門日記卷八李太王乙酉年十一月、日案卷五。

(註一九) 日省錄李太王丁亥年四月二十六日、金氏言行錄八七一—一〇三頁。

(註二〇) 統理衙門日記卷一〇李太王丙戌年五月十一日、世外井上公傳卷三、七四七・七四九頁。

(註二一) 統理衙門日記卷一〇丙戌年五月十一日。

(註二二) 世外井上公傳卷三 七五〇—七五一頁。

(註二三) 統理衙門日記卷一〇李太王丙戌年六月三日・四日・五日・十日。

(註二四) 日省錄李太王丙戌年六月十七日。

(註二五) 渡邊修二郎 東邦關係(明治二十七年刊)二三三頁、福澤諭吉傳卷三 三五三—三五四頁。

(註二六) 世外井上公傳卷三 七四七・七五一—七五八頁、田健治郎傳(昭和七年)五二—五六頁。

(註二七) 福澤諭吉傳卷三 三五五—三五六頁。

第六四 金玉均と李逸植

金玉均は小笠原諸島に拘留せられること殆ど二年、其間同島の氣候が健康に適しないことを理由として、屢々内地歸還を請願したが、明治二十一年七月北海道札幌に移され、依然警察官吏の監視下にしかれたが、明治二十三年に至り東京還住を許可せられた。(註一)

朝鮮亡命政治犯の中心人物たる金玉均が、日本國政府に抑留せられ、外部との交通を遮断せられて居る間は、亡命政治犯に事件の起りやうがなかつた。彼が抑留を解かれ、外部と自由に交通し得るに至つて重大問題は發生した。

是より先、朴泳孝はアメリカに於ける生活に堪へずして夙に歸還し、李圭完・鄭蘭教等獨立派幹部と共に、横濱・京都・東京の間に轉々閑居し、金玉均は抑留を解除せられてより、主として東京に居住して居た。朴泳孝・金玉均共に奮獨立派の首魁であるが、日本亡命後久しからずして兩者の間に阻

隔を來し、後者が北海道より歸京した頃には、兩者の間は全く音信不通であつた。而して兩者と同じく亡命した徒は、多く朴泳孝に隨從し、舊獨立派中金玉均に依然忠實であつたのは、柳赫魯一名位であつた。因に日本に於ては彼等は日本語に通ずると否を問はず、一樣に假名を稱し、本姓を用ひなかつた。其主要なものは左の通りである。

朴泳孝(山崎永春) 金玉均(岩田周作)

李圭完(淺田良) 鄭蘭教(中原雄三)

柳赫魯(山田唯一)

明治二十五年五月、朝鮮人李逸植(一名李世植・假名和田常一)・權東壽(假名中野耕心)・權在壽(假名中野貞志)の三名が日本に渡來した。李逸植は進士と自稱し、米穀貿易のため來朝したと云ひ、權東壽・在壽兄弟は日本遊歴のため渡來したと稱するが、其實權東壽は親軍壯衛營領官、權在壽は日本語に通じない兄の通譯を以て渡來したと云ふ。

李逸植は當初大阪市西區西長堀南通四丁目なる朝鮮國典圖書會辦大三輪長兵衛に頼つて來たらし、同市北區堂島北町旅人宿南助七方に久しく宿泊し、同家に寄宿せる大阪府平民野村とめ(二三歳)を妾とし、大阪府下に一戸を構へ、屢々東京との間を往復して居た。時に佐賀縣士族川久保常吉とい

ふものがあつた。もと文部省雇朝鮮人李樹廷について朝鮮語を學び、渡韓して第一國立銀行仁川支店通譯に雇はれたが、明治二十六年十一月解雇歸京し、其義姉安井リウの經營する東京市芝區櫻田本郷町四番地雲來館に寄宿した。李逸植はかねて川久保と面識があるので、爾來雲來館を常宿とし、且川久保を腹心とするに至つた。(註二)

李逸植は來朝と共に朴泳孝・金玉均に接近するに努めた。彼は尠からぬ現金を携帯し、——自ら五七、〇〇〇圓と稱して居る——且伯爵副島種臣を初め、高島嘉右衛門・佐佐友房・頭山滿等諸名士の許に出入したので、當時窮乏状態にあつた舊獨立派幹部は次第に惹き付けられた。中にも比較的危険を感じない朴泳孝は、當時京都相國寺塔頭茲雲庵に假寓を定めて居たので、數次に互り李逸植の妾宅を訪問し、爾後生活費の補助をも受けた。明治二十六年九月朴泳孝は、閑居の餘暇を利用して、學校を東京に設立し、有爲の朝鮮青年三〇名を收容し、新時代の教育を施し、他日新政權建設に備へようとし、伊藤總理大臣・井上内務大臣等に援助を求めたが、涉々しい結果を得られなかつた。李逸植は進んで援助を與へ、朝鮮關係の諸名士を説いて其常議員たらしめ、學生を紹介しようとして約した。此學校は親隣義塾と稱し、東京市麴町區一番丁二十九番地二階家一棟を借り入れて、塾舎に宛てた。朴泳孝は福澤諭吉の慶應義塾に做ふ意志であつたであらうが、資金準備共に不充分で、入塾したものは朴

泳孝に關係ある者四名、李逸植の紹介せる金泰元（一名金慶欽・金仁淳・假名金山元太郎）等併せて數名に過ぎず、しかも退塾者があつた。一方朴泳孝に隨從せる李圭完・鄭蘭教等亡命政治犯人は常に同塾に起居してゐたので、親隣義塾は學校より寧ろ朝鮮獨立派駐日本部たる觀を呈して居た。（註三）

此間金玉均は柳赫魯・李誼杲（假名小野次郎）を従へ、東京市内各所に假寓して居たが、李逸植は屢々金玉均を訪問し、其歡心を求めた。金玉均は池運永の經驗により李逸植にも警戒したが、後に至つて親交を結ぶやうになつたと云ふ。

李逸植來朝の使命はかの池運永と齊しく、舊獨立派幹部を暗殺するにあつたが、其陳述は極めて曖昧で、那邊まで信用し得べきか殆ど不明である。兎も角彼が明治二十七年三月東京市麴町警察署、同年四月東京地方裁判所檢事廷及び豫審廷に於て陳述したところを綜合するに、明治二十五年五月前兵曹判書閔泳韶より王旨を以て甲申漏網逆賊金玉均・朴泳孝等の討滅を命せられ、——出城討逆御史と自稱して居る——莫大な資金を携行渡來した。彼は當初逆賊討滅に三策がある、上策は生擒、中策は隱暗斃斬、屍身を駐日朝鮮國公使館に送附する、下策は道路或は人家にて斃斬するにありとしたが、來朝の上實地について調査するに、舊獨立派幹部は各地に分散して一網打盡は不可能であるばかりでなく、日本國官憲は嚴に監視し、且同國の法律によれば、逆賊を斃斬するとも、通例の殺人罪を以て

論せられることを知悉し、早急に手を下すことを躊躇しつゝあつた。（註四）

元來李逸植の目標とする甲申逆賊は金玉均を第一とし、朴泳孝を第二とするが、金朴には舊獨立派幹部たる李圭完・柳赫魯・鄭蘭教・申應熙等が隨行して居るので、李逸植單獨で手を下すことは不可能である。權東壽・權在壽兄弟は李逸植補助の意味で派遣せられたことは疑がないが、猶不充分である。李逸植は日本滯在中其同志を獲得するに努め、先づ大三輪長兵衛方に寄宿せる朝鮮人青年金泰元を誘つて其徒黨とし、次に明治二十六年秋東京に放浪せる洪鍾宇をも説いて加入せしめた。洪鍾宇は南陽洪氏、都事洪在源の子で、久しくフランス國に流浪した後、歸國の途東京滯在中、同年十二月友人金有植方に於て李逸植に會見した。李逸植は王旨により逆賊討滅のため渡日したことを説明し、同人に協力して目的を達すれば、厚く賞を行はるゝことを述べ、極力勸誘に努めた。洪鍾宇之を首肯し、且一旦失敗して生命を失ふとも、之は流芳千秋何愧であるとし、衷心より協力を誓つた。之と同時に李逸植は川久保常吉に對して、同じく逆賊討滅の王旨を有することを打明けて其協力を求め、若し事成功するに至れば、東洋の川久保常吉として其名を知られるであらうし、又朝鮮假令貧國なりとは云へ、國王は鉅富を擁するを以て、事成功の上は報酬は望のまゝなるべく、殊に逆賊に殺害せられた戚族の子孫はいづれも高官となれるが故に、彼等より恩人を以て遇せられるであらうと説き、遂に加

擔せしめ、義兄弟の約を結び、川久保の申出により金品を提供した。(註五)

かやうにして李逸植は其徒黨として前後五名を獲得したが、金玉均・朴泳孝及び其隨從者を同時に殺害することの不可能を料り、比較的孤立せる金玉均を分離し、第一に暗殺することを計畫したが、金玉均殺害の報が到れば、朴泳孝等は戒心して暗殺不可能となる惧があるため、多大の苦心を要した。之がため、金玉均を遠隔にして、しかも警察權の嚴ならざる上海に誘致し、此地に於て殺害するを有利とし、その任には李逸植の最も信頼せる洪鍾宇を充てた。而して李逸植は權東壽・權在壽・金泰元及び川久保常吉を指揮して、親隣義塾に居住する朴泳孝一派殺害の任に當る事に決定し、明治二十七年一月頃より其準備に着手した。(註六)

其第一として金玉均を上海に誘致することが必要である。偶々明治二十七年一月李逸植が東京市芝浦海水浴場に金玉均を訪問した際、金玉均は海外に亡命一〇年に及んだけれども、資金に缺乏するがため、遂に革新も實行し得ない事を嘆じ、李逸植に良策なきやと質した。李逸植は好機として海外渡航を勧告し、洪鍾宇も之に追隨してその有利なことを述べた。明治二十七年四月一日東京地方裁判所檢事廷に於ける陳述に云ふ。

或時金玉均ガ革命ヲ企ツルニ付テハ、如何ナル手段ニ因ルヲ良シトスルカノ話有リタルニ付、其

時自分ハ機會コソ到レリト思ヒ、金玉均ニ對シ、先ヅ一事業ヲ起サントスルニハ、佛國ニ因ルカ、又露國ニ因ルカ、此二ツニ孰レカニ因ラザル可カラズ、ソレニ付テハ、兎ニモ角ニモ先ヅ露國ニ到リ、時機ヲ察スルコソ良カル可シトノ事ヲ話シタルニ、洪鍾宇モ頻リニ側ヨリ之レニ相和シ勸誘シタルニ、金玉均モ大イニ心ヲ動カシタルモノノ如ク、一度ハ露國ニモ行カント迄ノ考ヘテ起スニ至リマシタ。

此時露國ニ行クナレバ、佛語ヲ以テスレバ、言語モ出來ルモノナレバ、洪鍾宇ヲ連レテ行カレタナラバ宜カル可シト申シマシタ、然ルニ私ハ元來支那ニハ十四年間モ居リマシテ、實ハ李鴻章及養子ノ李經方杯トモ知合デ御座イマスカラ、支那ニ行ケバ大イニ都合モ良カル可シト、李鴻章サヘ力ヲ盡シ呉レバ、大抵ノ事柄ハ出來ルデアラウト申シ、且ツ其時ニハ吳葆仁ヲ通辯トスレバ宜シカルベシト申シマシタ、ソレカラ次ギニ金玉均モ上海ニ向テ行クト云フ事ニ決心ヲ致シマシタ様デ御座イマシタ。(註七)

金玉均の上海渡航は、日本人知友には固より朴泳孝等にも頗る不安に感せられたところであるが、しかも彼が斷行した動機は、李逸植の陳述のやうに、李逸植及び洪鍾宇の勧誘によるか、或は金玉均の自發的意志によるか更に研究を要する問題である。此點に就いては明治二十七年四月四日東京地方

裁判所豫審廷に於ける李逸植の陳述は、檢事廷に於ける陳述を補足して、或程度まで此問題に解決を與へて居る。(問は豫審判事飯田高顯、答は李逸植)。

問 愈々金玉均ヲ殺スト云フ事ヲ極メタノハ何時カ。

答 先月 ○明治二十七年三月 十二三日頃デシタ。

問 上海ノ方ヘ連レ出サウトハ三月十二三日頃デアツタカ、夫レマデハ日本内地デ殺ス積ナリシカ、又ハ外ニ連レ出シテ殺ス考ヘナリシカ。

答 金玉均ハ日本デ遣ルト云フコトハ六ヶ敷カラ、金玉均ハ ヘ往ク考ガアルノデ、其時ニ上海カ何所カデ遣ル積デシタ。

問 金玉均ヲ上海ノ方ヘ連レ出スニハ、先ヅ何ナ計策デ、連レ出ス事ニシタノカ。

答 李鴻章ノ養子李經方ニ逢ヒ、又李鴻章ニモ逢ヘバ、東洋ノ計畫ヲ爲スニ萬事都合ガ宜シイカラト申勸メ、洪鍾宇モ仲間デ甘ク言フテ居タ所、金玉均ハ往復ノ金ガ無イト申シマシタガ、私ハ其事ノ考ガアリマシタ。

問 李鴻章ニ逢タラバ、何ナ事ニシヨウト云フ話ヲ汝ハセシカ。

答 私ハ何ヲ話セト申シマセン、唯李鴻章ニ逢テ英傑ヲシキ話ヲスレバ、確カニ御前ハ英傑デアル

ト云フ名ヲ得ル事ガ出來ルト云ヒマシタ。

問 李鴻章ニ逢ヘバ、何ナ話ヲシ、何ナ風ヲスルト云フ話ヲ汝ト金玉均トセシコトハナイカ。

答 私ハ金玉均ニ對シテ、李鴻章ニ支那デ逢フ丈ケノ事ハ教ヘテヤリマシタ、進デ何ナ話ヲスルトハ云ヒマセン、夫ハモシ彼ト反對ニナルト困ルカラデス。

問 李鴻章ダノ李經方ダノハ、汝ガ支那ニ居テ知ツテ居ルカラト云フテ、汝ガ紹介書デモ遣ツタカ。

答 吳葆仁ト云フ支那公使館ノ通辯ヲ仲立ニシテ、李鴻章・李經方ニ逢ハセル事ニシテ、吳葆仁ヲ付テ金玉均ヲ遣リマシタ。

問 吳葆仁ニハ金玉均ヲ連レテ、誰ヲ殺スト云フ事ハ話サザリシカ。

答 夫レハ決シテ話シマセン、吳葆仁ハ金玉均ヲ支那ニ連レテ參ツテ、李鴻章ニ逢ハセテ、金玉均ガ國ニ歸テ立派ニナレバ、己レモ能ク來テ名ヲ揚ルト云フ考デ、金玉均ヲ連レテ行タノデス。

問 愈々金玉均ガ上海ノ方ヘ往クノハ、其金ハ遣ルト云ツテ、汝ガ與ヘタノカ。

答 左様デス。

問 汝ガ總體デ幾ラ金玉均ニ遣ツタカ。

答 此地デ色々ノ拂ヲシテ遣ツタハ船賃等デ四千餘圓デス ○金玉均ノ從者和田延次郎ノ陳述ニヨ

問 上海ヘ往タラ尙ホ金ヲ送ルトカ、又ハ取レルトカ云ヒシコトハナイカ。

答 船ノ往復切手ヲ買テ遣タ位デスカラ夫ハ申シマセンガ、四人デ三箇月ニ五千圓モ使ヘバ、澤山デアルト云ヒマシタ、尤モ天津ヘ往テ、李鴻章ニ逢テ居ル様ニナレバ、天津ニハ私ノ支店ガアルカラ、スグ其所カラ一萬圓上ゲルト申シマシタ。

問 汝カラ五千圓ダノ一萬圓ダノ金ヲ遣ルト云フノニ、金玉均ハ其ノ金ヲドンナ金ダト思テ居タカ。

答 私ハ支那ニハ長ク居タノデ、金ハ澤山ニ持テ居ル者ト思テ居タノデ、金玉均ハ金ノ事デハ別ニ疑ハ致シマセンデシタ。(註八)

此豫審調書によつて知られる點は、(一) 金玉均は李逸植・洪鍾宇に勸誘せられるに先じ、既に自發的に渡清の希望を有したこと。(二) 李逸植は李鴻章・李經方の知己と稱するけれども疑はしく、金玉均は之を信じない、これがため特に清國公使館東文譯譯官吳葆仁を附し、李鴻章父子と金玉均の連絡に當らしめたと信じ得べきこと。(三) 金玉均が李逸植に期待するところは、一に其財力にある。李逸植が金玉均の負債を全額償却し、往復切符を與へ、更に額面五、〇〇〇圓の小切手を與へなかつ

たならば、渡清の勸告に應ずる見込がなかつたことである。

金玉均と駐日清國特命全權公使李經方、竝に其後任者汪鳳藻との關係は、今に一の謎となつて居る。之に關して福澤諭吉は左の八箇條を列擧して兩者間の關係を説明して居る。

一 金玉均が生前李經方公使と往來したのは争ふべからざる事實で、李公使の丁喪歸國と共に、後任汪鳳藻公使に金玉均を紹介した。汪公使も前公使と等しく親交を保つたので、明治二十六年九月頃より金玉均は屢々清國公使館を訪ひ、汪公使と會談した。

二 李經方は歸國後安徽蕪湖に居住し、屢々書を金玉均に送つて、清國來遊を促した。しかも其書狀は汪公使の取次二回に及んだ。

三 明治二十七年二月六日金玉均は汪公使より招待狀を受け、清國公使館新年宴會に列席した。

四 明治二十六年八月九月の交、汪公使は李經方よりの來旨として、屢々金玉均の渡清を促した。

五 金玉均は渡清の希望を有するので、日常の支那語會話を習得し、一には渡清後の通譯に宛てるため、然るべき支那語教師の人選を汪公使に依頼したところが、同公使より日本語通譯官吳葆仁(字靜軒)外二名を推薦せられた。

六 吳葆仁が金玉均に隨行して渡清するに際し、汪公使は吳の旅費を支給しようとして申出でたが、金玉

均は辭退した。

七 金玉均の東京出發前三月八日、帝國ホテルに汪公使及び清國公使館員を招待して晚餐會を開いた。汪公使は辭退したが、參贊官衛東文、譯官劉慶汾等數名が之に列席した。

八 明治二十七年三月十日夜行列車にて金玉均の出發するに際し、汪公使は從人に名刺を持って金玉均を招き、芝邊の小料理屋にて、七時三十分頃より九時過まで會談した事實がある。現に其時の名刺は金玉均の衣囊中に存し、上海に於て檢死の際發見せられた。(註九)

以上の事實より判斷するに、李經方は日本在任當時金玉均と何等か諒解する所があり、歸國後その來遊を促したもので、汪公使も之に賛同し、金玉均に渡清を勸誘した點は事實であらう。但李經方が金玉均に接近し、之を招致しようとした理由は明かでない。單に不遇な亡命志士を懐柔して、他日に備へると云ふ程度に止まるか、或は李鴻章の内意を承け、金玉均を政治的に利用する意志があつたか判明しない。當時日本人は多く後者を想像したが、頗る信を措き難いものがある。要するに金玉均死亡の際、彼と李經方及び汪鳳藻との關係を證すべき文書を携行したことは疑を容れないが、いづれも上海縣に押收せられたと信すべき理由がある。

いづれにせよ金玉均の渡清は、李逸植・洪鍾宇の勸誘以前決心したところである。但し金玉均は生活のため餘儀なくせられた負債もあり、又其性質よりして、朝鮮兩班として體面を保つて渡清の途に就くことを希望するが、いづれも尠からぬ金額を要するがため、容易に實行出来なかつた。偶々此に李逸植が鉅額の資金を携帯して日本に在留し、自己に接近することを希望することを確めた。乃ち金玉均は自ら進んで李逸植・洪鍾宇に交を求め、彼等を信賴するが如く装ひ、所要の旅費を支辨せしめたものであらう。

次に清國公使館員たる吳葆仁が金玉均に隨行したことが論議せられるが、李逸植の陳述するところに據れば、同人より直接吳葆仁に對して、公使館にて月額五〇圓の俸給を支給せられるよりも、今金玉均の通譯として渡清すれば、多額の報酬を得られると説き、承諾せしめたと云ふけれども、之は福澤諭吉の言のやうに、汪鳳藻公使の内命を承けて隨行したが、其費用は金玉均を通じて、李逸植より支出せられたと見る方が正しいであらう。

以上の経過を以て金玉均の渡清は決定した。即ち李逸植の長日月熟慮計畫した舊獨立派幹部暗殺が愈々實行の時期に達したわけである。李逸植は先づ川久保常吉・金泰元を東京に留めて、朴泳孝等の動靜を監視せしめ、自らは權東壽・權在壽を従へて、大阪府西成郡曾根崎村二五二番地なる妾宅に歸還した。(註一〇)

金玉均は明治二十七年三月十日夜發列車で東京出發、翌十一日午後大阪に到着し、大川町旅人宿磯部甚吉方に投宿した。隨行者は書生和田延次郎（一九歳、小笠原諸島父島扇村生）の外に、洪鍾宇・吳葆仁及び金玉均の舊幕僚とも云ふべき甲斐軍治（郷司）の四名であつた。一行中洪鍾宇のみは曾根崎村李逸植妾宅に宿泊した。

金玉均の大阪到着より出發に至る一〇日間に、李逸植は舊獨立派幹部暗殺計畫實行責任者として、本國より携行した六連發拳銃一挺・短刀一口を洪鍾宇に交付し、金玉均殺害の方法を詳細に指示した。乃ち金玉均の旅宿を上海美租界鐵路大橋北側東和洋行（吉島徳三郎經營）に定め、乗船が夜間到着の際には、同旅館へ赴く途上、背後より拳銃を用ひて射殺し、頭首を斬取して逃走するやう指示した。洪鍾宇は路上の暗殺を危険として同意しない。第二の手段として、東和洋行投宿後、其客室が三階ならば拳銃を用ひ、二階以下ならば銃聲で人を驚かさぬやうに短刀を以て殺害し、頭首及び手足を切斷して、革靴を収めて携帶逃走すべく、但事急ならばそれに及ばず、即時逃走するとも差支がないと指令した。猶上海上陸の際兇器を發見押収せられるのを防ぐため、隠匿に便利なやうに周衣の裏に容嚢を附けた朝鮮服一着を作製して交付した。（註二）

かくして金玉均一行は李逸植・權在壽・甲斐軍治に見送られて、三月二十二日神戸に赴き、金玉均

は岩田三平、和田延次郎は北原延次郎、洪鍾宇は武田忠一の假名で、吳葆仁と併せて四名、神戸上海間の往復切符を購入し、即夜日本郵船株式會社船西京丸に乗船、翌二十三日神戸を出港した。

西京丸は下關・長崎に寄港、三月二十七日午後上海に入港した。入港と共に洪鍾宇は東和洋行番頭を伴ひ、同旅館に先發し、室割を定めた後、船内の金玉均等を出迎へ、午後七時三〇分頃旅館に到着した。室は二階一號室に金玉均竝に從者、三號室に洪鍾宇、四號室に吳葆仁の順序であつた。（註三）

金玉均は東京出發の當初より洪鍾宇に疑念を懷き、乗船前既に其同行を拒否する色を見せたので、李逸植は大に狼狽し、今度旅費として金玉均に交付した上海縣小東門外天豐銀號宛額面五、〇〇〇圓の小切手は、李逸植本人若くは代理人洪鍾宇でなければ現金を引出すことが出来ない。若し洪鍾宇の同行が全く無用であれば、上海より送り返すとも差支ないと主張し、強ひて同行を承諾せしめた。從つて金玉均は從者和田延次郎にも洪鍾宇に用心せよと命じたと云ふ。（註三）

上海到着の翌日、三月二十八日早朝、洪鍾宇は小切手を現金に換へるためと稱して外出した。元來此小切手は偽造であるから、天豐銀號を發見出来るわけではない。洪鍾宇は手を空しくして旅館に歸還した。吳葆仁も同日晝餐後外出した。午後三時頃洪鍾宇は李逸植より交付せられた朝鮮服に着換へ、一號室を訪問した。時に金玉均は外出後少しく不快を訴へ、洋服の上衣を脱して籐椅子に横臥し、支

那小説を読んで居た。洪鍾宇は室内に入り前後漫歩し、恰も和田延次郎が主人の命で階下に降つた機會を窺ひ、拳銃を出して狙撃した、その第一弾は左頬骨下方、第二弾は腹部に命中し、ついで室外に逃れようとした際、第三弾は左背肩骨下部に命中したので、金玉均は自室より約二〇メートル走り、二階第八號客室前に倒れた。

和田延次郎は階段の途中で三發の銃聲を耳にしたが、時恰も旅館附近で盛に爆竹を發したので、銃聲とは氣付かなかつたが、偶々洪鍾宇が二階より駆け降り、戸外に逃走するのを怪み、東和洋行を出で追跡したが、北大橋側で行衛を見失つた。一方二階八號室に宿泊した海軍大佐島崎好忠が物音に驚き、金玉均の倒れたのを發見して、階下に急報したので、和田は二階に駆け付けたが、金玉均は瀕死の状態にあり、一言も發する能はず、醫師の來るのを待たずして絶命した。

椿事發生と共に、東和洋行主吉島徳三郎より共同租界工部局警察部及び在上海日本國總領事館に届出でた。工部局警察部は直に現場を臨檢し、犯人捜査に着手すると共に、事件を上海縣に移牒した。而して犯人洪鍾宇は吳淞に逃走し、一客棧に潜伏したが、二十九日午前三時逮捕せられた。(註一四)

此事件は共同租界内日本旅館に於て發生したが、加害者・被害者共に上海に駐在領事を有しない朝鮮人であるが故に、其處置に重大な疑問が起つた。初め三月二十九日午前一〇時、上海縣知縣黃承暄

は工部局警察部の通告に従ひ、東和洋行に出張して金玉均の死體を検案し、犯人洪鍾宇・金玉均従者北原延次郎事和田延次郎及び東和洋行主吉島徳三郎を訊問した。洪鍾宇は知縣の訊問に答へて、「金玉均是前爲本國相臣、因在朝廷大逆不道、殺死幾百人、我親友也被他殺害、國王恨他有十年了、他逃在東洋、改名岩田周作、我與朋友、前在東洋大阪、奉國王命、叫我們忠心下去、把金玉均殺死、以安王心、公事在朋友處、今我與他相遇來滬、他改名岩田三和(平)、我今用六門响的手槍、把他轟死、旋走至吳淞江、被巡捕追獲的、手槍已掉棄在吳淞江内、我爲國家大事起見、如將把他轟傷身死情形、求轉本國、自有回電來的是實」と陳述し、和田延次郎の證言も大體之に一致したので、黃知縣は事の重大性を認め、洪鍾宇は暫時工部局警察部に預け、又金玉均の死體は和田延次郎及び東和洋行主吉島徳三郎に引渡したが、一週間日本國に送附することを延期するやうに注意を與へた。(註一五)

上海知縣は東和洋行の臨檢終了後、江蘇海關道聶緝渠に報告指揮を仰いだ。聶道は駐劄朝鮮總理交涉通商事宜袁世凱に打電、洪鍾宇の陳述の眞偽を確めた上、事件の處理を行ふ筈であつたが、此時早くも在朝鮮袁道より急電到着して、加害者洪鍾宇に適當な保護を與へられるやう要請し來つたのである。

- (註一) 東邦關係二三五—二三六頁。
- (註二) 福澤諭吉傳卷三 三八一—三八二頁。
- (註三) 朝鮮人李逸植謀殺未遂被告事件記録、世外井上公傳卷三 七六二—七六四頁。
- (註四) 李逸植謀殺未遂被告事件記録。
- (註五) 同上。
- (註六) 同上。
- (註七) 同上 上檢事廳取書。
- (註八) 同上 上李逸植謀殺未遂被告事件豫審調書。
- (註九) 福澤諭吉傳卷三 三八七—三九〇頁。
- (註一〇) 李逸植謀殺未遂被告事件豫審調書。
- (註一一) 同上。
- (註一二) 同上。
- (註一三) 同上、葛生東介 金玉均(大正五年刊)附錄一二〇—一三四頁和田延次郎談話。和田延次郎の談話は後年の追憶談で、且種々事後開知した事實によつて修正して居るから注意を要する。
- (註一四) 李逸植事件豫審調書、公文體錄。
- (註一五) 公文體錄光緒二十年三月九日駐清官員袁到朝鮮領議政沈照會。

第六五 金玉均の暗殺 朴泳孝の暗殺未遂

明治二十七年三月二十八日上海に於て金玉均が暗殺せられるや、其報道は即日東京に到着し、——此電報の發信者は不明である、一般に傳へられるやうに和田延次郎でない——翌二十九日駐日朝鮮國臨時代理公使俞箕煥より本國政府に轉電せられた。國王戚族共に欣忤限なく、とりあへず清總理交渉通商事宜袁世凱に、加害者洪鍾宇が通常の殺人犯を以て取扱はれることなく、即時本國に送還せられるやう、當該官憲に交渉せられんことを要請した。袁道は即時北洋大臣直隸總督李鴻章に稟申し、李督より即日江蘇海關道に打電依頼した。

袁道電、頃趙秉稷遺告、得日京韓員來電、昨申刻韓人洪鍾宇、在滬殺金玉均、洪爲租界巡捕獲囚、其志可嘉、乞飭滬道設法救護云、金係在韓謀叛首犯、來華正難處置、今被韓人在租界刺殺、罪有應得可置勿論、外人如有饒舌、宜直告之。(註一)

然るに洪鍾宇は既に工部局警察部に逮捕せられ、又金玉均の死體は關係日本人に引渡されたので、弄道は工部局警察部を指揮する共同租界參事會(工部局董事)並に日本國總領事館に諒解を求めなければならなかつた。

元來上海共同租界に於て、領事の駐在なき外國人の犯罪が発生すれば、工部局警察部長が原告官となり、上海會審衙門に告訴する。會審衙門に於て豫審決定の上、上海縣に送付する。上海縣知縣は審理を遂げ、江蘇海關道の認可を経て判決を宣告し、刑の執行を命ずる例であつた、本件について云へば、會審衙門豫審官より一旦有罪の決定を與へらるれば、洪鍾宇を救済する事は不可能となる。然るに當時上海に於ては英國人の勢力が絶對的で、英國總領事の發言は直に共同租界參事會・工部局警察部を動かすことが出來たので、聶道は豫め英國總領事ニコラス・ハネン(Nicholas J. Hannen)に諒解を求めた結果、工部局警察部長は洪鍾宇を會審衙門に告訴する手續を省略して、直接上海縣に引渡し、會審衙門陪審官たる英國副領事ジェームズ・スコット(James Scott)も亦違法の手續を故意に黙過した。上海駐在日本國總領事代理領事大越成徳は、「當初より此事を聞かざり、是れ頗る不當の處分なりと考へ、領事會議へ提出すべき歟と思ひしも、新參領事にして、自ら提案者たるは稍穩當を缺くの嫌ひ有り、況んや本犯罪事件は大に外交上にも關係し居る事なれば、故意と差控たり」と云ふ。(註二)

金玉均の死體についても、類似の事が行はれた。初め上海縣知縣黃承暄は金玉均死體を一週間留めるところを諭したが、東和洋行主吉島徳三郎は自己經營の旅館内に於て、外國人たる朝鮮人同士の殺傷事件が発生し、不測の損害を受けたのみならず、被害者金玉均には未成年の日本人從僕が隨行するの

みで、正當な死體引取人もなく、上海縣より死體の一週間保管を命ぜられたことを極度に不快としたらしい。加之金玉均の遺留した現金は少額で、宿泊料の支拂にすら不充分であつた。之等の事情よりして、吉島は和田延次郎に對して、一刻も早く死體を携行して退去するやう督促した。和田延次郎は東和洋行を追立てられて途方に暮れたが、幸ひに神戸までの往復切符を所有するので、速かに歸國することとし、吉島徳三郎の助力を得て死體を納棺し、三月三十日復航の西京丸に積込の運賃を支拂ひ、通關の手續を終つた。

金玉均の死體搬出は上海縣の内命に反するので、聶道は大越總領事代理に其差留を要請した。同總領事代理は和田延次郎を召喚説諭を加へたが、既に背水陣を布いた和田は此説諭に服従することが不可能であつた。大越總領事代理は日本郵船株式會社上海支店に内命を下して、死體積込を拒絶せしめた。和田は已むなく交渉のため、碼頭・郵船支店・總領事館の間を往復すること數度に及んだ。此間金玉均死體は監視人も附せられず、長時間碼頭路上に放置せられたため、租界界章違反として、工部局警察官に押收せられた。和田延次郎は清國官憲に押收せられたものと誤解し、狼狽の餘り工部局警察部に出頭して死體下付を願出もせず、三十日出帆の西京丸に乗船歸國した。かやうにして引取人を失つた金玉均死體は、後聶道の要求に従ひ、工部局警察部より洪鍾宇と共に上海縣に交付せられたの

である。(註三)

是より先朝鮮國王は袁道を通じて、洪鍾宇の保護を要請したが、三月三十一日には駐劄天津督理通商事務徐相喬に電命して、上海に急行し、洪鍾宇及び金玉均死體の引渡を交渉せしめ、一面北洋大臣直隸總督李鴻章に援助を與へられるやう懇請した。李督之に従ひ、上海海關聶道に打電して、洪鍾宇を韓員徐相喬に交付し、本國に解送せしめられるやう依頼した。時既に聶道は工部局警察部より洪鍾宇及び金玉均死體の引渡を受けた後なので、即時同意したが、但上海より朝鮮に便船がない。聶道は駐劄上海察理通商事務趙漢根と商議の上、南洋大臣兩江總督劉坤一に稟申して、南洋水師の一艦を分派して、仁川まで護送することとし、其航海諸費は朝鮮國政府に於て負擔するに決した。

駐津督理徐相喬は四月六日上海に到着、駐滬察理趙漢根と共に江蘇海關道を訪問したが、聶道は李督よりの電報によつて諒解し、且察理趙漢根と協議済であつたので、即時洪鍾宇及び金玉均死體を兩韓員に引渡した。かくして徐趙兩員は洪鍾宇及び金玉均死體を護送して、南洋水師所屬軍艦威靖に搭乘上海を出港した。(註四)

洪鍾宇引渡に關して、上海會審衙門の手續に、重大な違法があつたことは上述の如くであるが、是が果して上海駐在各國領事の問題となり、最も關係深い日本國總領事代理が後任者たる故を以て沈

四 公文謄錄 李太王甲午年三月

朝鮮議政府領議政沈

高

照覆事案照本年三月初九日准

皆總理照會內開 自照得本年 等因前來准此查已死金玉均此係敵邦為謀叛不遵首

犯人皆得以誅之潛逃法網有年於茲適在上海被獲定由天理昭然彼時情形想諸

周折幸賴 中朝 稅無外派撥兵輪妥獲洪鍾宇回國所有全屍及各件亦併解

送此出自體恤周到之慮銘鏗不盡舉國同情除將送臣金玉均屍體擬照

本國律例嚴行核辦外相應備文照覆

貴總理請煩查照轉咨施行須至照覆者

右

覆

欽命駐劄朝鮮總領事官三品銜臣趙漢根跪奏為

光緒二十九年三月

朝鮮議政府左議政趙

為

照會事案照敵邦金羅道所轄一秦仁古身等縣民習山悍性情險惡素稱難治近

板匡 縱33 橫23 櫃

黙を守つて居たにも拘らず、第三國領事の主張により、四月五日領事團會議が開催せられた。席上各國領事の質問はハネン英國總領事に集中し、同總領事は恰も被告の位置に立ち、陳辯に努めた。各國領事中には硬論を唱へるものもあつたが、既に共同租界參事會の同意を得て、犯人洪鍾宇を清國官憲に引渡し、本件に關係深き日本國總領事も之を默認した以上、施すべき手段がない。最後に「犯人洪鍾宇を相當の刑に處せしむるやう、清國政府に照會することを、各自其公使に要求すべし」と決議したに過ぎなかつた。(註五)

洪鍾宇及び金玉均屍身を搭載した軍艦威靖は、四月十二日午後一時仁川に入港した。督理徐相喬は即時統理衙門に打電して、金玉均死體を仁川に陸揚すべきや質したが、統理衙門は回訓して、汽船漢陽號に移載して、楊花津に輸送せしめた。漢陽號は翌十三日楊花津に到着したので、徐相喬・趙漢根・洪鍾宇は即時入京、金玉均死體は津頭の民房に收容し、兵丁を派して嚴に監守せしめた。四月十四日袁道は照會を領議政沈舜澤に送り、洪鍾宇及び金玉均屍身の護送引渡を正式に通告した(註六)。是より先外務大臣陸奥宗光は、大越上海駐在總領事代理の報告により、金玉均の死體が朝鮮本國に送致せられた事實を知るや、朝鮮國王戚族が古來の陋習を踏襲して、死體に殘虐な刑戮を加へ、一に國際間の信用を失墜し、一には日本國內の感情を刺激することを慮り、駐韓特命全權公使大島圭介

に電訓し、京城駐劄各國代表者と協力して、金玉均の死體に刑戮を加へることを中止するやう勸告せしめた。

大鳥公使は京城外交團首席なるが故に、四月十四日外交團會議を召集して、本國政府より電命に接したことを述べ、朝鮮國政府に對する勸告に参加せられるやう希望した。ロシア國代理公使カルル・ウニールは、金玉均は朝鮮國の重大犯人なるが故に、其處刑は朝鮮國王の權限に屬する。外交團の共同勸告は内政干渉に當る惧があるとして反對した。外交團會議に於ては遂に何等決議するに至らず、各國公使が個人の資格に於て、罪人の死屍に斬戮を加へるやうな朝鮮古來の慣習が、朝鮮の國際信用を害すること甚だしい事實を、非公式に朝鮮國政府に説明する外に、何等干渉しないことを可とする意見が支配した。

四月十四日午前外交團會議終了するや、大鳥公使は直に督辦交渉通商事務趙秉稷に會見して、金玉均は重大政治犯にもせよ、既に誅死せる以上刑罰は充分加へられて居る、若し其死體を再び刑戮すれば、各國輿論は決して黙過しないであらうと注意を與へた。趙秉稷は唯朝鮮古來の刑律あることを主張し、大鳥公使の勸告を即時に拒否したので、同公使は甚だ不滿の色を浮べて退去したと云ふ(註七) 廟堂に於ては四月十三日刑曹・漢城府に命じて、金玉均の死體を検案せしめた。十四日に至り、時

原任大臣を初め司憲府・司諫院兩司及び弘文館諸臣相ついで上疏し、金玉均謀反大逆不道の罪を以て、仁祖甲子大逆不道罪人李适・英祖乙亥大逆不道罪人申致雲の例に従ひ、凌遲斬に處すべき事を論じた。國王即日之に従ひ、義禁府に命じて楊花津に於て刑を執行せしめられた(註八)

金玉均死體の斬戮は急に實行せられたが故に、日本國公使を除き、各國公使は個人の資格で、非公式に勸告する時間を有しなかつた。又駐清英國特命全權公使サー・ニコラス・オーコナー(Sir Nicholas R. O'Connor)は特に譯官を總理衙門に遣して、同衙門より朝鮮國王に電飭して、速かに金玉均死體を埋葬し、洪鍾宇の任用を延期することを勸告せられるやう依頼した。オーコナー公使の勸告が總理衙門より李督を経て袁道に到達したのは四月十六日で、金屍刑戮後であつたが、國王は洪鍾宇の緩用は承諾せられた。(註九)

金玉均と相竝んで、甲申變亂の首魁として注目せられる者は朴泳孝である。李逸植は兩者の暗殺を同時に決行する計畫であつた。三月二十四日金玉均一行の神戸出發を見送つて、李逸植は大阪府西成郡會根崎村なる妾宅に歸り、權東壽・權在壽兄弟を召致して、朴泳孝等舊獨立派幹部を殺害すべきことを告げ、且朝鮮服結髪のままでは、目的を達した後、逃走が困難なので、三名共に斷髮洋服を着用し、同夜大阪を出發して二十五日東京着、芝區櫻田本郷町雲來館に投宿した。

李逸植は雲來館に於て、其中策即ち隠暗斬戮其死體を駐日公使館に搬入する計畫を立て、雲來館二階一二疊の客室を其現場に充て、先づ死體運搬用として最大型支那鞆四個を入手し、又毛布を購入して室内に敷き詰め流血を防いだ。之等は李逸植が川久保常吉を助手として準備したところで、三月二十六日には一切出来上つた。李逸植は權東壽が書畫に長ずるを以て、別室に於て揮毫せしめ、朴泳孝等が之を品評する隙に襲撃する計畫であつた。

是より先李逸植は其スバイとして、金泰元を親隣義塾に入塾せしめたが、秘密は遂に金泰元より洩れ、李圭完等の知るところとなつたので、李逸植は四月二十六日朴泳孝を雲來館に招致しようとしたものが、却つて同日朴泳孝のため親隣義塾に召喚詰問せられることとなつた。李逸植は大に焦慮し、翌二十七日親隣義塾に朴泳孝を訪問して釋明し、雲來館に招致しようとしたが、朴泳孝は種々辭を構へて之に應ぜず、遂に目的を達しなかつた(註一〇)。

四月二十七日午後金玉均は上海到着の豫定である。従つて洪鍾宇は二十七日夜か、晚くとも二十八日中には兇行の目的を達すべく、其報道が達すれば、李逸植の計畫は畫餅に歸せざるを得ない。即ち二十八日中には必ず暗殺を執行しなければならぬので、李逸植はかねて計畫した中策を斷念して、下策即ち場所を問はず暗殺を斷行しようとした。乃ち李逸植は進んで親隣義塾を訪ひ、朴泳孝・李圭

完・鄭蘭教等と論難するのを機とし、權東壽・權在壽に命じ、拳銃を以て襲撃せしめようと云ふ計畫であつた。もと金玉均に隨從した柳赫魯は李逸植より補助を受け、其准黨與であつたが、親隣義塾の空気の不穩なことを聞知し、二十七日夜李逸植の逃走を勸告したが、李逸植は同意しなかつた。(註九)李逸植豫審調書に云ふ。

〔二十八日午前〕六時頃ニ權東壽ニ權在壽トヲ呼ンデ、昨晚柳赫魯ガ來テ、斯様々々ナ話ヲシテ歸リ、金泰元カラハ斯様ナ手紙ガ來タト云フテ見セテ、私ハ二十八日ニ確ニ上海デ洪鍾宇ハ金玉均ヲ遣ルカラ、私ノ策略ハ當テ、學校^{○親隣義塾}ニハ皆捕テ居ルカラ往ク、往クニ付テハ私ハ國王ノ命令ヲ受ケテ居ル者デアルカラ、權東壽・權在壽ニ、私ハ先ニ車デ往クカラ、お前二人ハ後カラ刀ト鐵砲^{○拳銃}ヲ持テ來イ、私ガ夫レデ向テ話ヲシテ居ル最中ニ、表カラ鐵砲ヲ撃テ放スレバ、内ノ者ガ狼狽シテ騒デ出ルカラ、其所ヲ切り、又ハ鐵砲デ撃殺セト云フタラバ、顔色が青ク成タノデ、私ハ左様ニ顔色ノ變ル様ナ事デハイカン、公義ノ爲ニハ私ノ子デモ邪魔ニナレバ殺ス位ノ考デアルカラ、此ノ心ヲ据エテ働ヲ爲セト命ジタラバ、其事ヲ二人モ承諾シタ、尤モ權東壽・權在壽ノ二人ハ、如此人ヲ殺スノ手傳ヲ爲サセル積リデハナク、切タ首ヲ持テ國ヘ歸ス事ニ使フ考デアツタガ、上海デ洪鍾宇ガ金玉均ヲ殺スノハ、今日ニ迫リ居テ、今ニモ其電信ガ來タナラバ、朴

泳孝等が其用意ヲ爲シテ、私ノ思フ事ヲ達スル事ガ出来ン場合ニ立至タノデ、右ノ如ク權二人ヲ使テ、朴泳孝等ヲ殺スノ手段ニ至タノデス。(註一〇)

此陳述中川久保常吉の名が見えないが、同人も權東壽兄弟と同席で、李逸植の命令を聴取したことは、李逸植の陳述竝に傍證で明かであるが、川久保は豫審廷・公判廷を通じて、絶対に之を否認して居る。或は川久保は李逸植に強制せられたけれども、親隣義塾襲撃に同意しなかつたものであらう。

李逸植は次に川久保常吉に保管せしめた六連發拳銃(實包裝填)各一挺・日本刀各一口を權東壽兄弟に交付し、二十八日午前八時自ら親隣義塾に赴いた。時に朴泳孝は未だ來らず、李圭完・鄭蘭教等出でて二階に李逸植を導き、二三押問答の末麻繩を以て李逸植を縛し、仕込杖を以て威嚇し、又火箸を以て毆打し、鼻頭に微傷を負はしめた。朴泳孝も少時にして現場に來り、種々李逸植に訊問した。李逸植は言を左右に託して眞實を述べなかつたが、金玉均暗殺の一端を漏らしたので、朴泳孝は半信半疑の裡に鄭蘭教等を雲來館に遣して、李逸植所有大型革靴二個を取寄せ、内容を檢して愈々疑惑を深くした。朴泳孝は金玉均暗殺の眞相を質すがため、親隣義塾を出て、福澤諭吉を訪問したが何等得るところなく、翌二十九日に至つて其眞相を確認した。此間朴泳孝は李逸植の監視を命じたので、李圭完等は徹夜李逸植を監視禁し、二十九日午後に及んだ。(註一一)

權東壽・權在壽は李逸植より親隣義塾襲撃を命ぜられたが、固より其意志も能力もない。彼等は雲來館に潜伏して一步も出でず、形勢を觀望したが、李逸植の消息は不明で、殊に同人の依頼と稱して雲來館に來た鄭蘭教と共に、李逸植の革靴を携帶して親隣義塾に赴いた川久保常吉の言によるも、李逸植の生命に懸念すべきものがあるので、二十八日午後五時權東壽・權在壽・川久保常吉は、李逸植より交付せられた拳銃・刀劍を携帶して、朝鮮國公使館に出頭し、臨時代理公使俞箕煥に保護を願うた。俞箕煥は麴町警察署に通知し、警部田邊政之助を招致し、事件を説明したので、田邊警部は歸署の上同署長に報告、警部一名・巡查一〇名を引率して、二十九日午後一時頃親隣義塾を臨檢し、李逸植の拘禁を解き、一同を本署に引致した。(註一二)

警視廳に於ては本件を重大視し、警視總監園田安賢以下各首腦部が麴町警察署に出張し、同署長を指揮して、三月三十一日李逸植・朴泳孝・李圭完・鄭蘭教等七名を取調の上、東京地方裁判所檢事局に送附した。

朴泳孝・李逸植等の拘引には何等の問題も生じなかつたが、權東壽・權在壽は朝鮮國公使館に逃亡潜伏するが故に、其引致には外交上の手續を必要とした。乃ち陸奥外務大臣は俞箕煥代理公使に權兄弟の引渡を要求したが、同代理公使は公使館の不可侵權を侵害するものとして、之に同意しない。外

務大臣は大鳥特命全權公使に電命して、朝鮮國統理衙門に直接交渉せしめた。大鳥公使は四月二日督辦交渉通商事務趙秉稷を訪ひ、外務大臣訓令を説明し、ついで翌三日杉村書記官を遣して、四月四日正午を期して、權兄弟引渡に關する回答を迫つた。督辦趙秉稷は參議交渉通商事務李仙得と協議を重ねた上、日本國裁判所に於て取調の必要上、權東壽兄弟を一旦引渡すことには同意するが、取調完了の上は、李逸植・權東壽・權在壽共に朝鮮國法律に違反した罪犯として處分する必要上、其引渡を日本國政府に要求するに決定した。即ち四月三日午後俞代理公使に電訓したので、同代理公使は權東壽・權在壽に公使館退去を命じ、門外に於て警察官吏の逮捕に任せたのである。然れども李逸植・權東壽等の朝鮮國政府引渡については、兩國間に罪犯互交條約が存しないことを理由として、四月五日大鳥公使の拒絶するところとなつた。(註一五)

元來俞箕煥代理公使は權兄弟の引渡には絶対に反對であつた。然るに統理衙門の訓令により引渡を命ぜられたので、甚だしく激昂し、四月五日「國權被侵」の故を以て、離任歸國を電請した。統理衙門は四月六日、離任の必要があれば、其事由を詳細に上申して、政府の指揮を待つべきことを回訓した。然るに俞代理公使は既に前日公文を陸奧外務大臣に送り、權東壽兄弟拘引事件を激烈に非難し、今後同外務大臣と外交事務を商議すること能はざる旨聲明し、且公使館事務代理者の氏名を通告する

ことなくして、即日東京を退去した。

俞代理公使の歸國は外交上重大な危機を招來する惧があるので、陸奧外務大臣は四月六日大鳥公使に電訓して、同代理公使の歸國は朝鮮國政府の命令によるものなりや説明を求め、且同代理公使を再び外交官として日本國に派遣せられることを欲せず、又後任公使着任の上は、適當な懲戒を加へられんことを要求することあるべき旨通告せしめた。(註一四)

俞代理公使の突然歸國は統理衙門も意外とするところで、四月九日賜暇歸朝中の辦理公使金思轍に歸任を命じ、其着任まで駐日書記官金思純を代辦館務に指名した。翌十日照會を大鳥公使に送致し、俞代理公使の歸國は全く獨斷に出で、朝鮮國政府の訓令に出でたものでないことを釋明した。(註一七)

昨○李太王甲午年三月四日、
明治二十七年四月九日接費第二十號來文、閱悉一切、查日前據俞署使電稱、因有要公、必須回國

面稟等語前來、經本督辦電覆、倘有要公事件、須先電稟明晰、俟有政府命令、方定行止等語去後、昨據該公館書記官金思純電稱、俞署使於我曆二月三十日○明治二十七年四月五日、知照離發等語、該署使離任、在回電來到之先、惟該員署理之初、由政府札飭、內開遇有要公面稟等事、毋須待有政府命令、隨時回國等語在案、查此次該署使一經電稟、仍即起程、雖已知照貴外署、未及接任爲誰、所以由本署、當經電飭後、該公館書記官金思純、暫行代辦館務、並飭照知貴外務省、尙望貴公使

査照、將以上各節、轉詳貴外務大臣可也。(註一八)

ついで俞箕煥は歸國の上本官を減下せられ、此に本件の結末を完了した。

超えて四月二十六日に至り、李逸植・朴泳孝等被告に對する豫審決定し、李逸植は謀殺教唆、川久保常吉は謀殺幫助、朴泳孝・李圭完・鄭蘭教等六名は監禁制縛毆打拷責の罪名を以て起訴せられ、權東壽・權在壽・金泰元は謀殺豫備を以て、豫審免訴の言渡があつた。かくして李逸植・朴泳孝以下東京地方裁判所の公判に附せられ、立會檢事は李逸植に對しては金玉均に對する謀殺教唆、朴泳孝に對する謀殺未遂を以て死刑、川久保常吉に對しては謀殺幫助を以て無期徒刑、李圭完・鄭蘭教に對しては、監禁制縛を以て二月以上二年以下の重禁錮及び罰金を求刑し、朴泳孝等に對しては、證據不充分を以て公訴を放棄した。六月二十八日判決言渡に於て、李逸植・川久保常吉・朴泳孝等はすべて無罪、李圭完・鄭蘭教のみ制縛監禁毆打の罪を以て、重禁錮一月一〇日(鄭蘭教は一箇月)罰金各二圓に處せられた。李圭完・鄭蘭教は原判決を不服として控訴し、又立會檢事は李逸植・川久保常吉に對する判決が法律の適用を誤るものとして控訴した。二審は東京控訴院に於て審理の上、明治二十七年十月一日判決に於て、兩件共に控訴棄却を宣告せられた。(註一九)

金玉均・朴泳孝暗殺計畫の經過を詳細に検討するに、李逸植・權東壽・權在壽に實際其意志があつ

たか疑ふべきものが尠くない。彼が日本に渡來してより殆ど三年、其間金玉均の如きは孤立無援の狀態であつたから、いづれかの地點に誘致して、殺害するのはさして困難でなかつた。唯彼等が實行の意志と能力を缺くが故に、實行能力を具備する人物の出現を待つて居た。洪鍾宇の來着は意外の僥倖である。李逸植は洪鍾宇に金玉均殺害を委託して、之で一切を糊塗する考であつたであらうが、池運永の先例もあり、自己も空手では國王戚族に復命する途がない。其反間苦肉の策が、雲來館に於ける大掛な準備や親隣義塾への單身投入となつて現れた。殊に後の場合について見るに、李逸植は權東壽・權在壽兄弟に、殺人の意志も能力も有しないことを確認した上、其所有兵器の全部を分配し、時機を見計つて襲撃を強要し、自身は寸鐵も帶びずして、敵地たる親隣義塾に乗込んだ。かやうな方法で、幾度か殺人の經驗ある亡命政治犯人を殺害し得るとは何人も信じない。被害者たるべき朴泳孝等すら、李逸植に殺意ありとは認めず、臨檢警察官が被害者・加害者の識別に惑つた程である。裁判所が李逸植の謀殺未遂を認めなかつた事は當然である。

李逸植が法廷に於て最後まで沈黙を守つた眞の計畫は、次の如くではなかつたであらうか。彼は滯日三年間の經驗により、日本國警察制度は極めて完備し、朝鮮人政治犯人に關する事件は、發生と共に直に偵知せられることを知つた。彼が雲來館に於て大袈裟な暗殺計畫を進めれば、必ず警察官の

注意を惹き、實行着手前既に發覺し、彼及び權東壽兄弟は池運永の例により、日本國官憲に逮捕せられ、國外退去を命ぜられる。彼が實行計畫は新聞紙上に詳報せられるから、それを土産に歸國すればよい。雲來館の計畫が失敗したことは、李逸植の立場を不利にしたことは争ふことが出来ない。第二段の策として、親隣義塾に赴けば、當然監禁殴打せられるであらうが、兇器を携帯して居ないから生命に危険はないであらう。而して怯懦な權東壽兄弟は恐怖のあまり、朝鮮國公使館か警察署に投じて、保護を願出でるに相違ない。此に於て警察權の發動となり、李逸植は當然解放せられる。而して李逸植自身朴泳孝等に危害を加へたわけでないから、何等處刑せらるることなく、國外退去を命ぜられる。李逸植は生命を賭して朴泳孝等を襲撃したけれども、權東壽兄弟の怯懦によつて目的を達しなかつた事實は新聞紙上に詳報せられるから、彼は之を土産として、堂々歸國し得るわけである。(當時國王・戚族が日本新聞紙の記事に絶えず注意して居たのは事實である)。

以上は單に著者の臆測ではなく、明治十九年より明治四十三年に至る二三年間に、朝鮮國內外に發生した幾多の暗殺事件を検討の上、判斷したものである。

朴泳孝暗殺未遂事件に關連して、朝鮮國王親書及び印璽の偽造問題が發生した。初め三月二十八日朴泳孝が親隣義塾に於て李逸植を訊問した際、同人が大三輪長兵衛より二〇、〇〇〇圓乃至五〇、〇

〇〇圓の政治資金を引出すために、國王勅諭を金玉均より託せられたと述べた。朴泳孝は李逸植の革靴を取寄せて検査し、國王親書と稱するもの二通を發見したが、其形式竝印璽より、一見して偽作と知るに難くないものであつた。朴泳孝は金玉均は篆刻を能くし、殊に國王の親書偽造等は其常套手段であるから、金玉均の偽作かと疑つたが、其筆蹟は全然相違して居た。印璽も李逸植の革靴より二個共に發見せられた。其一是方形で印文は「李氏繼極壽傳召寶」、一は圓形で印文は「珠淵」(李太王の號)の二字であつた。後李逸植の陳述に基き取調の結果、二個の印は明治二十七年二月中、大阪市北区常安町一六番屋敷印刷彫刻業中西清治郎が、李逸植の注文によつて刻したものであることが判明した(註二〇)。

朝鮮國王親書は當初より偽造品たることが明かであつたが、李逸植は金玉均・朴泳孝殺害は王命によることを主張して居るので、裁判所は司法大臣を経由して、外務大臣に李逸植の主張の眞實性を朝鮮國政府に質問するやう依頼した。

陸奥外務大臣は、東京地方裁判所より送致した朝鮮國王親書を一見して、直に其印璽が偽物であることを推したが、四月二日大鳥駐韓特命全權公使に電命して、親書の眞偽を質問せしめ、其回答は公文を以てせしむべき旨注意した。大鳥公使は四月三日書記官杉村濬をして、督辦交渉事務趙秉稷を訪

問し、外務大臣の電訓を以て、李逸植等の陳述を傳へ、其眞偽特に所謂國寶の眞偽を質問せしめた。柝辦趙秉稷は即日照會を以て盡く之を否認し、併せて李逸植等罪犯の引渡を要請した。(註二)

曩於我曆○李太王
甲午年

正月間、據駐貴京我署公使電稱、李逸植・權東壽、不領執照、踪跡殊常各情節、

當即由本署、密飭三港監理、俟到拿辦、并經言明貴公使、設法拿回、以懲奸究在案、頃聞該李逸植・權東壽、尙在貴國、滋生事端、且于本日、貴書記杉村來言、刻奉本政府電開、李逸植帶有鈐璽文憑、宜由該公使、向朝鮮政府照詢是否等因、茲先言明、嗣當聲照等語、本督辦查該李逸植、賈造文憑、潛越隣國、授以邦憲、寔屬罔赦、應由貴政府、照章查拿、一俟訊案了結、將該李權諸犯、迅行解交本政府、以憑照律處辦、實爲公允、請轉達貴政府、施行見覆。(註三)

日清韓三國外交關係に關する限り、金玉均暗殺事件は之で終結した。然れども此事件の政治的意義は頗る重大で、轉じて日韓兩國の内政問題にまで發展した。

朝鮮に於ては國王・戚族共に、甲申變亂の首魁が自國法權の及ばない安全地帯に居住し、戚族打倒の策謀に従事することを痛恨して居たが、今次義兵將洪鍾宇の手を假りて、正法することが出來たので、國家莫大の慶とし、之を廟社に告げ、五月三十一日には昌德宮仁政殿に御して、王世子圻及び宗親文武百官の進賀を受け、教を頒ち、死刑以下犯罪を特赦した。此盛典の行はれた日、全州李氏龍興

の地たる全州府が、東學首魁全璣準の手に落ちた事實を思へば、一種の感慨なきを得ない。(註三)

頌教文曰、元惡追戮、憤已洩於神人、舊章載稽、告用亶於朝野、爰揚大號、其尙明聽、惟予嗣守丕基、不幸荐值厄運、疆土國民之付畀、昭受申休、險阻艱難之備嘗、忍言甲歲、凶黨斯得、雖設鞫而正法者已多、巨慝未殲、凡漏網而亡命者不少、逆魁玉均殆天地開闢以後未有、非○大逆不
道罪人李

逆逆・甲亂逆之變可俾、同英植・泳孝之猿腸鼻音、均鍾厲氣、與光範・載弼而蛇盤蚓結、久蓄陰圖

放火三更、不意穀下戎起、環宮二日、遂至肘腋變生、易置將相諸任、矯制爵命、戕害宰輔羣彥、逞憾朝紳、宗社震驚、危如一髮、殿宮播越、至于再番、氛祲廓清、賴育感靈之攸暨、蘗芽有種、宜其醜類之盡剝、豈容假息於履載之間、迺爾竄跡於溟渤之外、心死醜魄、何慮殘縷之尙存、說疑傳訛、或致浮言之胥動、以若今古大獄、庸矣十稔之失刑、惟茲婦孺秉彝、鬱乎萬姓之積憤、肆上天默佑於邦國、而罪人始伏於斧鑕、逆節凶謀、不得待乎具格而斷者、妖腰亂領、不當以徑斃而貸之、已將逆賊玉均、追施凌遲處死、用适雲律訖、太室陳虔告之儀、大庭舉播修之典、暨海出日、皆囿陰陽之慘舒、率土普天、寧斬雷雨之赦宥、自本月二十七日昧爽以前、雜犯死罪以下、咸宥除之、在官者各加一資、資窮者代加、於戲天理不忒、王章克伸、下無叛上無誅、縱愧制置未亂、惡必懲善必勸、庶冀化民有成、故茲教示、想宜知悉

藝文提學(註二四)
尹容善製

金玉均暗殺事件は日本國內に於ても、亦朝鮮に於けると異つた意味で、政治上の重大問題化した。もと金玉均は亡命一〇年、其間に盟友たる朴泳孝と袂を別ち、日本國官民の同情も殆ど失ひ、現に彼が上海に向け最後の旅に發途した際、神戸埠頭に見送つた日本人は甲斐軍治唯一名と云ふ悲況にあつた。然るに彼が上海に於て、革命志士に相應しい劇的最後の遂げたと云ふ報道が到達するや、國民は過去に於ける金玉均の失行を盡く遺忘し、唯彼が朝鮮國の自主獨立の爲に奮闘し、其一身を犠牲として顧みなかつた功績のみを追憶し、あらゆる同情と援助を吝まなかつた。中にも金玉均の故友大井憲太郎・井上角五郎・岡本柳之助等が中心となり、金氏友人會と云ふものを組織し、事務所を交詢社内に置き、關係當局と連絡を取り、金玉均死體引取・葬儀葬行等を擔當することとなつた。

既にして金玉均の從僕和田延次郎が孤影孑然歸國するや、金氏友人會は同人に質して、金玉均渡清の事情・其最後・死體押収に關して、詳細に知悉することが出來た。此に於て金玉均に對する同情は、次第に清國官憲の横暴と朝鮮國王戚族の殘虐を痛憤する聲と變つて行つた。金氏友人會としては、上海共同租界工部局警察部に押収せられ、江蘇海關道に引渡された金玉均死體の返還請求を以て急務とし、會員中外務大臣陸奥宗光と特殊關係ある岡本柳之助を通じて、外務當局と交渉した後、代表者として岡本及び齋藤新一郎を上海に派遣した。然るに金玉均死體は更に江蘇海關道より朝鮮國出

張員に引渡され、本國に護送せられたので、金氏友人會は小林勝民等を代表として外務次官林董と會見し、金玉均死體引渡について朝鮮國政府と交渉すること、並に大越總領事代理を懲戒すること等を要求せしめたが、即座に拒絶せられた。

金氏友人會は今や策の施すべきものがない。最後に明治二十七年五月二十日自ら主催となり、東京市淺草區西本願寺別院に於て、金玉均のために法要を營み、遺髪を青山墓地に埋葬した。時恰も臨時議會召集中として、政治的意味に於ても參列者多く、稀に見る盛議であつた。(註二五)

金玉均暗殺事件は今や外交問題より一轉して、内政問題となつた。國民は公表せられた狭いしかも歪曲せられた―故意ではないが―事實より判斷して、此事件の背後に、清國特に李鴻章・李經方の陰謀があると感じた。甲申變亂以來一〇年間抑壓せられた排清感情が、一時に爆發した。明治二十七年五月十八日第六臨時議會衆議院本會議に於ける議員守屋此助の質問演説は、正に此種の激越な感情を代表して居ると云つてよい。

略上 日本政府が、此金玉均ト云フ事柄ハ、一人ノ事デハゴザリマスガ、日清韓ノ三國ニ關スル所ノ外交上ノ重大問題ナリト、斯様ニ考ヘルノデアル、ソレハナゼナレバ、往復切符ヲ買ツテ、而シテ上海ニ至ツテモ、日本人ノ開イテ居ル旅館東和洋行ニ止宿シタ程デアル、飽クマデ日本ノ保

護ノ下ニ立タウト思ツタノデアアル、此人ガ銃殺致サレタ、是ハ支那ノ上海ニアツタコトデゴザリ
マスカラ、現在——現在斯ノ如キ事變アリシ所ノ國デ、検屍ノ手續ヲスルト云フハ是ハ當然デア
ル、検屍ノ手續ガ済ミシ其後ハ、彼レ上海道臺ハ之ヲ如何ニ決シタル、日本人和田延次郎ニ引渡
シタデハナイカ、此引渡ガ済ンデカラ後ハ、日本人和田延次郎ノ荷物ニナツタノデゴザリマス、
ソレ故税關ノ手續ヲシテ、——税關ノ手續ヲ經テ、之ヲ荷物トシテ、荷作ヲシテ日本ノ郵船會社
ノ船ニ積ンデ、戻ラウトシタノデゴザリマス、其戻ラントスル時ニ、上海道臺ハ検屍ノ手續ヲ済
マシテ、是デ宜シイト支那官吏ガ、日本人和田延次郎ニ渡シタノデゴザリマス、此後ハ和田延次
郎ノ荷物ニナツテ居ル、此物ガ一人ノ只私有物デ、何ニモ國ノ交際上ノ事柄、外國ノ關係上ニ更
ニ關係ナイモノナラ、ソレハ強テ此演壇ニ立テ言フ程ノコトハアリマセス、前ニモ申シ諸君ノ御
熟知ノ如ク、日清韓三國ニ關スル所ノ重大ナル關係ヲ持ツテ居ル所ノモノデアアル、此物ヲ支那政
府ハ一度日本人和田延次郎ニ渡シテ、ソレカラ後妙ニ言葉ヲ作り設ケテ、正々堂々ノ談判デ取ツ
タノデゴザリマセス○中、略、ソコデ支那政府ガ一旦日本人ノ和田延次郎ニ渡シタモノヲ、正々堂
々ノ手續デ渡シタモノヲ、正當ノ理由ナクシテ曖昧模稜ノ間ニ取上ゲテ、自國ノ軍船ニ搭載シ、
洪鍾宇ト船ヲ同ジウシテ之ヲ送ル、此事柄ハ諸君ドウデゴザリマセウカ、日本ノ國ニ向ツテ彼ガ

侮辱ヲ加ヘテ居ラスカ、無禮ノ所爲ヲシテハ居ラスカ、是ガ無禮デナイカ、侮辱デナイカ、無禮
ト云フ事柄ト侮辱ト云フコトハ、斯ノ如キ事實ヲ名ケテ侮辱ト云ヒ無禮ト云フノデアラウト、私
ハ確信シテ居ルノデアアル。○下(註二六)略

外務大臣陸奥宗光は同五月二十九日書面を以て左の如く答辯し、事務的に事件の真相を説明して、
大越總領事代理の措置に過失なかりしことを釋明して居る。(事實上大越總領事代理の措置に遺憾の
點が尠くなかつたのは、同領事自身認めるところである。)

在上海帝國總領事ヨリノ報告ニ依レバ、朝鮮人金玉均ガ同國人洪鍾宇ノ爲ニ殺害セララルヤ、其
雇人本邦人和田延次郎ナル者、上海縣令ニ乞ヒ、其屍體ヲ引取り、三月三十一日上海出帆ノ西京
丸ニ搭載シテ、本邦ニ持歸ラントスルニ際シ、同縣令ヨリ暫時其搭載ヲ差留メラレ度旨、我總領
事ヘ請求シ來リタレドモ、我總領事ハ既ニ同縣令ヨリ一旦本人ニ下附シ、税關手續モ相濟ミタル
者ニ對シ、之ヲ差留ムヘキ權利ナキ旨ヲ以テ、其請求ヲ拒絕シタリ、然ルニ其後和田延次郎ハ該
死體ヲ路傍ニ放チ置キタル儘、其場所ヲ離レ去リタルヲ以テ、上海居留地警察署長ハ、道路ニ屍
體ヲ置クコトハ、居留地規則ノ許サザル所ナリトテ、之ヲ警察署ニ取上ゲタリ、而シテ同人ハ更
ニ警察署ヨリ之ヲ引取ルノ手續ヲ爲スニ及バズシテ歸國シ、警察署長ハ清國官憲ノ請求ニ應ジ、

之ヲ同官吏ニ引渡シタリト云フ。

右ノ事實ナルガ故ニ、守護者ナキ屍體ニ對シ、清國官憲ガ其地方官ニ命ジ、處分ヲ爲サシメタルコトハ事實ナレドモ、質問書ニ謂フガ如ク、清國政府ニテ掠獲シタルコト無之、然リ而シテ一個ノ朝鮮人ナル金玉均ノ屍體、及ビ一個ノ朝鮮人ナル加害者洪鍾宇ノ起リシ國ノ政府、即チ清國政府ニ於テ之ヲ何人ニ引渡ストモ、帝國政府ノ干涉スベキ限ニ在ラズ。(註二七)

議員は昂奮して怒號し、外務當局は冷靜且事務的に書面答辯した。然れども更に一步を進めて、表面上相對立する兩者の胸中に、等しく激烈な排清感情を潜めて居ることを理解しなければならぬ。

(註一) 李文忠公全集電稿卷一五寄上海轟道。

(註二) 明治二十七年四月二十六日大越上海駐在總領事代理報告。

(註三) 李逸植謀殺未遂被告事件豫審調書。

(註四) 公文騰錄光緒二十年三月九日駐韓清道員袁世凱到朝鮮領議政沈舜澤照會、李文忠公全集電稿卷一五寄上海轟道・寄朝鮮袁道。

(註五) 明治二十七年四月六日外務大臣宛大越上海駐在總領事代理報告。

(註六) 統理衙門日記卷三九甲午年三月七日・八日、公文騰錄。

(註七) 李文忠公全集電稿卷一五寄譯署。

Mr. H. N. Allen, U. S. Chargé d'Affaires a. i. to Korea, to Mr. W. Q. Gresham, Secretary of State, April 17,

1894. Papers relating to the Foreign Relations of the United States. 1894. Appendix, p. 17.

(註八) 日省錄李太王甲午年三月九日、李文忠公全集電稿卷一五寄譯署。

(註九) 李文忠公全集電稿卷一五寄朝鮮袁道。

(註一〇) 李逸植謀殺未遂被告事件檢事廳取書、同豫審調書。

(註一一) 同上。

(註一二) 李逸植謀殺未遂被告事件豫審調書。

(註一三) 同上。

(註一四) 李逸植謀殺未遂被告事件記錄。

(註一五) 李逸植謀殺未遂被告事件記錄、統理衙門日記卷三九甲午年二月二十八日・二月二十九日。

(註一六) 朝鮮國臨時代理公使俞箕煥離任歸國事件、統理衙門日記卷三九甲午年三月二日。

(註一七) 統理衙門日記卷三九甲午年三月四日・五日・七日・九日、李文忠公全集電稿卷一五寄譯署・寄日本汪使。

(註一八) 統理衙門日記卷三九甲午年三月七日。

(註一九) 李逸植謀殺未遂被告事件豫審決定書・公判記錄。

(註二〇) 李逸植謀殺未遂被告事件記錄。

(註二一) 同上、統理衙門日記卷三九甲午年正月九日・十日・二月二十八日。

(註二二) 統理衙門日記卷三九甲午年二月十八日。

(註二三) 日省錄李太王甲午年三月二十三日・四月二十七日。

(註二四) 日省錄李太王甲午年四月二十七日。

(註二五) 金玉均三一—三三頁。

(註二六) 大日本帝國議會誌卷二(昭和二年刊)第六議會衆議院一五二九—一五三〇頁。

(註二七) 同上 一七三五—一七三六頁。

第二三章 東學變亂

第六六 東學の沿革 癸巳東學變亂

東學は最近に至るまで朝鮮に於ける類似宗教中最大の勢力を有する天道・侍天(大東一進會)・上帝三教の起原をなし、其研究は近代朝鮮の政治社會を理解する上に缺くべからざるものである。著者は昭和五年京城帝國大學法文學部研究調査冊子第三輯「近代日支鮮關係の研究」を發表するに當つて、特に一章を設け、此問題を論じた。(註一)其後上帝教主の後にして、若くして逝いた文學士金文卿氏と相識り、同氏の眞摯な研究により、裨益するところが尠くなかつた。昭和十年には朝鮮總督府囑託村山智順氏が、朝鮮總督府調査資料第四二輯として、「朝鮮の類似宗教」と題する大冊を發表せられた。本書には従前警察官憲その他官廳に調査蒐集せられた東學關係資料が、豊富に收載せられて居るので殊に便利である。(註二)かやうに東學が宗教學的に、又政治的社會學的に研究せられるに至つたのは、喜ばしい現象と云はなければならぬ。従つて前には殆ど其存在を期待せられなかつた東學關係史料が、陸續世上に現れるに至つた。

東學は如上の見地より再検討さるべきであらう。けれども之は本書の論ずべき範囲外に出でるところが多いので、本書には問題を日韓關係に關係深い東學道の變亂に重きを置き、東學の起原及び其本質についてはなるべく簡を旨とし、其精細な検討は他日に期することにした。

東學道の教祖を崔濟愚と稱する。仁孝天皇文政七年（純祖甲申）十月二十八日慶尙道慶州府見谷面龍潭里に生る。初名は福述、後に濟愚と改めた。父は崔塗、母は韓氏である。長じて訓學を業とし、家産を治めず、赤貧洗ふが如くであつた。平常邪學若くは西學と稱せられた天主教會が民間に廣く信仰せられる事を慨し、之と鬭争し、絶滅することを志し、郷里を去つて慶尙道梁山郡千聖山に入り、壇を設け工夫を凝らすこと久しく、萬延元年（哲宗庚申）四月忽然天主の降臨を感得し、靈符を授與せられた。崔濟愚之によつて愈々工夫を重ね、新たに一道を創めた。東學關係者は是歲庚申を布德元年と號する。（註三）

崔濟愚は新道を西學に對して東學と稱した。其教旨は敬天順天の心を以て天主となし、常に『至氣今至、願爲大降』、『侍天主造化定、永世不忘萬事知』の八字呪文・一三字呪文を誦する。其祈禱を行ふに當つては、山中に壇を設け、呪文を誦して、神を降し、木劍を執つて跳舞したと云ふ。人の療病を請ふものがあれば、呪文を授けて誦し、又弓弓字を書した紙片を與へて、之を焼き、其灰燼を服用

せしめる。萬病必ず治癒したと傳へられる。實に呪文と靈符の力によつて疾病を治癒するのは、東學の最も重要な使命となつて居たことは、甲午東學首魁全瑋準が『東學を學ぶは、則ち免病の外他の利益なし』と述べて居るのよつても知られる。

崔濟愚の作として今日傳はつて居る諸篇を見るに、それが後代の修正を経て居るにもせよ、地方常民或は郷班の間にあつて、學識を有する人物であつたことは疑を容れない。彼が新教創始に當り、内外の經典を参考したことはあらうが、主として半島民俗の間に深い根柢を有する Shamanism の信仰に基礎を置いた事實は、否定し得ないであらう——現在の天道教初め諸分派には、其形式に於て大なる變化はあるであらうが——。従つて東學は衆耳に入り易く、一丁字を識らぬ村婦野童にも傳へられ、兩三年にして八字呪文・一三字呪文を誦する聲は、慶尙一道に遍きに至つたと云ふ。

東學の熾行慶尙一道を風靡するに至つては、微弱な哲宗の廟堂も黙過することが出来ない。殊に東學の呪文其他に屢々「天主」、「上帝」の文字が見え——恐らく崔濟愚が邪學關係の冊子より得た用語であらうが——之が邪學と混同される原因となり、遂に文久三年（哲宗癸亥）十一月宣傳官鄭龜鎔を遣して崔濟愚及び其徒二十餘名を捕捉し、慶尙監營に附して査覈せしめられた。超えて李太王の治世に入り元治元年（李太王甲子）三月十日慶尙道觀察使徐憲淳の査啓に従ひ、左道惑民の罪を以て、大

邱府南門外に於て鼻首し、其徒一〇名を竄配した。(註四)

教祖殉道は新興宗教に免れ難い運命であるが、東學に重大な打撃を與へ、一時其再起を疑はれたが、よく其再興を完成し、慶尙一道の東學を全半島に傳播せしめたのは、第二世道主崔時亨の力である。崔時亨は初代道主崔濟愚の同族、文政十年(純祖丁亥)三月二十一日慶州府東村箕梧里に生る。幼にして父母を喪ひ、零丁孤苦、具さに艱苦を嘗めた。崔時亨は教祖のやうな學識を具へなかつたけれども、剛毅にして百難に屈せず、受難時代の道主に相應しい人物であつた。

元治元年教祖殉道の際、崔時亨は慶尙・江原・忠清三道の境を成す大白山の奥深く難を避け、爾來地方官の指目を避けて、慶尙・全羅・忠清三道に互り潜行する状態であつた。東學の最も衰微時代である。崔時亨毫も屈せず、新道人の獲得に努め、一面東學經典の不備を憂へ、門下の高足に命じて、殉道後散佚した教祖の遺篇を編纂校訂して、明治十三年(李太王庚辰)東經大全・龍潭遺詞を刊行し、同十六年(李太王癸未)には増補再刊した。(註五)

崔時亨及び其門下の執拗な努力は報いられて、東學は忠清・全羅兩道民間に牢固たる根柢を有するに至つた。従つて兩道に於ける東學は漸く世人の耳目を惹き、半島いづれかの地點に於て、叛亂暴動の發生するものがあれば、何等かの形に於て、東學と直接間接に連絡があることを發見せられるに

至つた。東學は今や大叛亂の幼籃とも云ふべき危険な民間政治團體と化しつゝあつたのである。

李氏朝鮮歴代諸王及び兩班が、宋學に心酔の餘り、佛教の形態のみを止め、其生命を奪つてより、朝鮮人は盡く過去未來の因果應報を忘れ果てた。彼等は如何なる種類の善根に對しても、現世の直接なる報償を要求する。之がために朝鮮に發生したすべての宗教——官憲の用語に従へば類似宗教——の教主は、其信徒に對して、現世に於ける直接の報償を約束することを餘儀なくされる。天然の資源に乏しい土地に定住する彼等は、土地より生ずる富に期待を持たない。唯貧しい農民を收斂して鉅富を積む地方官にのみ憧れて居た。此に於て教主は、更に其教徒に地方官の椅子を大量に豫約する事を餘儀なくされる。教主自身國王・戚臣ではない。信徒の飽くなき欲望の一部を満足せしめ、自己の威信を維持しようとするれば、唯一の直接行動即ち叛亂に訴へる外方法はないのである。

東學に對して所謂類似宗教の方程式を適用することは、不當であるかも知れない。事實上教祖崔濟愚の遺篇には、かやうな思想の存在を證すべき痕跡は絶無と云ひ難いにしても稀薄であり、第二世道主崔時亨は其言行を傳ふべき記録——天道教徒の所説は信じ難い——を残しては居ないから、明確に斷言は出來ない。けれども崔時亨の門下を集つた無數の無智な道徒の全部は、現世に於て直接且最も有利な報償を期待する徒であり、門下の高足として道主を輔佐する徒は、東學の集團勢力を利用して

直接行動を起し、之によつて野心を遂げようとする危険分子によつて占められて居た。かやうな状態に置かれては、崔時亨の意志如何によらず、類似宗教の轍を踏まざるを得ないのは明かである。

崔時亨及び東學道徒の取つた直接行動の第一歩は、教祖伸冤と云ふ形で現はれた。伸冤とは黨論の副産物で、黨論の犠牲となつて刑死し、或は竄配放逐せられて客死した罪人の兒孫若くは門下が、父祖舊師のために、上疏して其冤枉を訴へ、罪名を蕩滌し、官爵を復することを請願することを斥す。其方法としては概ね國王の出幸を窺ひ、或は宮門に闖入して、擊錚擊鼓と共に疏章を提出する。固より非合法のもので、伸冤の疏頭は處罰を免れないが、疏章そのものは受理せられ、國王の閣に供せられるのを原則とする。

伸冤は一見道徳的立場より行はれるやうに考へられるが、黨論を背景とする場合には、重大な政治的意義が附加される。即ち伸冤によつて父祖舊師に止まらず、其恩典は兒孫門下に及び、彼等が父祖舊師の罪に連坐した罪名は特赦せられ、其官爵は復せられる。かくして一旦廟堂に復活すれば、直に彼等の父祖舊師を竄配處刑した反對黨と闘争を開始し、彼等をして同一運命を辿らしめるまでは已まない。即ち伸冤は循環性を有し、黨論の存する限り停止するところを知らないのである。

東學道徒の最初の政治運動が、教祖伸冤の形式によつて具體化したのは、黨論の影響によること勿

論であるが、但東學道は廟堂に於て政權を爭奪する兩班の血族團體ではなく、純然たる民間の政治的宗教的團體なるが故に、其目的手段を多少異にした。東學道の教祖伸冤は、教祖崔濟愚の罪名蕩滌と其建祠許可を表面の理由として居るが、其實は東學道の公認自由傳道を目的とする。而して伸冤の手段も兩班のそれと異り、擊錚上疏のやうな緩慢な手段によらず、其集團勢力を利用して、直接行動に訴へようとした。東學道徒の伸冤が重大な政治的意義を有し、一大叛亂の危険を胎んで居ることは、近代朝鮮史の研究者の特に注意を要するところである。

東學道徒の教祖伸冤は、元治元年崔濟愚刑死後間もなく計畫せられたこと、想像されるが、一の變亂の形に於て現れたのは、明治四年（李太王辛未）三月慶尙道寧海府民亂を以て初とする。寧海民亂の首魁李弼濟は恐らく郷班出身と思はれ、哲宗晩年國政紊亂に乗じ、慶尙右道兵馬節度使白樂莘の虐政懲討を名として、文久二年（哲宗壬戌）二月晋州府に叛亂を起し、兵使を放逐するに成功したが、後官憲に追窮せられ、逃れて寧海に潜伏した。李弼濟は曾て崔濟愚に教を受けた事があるので、東學の潜勢力を利用して、叛亂を起さうとし、人を通じて慶尙道榮川郡界竹嶺に潜居する道主崔時亨に、教祖伸冤のため倡義せんことを請うた。崔時亨は自重して應じなかつたが、李弼濟は之に屈せず、寧海府・盈徳縣・尙州牧・聞慶縣等慶尙道北部地方の東學道徒を煽惑し、明治四年三月十日教祖殉道紀

念日を期して、寧海府に暴動を起した。乃ち李弼濟は道徒及び亂民五〇〇名を率ゐ、府衙に亂入して火を放ち、軍器庫を打碎して兵器を掠奪し、寧海府使李城を殺害したが、同府砲軍が來攻するに及び、亂民は四散し、李弼濟も身を以て逃れた。

寧海民亂に再び志を得なかつた李弼濟は、忠清道丹陽郡に奔り、同郡居民鄭岐鉉に身を投じた。鄭岐鉉は大白山月精寺僧樵雲の説に聽き、鄭鑑録を妄信し、忠清道鷄龍山に主たることを得れば、全州李氏に代り、半島に王たることを期するもの、李弼濟を迎へて、明治四年八月慶尙・忠清兩道の境界をなす險要鳥嶺草谷に黨與を嘯聚し、叛亂を起さうとしたが、期に及んで來會するもの僅か數十名、たちまち鎮卒に擊破せられた。首魁李弼濟・鄭岐鉉以下大半即時捉捕せられ、京城に押送鞠問取招して、凌遲斬・梟首等の刑に處せられた。(註六)

寧海民亂は不逞の班族が、教祖伸寃に名を假り、東學の集團勢力を利用して、叛亂を起したもので、後年東學變亂の母胎をなすものとして注意を要する。猶道主崔時亨が李弼濟の強い勸誘に従はず、教祖伸寃の名に動かされなかつたことは上述の如くであるが、東學道徒の傳へるところによれば、崔時亨は教祖伸寃を以て俗情に従ふもので、東學の本義より見れば無意義であるとの見解を持して居たためであると云ふ。然れども東學道徒大衆の力に押されて、教祖伸寃運動の先頭に立つに至つ

たのは、後に述べる如くである。

寧海民亂は慶尙道觀察使金世鎬を周章せしめ、寧海府接駁使朴濟寬を指揮して、東學の檢舉に努め、道徒にして竄戮せられるもの百餘名に上り、崔時亨の身邊殊に危険を極めたので、慶尙・忠清兩道界をなす山岳地帯を轉々潜行した。(註七)

明治十八年六月崔時亨は慶尙道より轉じて忠清道報恩郡帳内に移接したが、忠清道の譏察嚴で依然轉々流浪し、其間道徒にして所謂黨綱の難に會ふものが尠くなかつた。明治二十五年十二月趙秉式が忠清道觀察使に任せられるに及び、東學道に對する彈壓急に強化せられ、之を機會に吏胥軍校の奸黠なるもの、東學を名として良民に侵虐を加へるものが激増した。東學道徒徐仁周・徐丙鶴・孫天民・孫秉熙等機として、教祖伸寃を唱道し、道主の同意を得て、同年十二月各道の東學道接主に通文を發し、包内道徒を率ゐ、全羅道參禮驛に集合せしめた。乃ち孫天民が疏頭となり、忠清道觀察使趙秉式・全羅道觀察使李耕種に呈單して、教祖伸寃竝に吏胥軍校の道徒侵虐を禁止せられるやうに請願した。時に參禮に集合する道徒數千と稱せられたので、道臣は事態を憂慮し、教祖伸寃に關しては、東學は朝廷の禁ずるところで、道臣の擅便を許さずとして、之を却けたが、一面關文を發して、吏胥軍校の東學道徒の討索侵漁を禁じた。(註八)

東學道徒は全羅道觀察使に對する陳情で、略、目的の一半を達したので、更に明二十六年初を期して伏閣上疏を行ひ、教祖伸冤を請願するに決し、即ち疏應を忠清道清州牧松山里に置き、各道東學道徒に通文を發し、漢城府南部南小洞崔昌漢家に聚會を命じた。即ち疏頭朴光浩、應首孫秉熙、金演局、製疏孫天民、寫疏南弘源、奉疏任奎鎬等各分擔し、各科儒に扮裝して、三月二十五日京城聚會所に參集し、超えて三月二十九日疏頭朴光浩等四十餘名は、景福宮光化門前に紅巾を蔽へる几を案じ、封章を奉じて三日三夜哀號を叫呼した。所謂叫闕である。(註九)

各道幼學臣朴光浩等、誠惶誠恐、頓首頓首、謹齊沐百拜、上言于統天隆運肇極敦倫正聖光義明光大德堯峻舜徽禹謨湯敬應命立紀至化神烈主上殿下、伏以窮窳則呼父母、疾痛則號天地、人之常情、理之自然、今殿下即臣等之天地父母、臣等亦殿下化育中赤子也、際此窮窳疾痛之地、不揆猥越之罪、齊聲裏足、呼號于天威咫尺之下者、非不知僭妄恐懼、而如此冤極痛之狀、不得訴於天地父母、則覆載之間、更安所歸乎、自古聖帝明王、賢相良佐、關四門達四聽、理陰陽順四時、措天下於泰山之安者、敬天命而順天理、明人倫立紀綱而已、挽近以來、實踐行道之真儒無幾、表章虛文、徒尙外飾、剽竊經傳、浮薄釣名之士、十居八九、言念士習、存德性而道學問、可謂蔑如、事係國治實非細故、自不覺痛恨徹天、痛哭流涕者也、何幸天運順環、無往不復、去庚申之年夏四月、皇天

默祐、鬼神陰贖、慶尙道慶州故學生臣崔濟愚、始受天命、教人布德、而崔濟愚、即丙子功臣貞武公震立七世之孫也、行道布德、不過三期、枉以僞學之名、橫被構捏之謗、甲子三月初十日、竟受正刑於嶺營之下、竊想當時光景、天地慘憺、日月無光、若犯一毫不正之科、則在法當誅、焉敢圖雪、而被人橫捏、使此圓滿無瑕之大道、遭此互萬創有之橫厄、寧不寒心哉、仁義禮智孝悌忠信、三綱五倫底道理、若有欠虧之事、則不敢以道學二字容喙、而亦敢以伸冤等說、誣達天聽乎、其文詩書易春秋、其法禮樂刑政、其道溫良恭儉孝友睦婣任恤知仁聖義忠和變化氣質而已、先師崔濟愚之言曰、禮儀禮智先聖之所教、守心正氣、唯我之更定、又曰覺來夫子之道、則一理之所定也、論其唯我之道、則大同小異也、小異之者、亦非異常別件事也、以誠敬信三端、敬奉天地、事事必告、知事父母、此一段道理、實係先聖未發之事、臣先師始創之宗旨也、蓋其宗旨、事天如父母、兼儒佛仙三教統一之理、故曰小異焉、究其兼之原因、則有非削髮衣緇衣、長往不顧、背其君父也、唯兼其佛仙二教中、慈悲修煉互合之理、而實無缺於孔夫子光明正大之道體、且夫東學云者、其學名本非東學、以其出於天、創於東、而當世之人、謬斥以西學、蔑有餘地、故先師臣濟愚謂門弟子曰、道雖天道學則東學、況地分東西、西何謂東、東何謂西、孔子生於魯風於鄒、鄒魯之風、傳遺於斯世、吾道受於斯布於斯、豈可以西名之也、爾則不當斥之以西學、亦不當擠之以東學、而以營

以邑、東縛之誅竄之、靡所容措、豈不痛冤乎、夫守心正氣、敬天順人、各隨其質、聖者聖、賢者賢、則夫子之道、亦不外乎此而已、豈以小異之稱、目以異端哉、大抵此道心和爲本、而心和則氣和、氣和則形和、形和則天心正、而人道立矣、苟如是則先師臣濟愚、始翹前聖未發之大道、使愚夫愚婦、咸知天理之本原、而奚但偏以東學而名之、實天下無極之大道也、臣等何敢以阿曲之言、誣陳天陛、上以負欺罔之罪、下以速猥褻之誅乎、伏願殿下、矜此化育中赤子、快伸臣師之抑冤、亟宥從前竄配之教徒、誕敷德音、尊迎和氣焉、臣等誠惶誠恐、無任泣血激切屏營祈懇之至。(註一〇)

光化門前に跪坐叫呼した東學道徒は、僅か四十餘名に過ぎなかつたが、道主の通文に従ひ京城に潜入聚會した道徒は、數千乃至數萬と傳へられたので、廟堂は一時狼狽したけれども、其後の狀況を見るに、道徒は意外に靜穩なものでとりあへず、封章は之を却け、疏頭は刻期捉捕し、餘衆の解散を命ずるに決し、四月十二日(李太王癸巳年二月二十六日)教を以て、「渠所謂疏頭、另飭京外、刻期讖捉、餘外魚魚、曉諭禁斷、使各安生樂業」と令した。(註一一)

叫關の東學道徒は自然解散し、國王傳教も事實上施行するに由なかつた。但解散した道徒の多數は京城市内に潜伏して、活潑な運動を續け、廟堂は之を彈壓する手段を有しなかつた。

東學道徒の封章叫關によつて、新たに曝露せられた重大事實は、東學が排外主義を懷抱する事實で

ある。思ふに教祖崔濟愚の遺篇たる東經大全・龍潭遺詞中に、「斥倭洋」の字句は見えないが、元來東學そのものが邪學たる西學を排斥して、東學を振起することを主義とする以上、教祖の意中排外主義を懷くものと見ても差支がないと思ふ。但從來東學が忠清・全羅・慶尙三道避遠の地に潜在して、外國人と接觸しなかつたため、排外主義も發揮せられる機會がなかつたが、今京城仁川の間に進出するに及び、直に外國人の注意を喚起し、重大な外交問題を惹起するに至つた。

東學道徒の京城進出と排外運動は、明治二十六年初頭既に京城外交團の耳に達したが、容易に實現しないため、外交團は半信半疑の狀態であつた。然るに三月下旬に至り東學道徒潜入の風評高く、政府は市中の警戒を嚴にした形跡があり、三月二十九日叫關と同時に、アメリカ各教團會堂を初め、居留外國人住宅に掛書するものがあつた。京城外交團は頗る不安に感じ、合衆國辨理公使兼總領事オーガステイン・ヘード(Augustine Heard)の如きは、特に督辦交渉通商事務趙秉稷と會見し、東學道徒の掛書に對して説明を要求したが、督辦趙秉稷は外國人に危険なきことを固く保證した。當時英獨兩國軍艦が仁川に在泊して居たけれども、其陸戰隊を京城に招致する必要を感ずるほど、外國人が危難を加へられた事件は曾て發生した事實がない。(註一二)

然るに日本國領事杉村濬は四月十三日京城居留民に内諭して、先づ婦人小兒の引揚準備を命じ、又

仁川駐在領事代理能勢辰五郎に通牒して、漢江航行定期汽船を龍山に回航せしめるやう依頼した。

居留人民へ内諭

近年東學黨ト稱シテ、外國人排斥ノ主義ヲ持スル一黨派、當國南方ニ興リ、此程黨員若干上京シテ、其筋へ強疏ニ及ビ、尙ホ引續キ多數ノ黨員上京スベキ旨風聞有之候ニ付、彼等ノ氣焰果シテ熾盛ニ至ル時ハ、我居留人民ニ對シ、如何ナル危險ヲ及ボスモ難計候、尤モ萬一ノ際ニハ、朝鮮政府ノ任トシテ、相當ニ在留外國人ヲ保護スベキハ勿論ノ儀ニ有之ト雖モ、此際我人民ニ於テ、豫メ不虞ニ備フルハ專要ノ儀ニ付、各自ニ於テ左ノ條條相心得ベシ。

- 一 同黨員ノ舉動ニ付、何等探知シタル事有之時ハ、早速當館へ報知スベキ事。
- 二 豫メ各自自用ノ食品等ヲ用意シ、不虞ニ備フベシ。
- 三 形勢切迫シタルトキハ、老弱婦女子ヲシテ仁川ニ避ケシムル心組ヲナスベキ事、但時宜ニ因テハ仁川ニ電報シテ、汽船ヲ龍山ニ回航セシムベシ。
- 四 居留民ノ内壯年者ハ我警察官並館員ニ合同シテ、守禦ニ盡力スベキ事。

右内諭候事。

明治二十六年四月十三日

領事 杉村 濬 (註三)

朝鮮の政情に精通して居る筈の日本國領事が、婦人小兒の仁川引揚準備を命じた事は外國人を驚かした。ハード合衆國公使は杉村領事布達の内容を聞知するや、四月十四日書翰を同領事に送り、布達に記載されたやうな危險が實在するのかを質問した。杉村領事の回答は單に風説に基き、危險を豫防し、萬一の準備をしたと云ふ程度である。

ハード公使は英國總領事ウォルター・ヒリヤー (Walter C. Hillier) とも意見を交換した結果、近時朝鮮に於ては重大叛亂突發の徵があるが、現在その事實なく、又外國人に危害を加へられる危險もなしと判断し、仁川に滯泊せしめた軍艦を出發せしめることに同意した。(註四)

當時日本國辨理公使大石正巳は威鏡道防穀損害賠償事件に關して、統理衙門との交渉殆ど中斷せられ、外交團よりも忌避せられ、全く孤立して居たので、東學道徒の叫囂の真相を確め、居留民保護の方法を考慮する點について、遺憾な點が尠くなかつたやうである。

四月十七日に至り在京城日本國領事館門壁に、左の如き東學掛書の存することが發見せられた。

日本國商旅關展見

蓋自太極肇判、兩儀位焉、人於其間、劃爾境界、有君有國、三綱定矣、五倫成矣、然而爲世處

之、中土彝倫之宗、謂之人、沒知之類、謂之夷狄、是故中國之文、通于遠裔、聖人之化、被於絕域、天道至公、維善是陰、維惡是罰、爾雖避裔、品受略一、亦知否乎、既處人道、則各治國園、各保生產、永保區域、上供下育可也、妄以貪婪之心、據于他邦、攻擊爲長、殺戮爲本、誠何心哉、竟何爲哉、在昔壬辰之禍、爾於我國、有何不容之過、盡國而來、敗軀而歸、我國之慘禍、寧忍何觀、吾於爾有不忘之讐、汝反於我、有何未忘之恨哉、汝之殘命、尙有難赦之罪、何頑瞬息之命、覬覦我靈哉、再不聞乎東國之聖乎、西山之訓、四溟之術、今猶稱矣、石窟之道、爰止鞭旬之由、玉壺之雲、能辟死圍之元、吾師之德、廣大無涯、置汝於普濟之圃、汝聽吾否、害吾否、天已憎之、師已戒之、安危之機、爾其自取、毋有噬臍、吾不再言、急還爾城。

癸巳三月初二日 ○明治二十七年四月十七日 子時 朝鮮國三師員羽草 (註一五)

大石公使は此所謂羽草を一覽して、政治的に重大意義を有するものとは信じなかつたけれども、其内容が頗る日本人を侮辱するものがあるので、統理衙門に信函を送致して説明を要求し、一面又公使館書記生國分象太郎に命じ、原本を携帶して左捕盜大將申正熙に提示せしめた。

選啓者、日前來傳言、東學宗徒亂鬧之事、或有各處貼張、以蠱惑衆庶、爲之該宗徒動靜如何、前經知照在案、現有另開同文二張、貼我領事館墻壁、其一即係告仁川我住民、素雖出于無賴漢之惡

戲、我住商民等、傳聞不安、惟貴政府傳說之際、自應隨時巡看、以莫令此等惡漢覩覺、茲將該張添送、切望購覽眼綫、務獲從嚴處處辦、以警其他可也、尙此奉佈、并頌日祉。

大石正已 頓

西 四月十七日
癸巳三月初二日

超えて四月十九日督辦交涉通商事務趙秉稷は回函を大石公使に送致して、今回の事件に遺憾の意を表し、現に廟堂に於て捕盜廳・刑曹を嚴飭して、犯人を逮捕典刑を正すべきを以て、日本國在留民に傳諭して、謠言に惑はされずして、其業に安せしめるやう要望した。

選覆者、昨准三月初二日、即貴曆四月十七日二十九號來書、及揭貼等件、均經閱悉、查無知雜類、妄構蜚語、誦辱客民、按諸律法、干犯甚重、本督辦極切痛恨、現已先後嚴飭捕廳法司、購線密戢、務戈獲、明正典刑、尙望貴公使、分別飭諭、俾貴民商、各安所業、不可因一二雜類散布謠言、至生疑慮、是切賙幸、特此布復、順頌時祉、

趙 秉

稷 頓

癸巳三月初四日 (註一六)

東學道徒の叫鬧によつて醸し出された京城外交團及び居留民は、日本國領事館掛書變を最後として解消した。猶本件に關する駐劄朝鮮總理交涉事宜袁世凱の貢獻を忘れることが出来ない。初め東學道徒の叫鬧發生し、京城の人心洶々たるに至るや、袁道は國王・廟堂を督勵して、東學道徒を嚴緝懲辦

せしめ、又北洋大臣直隸總督李鴻章に打電して、有力な軍艦を派遣せられるやう上申した。李督は北洋海軍所屬巡洋艦來遠、靖遠を派遣し、兩艦は四月八日仁川に到着した。之と共に袁道は英米等の代表者に對して、朝鮮に内亂が発生すれば、宗主國たる清に鎮壓に責がある、袁道は責任を以て在韓外國人の生命財産の安全を保證するから、關係列國より軍艦を分派して、保護に當ることなきやう注意を與へた。袁道の精力的な性格が必ず此保障を實行し得ることは、何人も疑はないので、外國人側の物議は間もなく消滅したと云ふ。(註一七)

明治二十六年三月封章叫關は東學道徒の完全な失敗に歸した。地方的には悔るべからざる集團勢力を有する東學も、中央に於ては國王・戚族に對抗する實力を未だ有しない。殊に外國人の加へた消極的壓迫が豫想外に強力で、廟堂が東學に對して強壓を以て臨んだのも、外國の支持と同情による事が大である。之等は東學道徒の従前會て經驗しないところであつた。東學道徒失敗の原因も此邊に存すると云ふことが出來よう。

是より先、東學疏頭朴光浩等伏閣上疏成らず、捕校の譏察を避けて、忠清道報恩郡俗離面帳内(忠清南道報恩郡俗離面舍乃里か)に歸還するや、道主崔時亨は當初より教祖伸冤に大なる期待を有しなかつただけ、意に介しなかつたと傳へられるが、孫秉熙・孫天民等門下は頗る不滿とし、再舉を迫つ

て止まない、加之四月十二日傳教に従ひ、京外の東學道徒の捕捉侵虐せられるもの相ついたので、崔時亨も遂に意を決して再舉を圖り、各道の東學接主に通文を發して、癸巳年三月十日(明治二十六年四月二十五日)を期して、報恩郡に聚會を命じた。乃ち四月二十六日報恩郡衙に左の通文を掛書し、倡義の意を明かにした。

夫人事之難有三、立節盡忠、死於爲國、臣之難也、竭力誠孝、死於事親、子之難也、守貞慕烈、死於從夫、婦之難也、有生有死、人之常也、有事無事、時之定也、生於無事安樂之時、樂乎忠孝之道、生於有事患難之際、死於忠孝之地、是乃臣子之難、而易易而難者也、有生之樂者、不死於君父之難、有死之心者、樂死於君父之難、各於死者、不能成臣子之義、樂其死者、能建忠孝之節、今倭洋之賊、入於心腹、大亂極矣、誠觀今日之國都、竟是夷狄之巢穴、竊惟壬辰之警、丙寅之恥、寧忍說乎、今我東方三千里兆域、蓋爲禽獸之跡、五百年宗社、將見黍稷之歎、仁義禮智孝悌忠信而今安在哉、況乃倭賊、返有悔恨之心、包藏禍胎、方肆厥毒、危在朝夕、視若恬然、因謂之安、方今之勢、何異於火薪之上哉、生等雖草野蠢氓、猶襲先王之法、耕國君之土、以養父母、於臣民之分、貴賤雖殊、忠孝何異哉、願効忠於國、區區下情、無路上達、伏想閣下、以世家忠良、永保國祿、憂在進退、愛君忠國之忱、非生等可比也、古語曰、大厦將傾、一木難擎、大浪將簸、一葦

莫抗、生等數萬、同力誓死、掃破倭洋、欲効大報之義、伏願閣下、同志協力、募選有忠有義之士、同輔國家之願、千萬祈懇之至。

癸巳三月初十日卯時

東學倡義儒生等百拜上書(註一八)

此に注意を要するのは、明治二十六年四月二十六日報恩倡義を機會に、東學道徒は教祖伸冤の主張を中止した事實である。蓋し教祖伸冤のみを以てしては、無智の道徒大衆を動かし、大規模の叛亂を起すには不適當である。乃ちより一般大衆に魅力を有し、直接利害關係を感ずべき標語を必要とする。而して教祖伸冤の如きは、その中に *camouflage* すれば充分目的を達成し得られる。當時三南の民情を考察するに、排外主義は最も人氣に投ずるものであり、貪官汚吏の懲討は、最も人心を收攬する手段であつたことを知らなければならぬ。

曩に道主崔時亨の通文に接してより、各道東學道接主は其接内の道徒を引率して、報恩郡に赴き、絡繹として絶えない。五月五日頃には二萬餘名と稱した。乃ち俗離面帳内前川に長さ一百餘歩、廣さ一百餘歩、高さ半丈許りの石堞を築き、四門を設け、旗幟を建てた。大旗には「斥倭洋倡義」の五字を書し、中旗には忠義・善義・清義・廣義・洪慶・茂慶等接主の包名を書し、小旗に至つては無數である。石堞内は全員の半を收容するに過ぎず、半は城外に散在した。聚會した道徒は各接毎に集團を



五 魚允中畫像

京城 魚龍善氏所藏

イタリア國人エドワルド・キヨソネ作

縦61浬 横43浬

なし、晝は城内に於て呪文を誦し、夜は俗離面帳内及び各洞民家に宿泊して居た。道主崔時亨は城内にあり統轄に任じ、徐丙鶴・孫秉熙・孫天民等之を輔佐した。(註一九)

報恩郡守李重益は管内俗離面帳内東學變を聞き、屬吏を遣して、倡義の意味は四月二十五日掛書に盡されて居るが故に解散を命じたが、道徒は各道道儒齊會の上でなくしては、還歸することを得ずとして従はない。五月七日郡守は自ら俗離面東學聚會所に赴き、道主崔時亨等に對して、王命竝に忠清道觀察使の命令を以て解散を命じたが、崔時亨等は今次の倡義は専ら倭洋を撃つにあつて他故なきを主張し、更に東學の邪學にあらざる理由を陳べ、地方官の貪虐無道を非難して、解散の命令に従はず郡守をして空しく退去せしめた。(註二〇)

是より先、廟堂は忠清道觀察使趙秉式・報恩郡守李重益の報告に接して、報恩郡東學變の事態容易ならぬことを知り、五月二日戸曹參判魚允中を兩湖都御史に命じ——五月十日兩湖宣撫使に改差せらる——忠清(湖西)・全羅(湖南)兩道の東學道徒を鎮撫せしめた。(註二一)

兩湖都御史魚允中は王旨を奉じて報恩に急行し、五月八日曉諭を發して、報恩聚會の東學道徒中、附從沒覺の類は先づ解送して其生業に従事せしめ、頭領にして稍事理をを解するものは情由を具し、都御史の面諭を待つべきことを達した。超えて五月十一日兩湖宣撫使魚允中は、公州營將李承遠・報

恩郡守李重益・巡營軍官李周德を帶同し、報恩郡俗離面帳内東學道徒聚會所に到り、王旨を宣布して順逆の義を論じた。

王若曰、近日所謂東學之徒、嘯聚而煽動、詭説而眩惑、向者肆然叫關、已是無嚴、而所學者何書所聚者何事、設有可以効忠、可以伸冤者、各有牧守焉、有方伯焉、何不據實呈由、以爲啓聞、而乃爲此呼朋引類、成羣作黨、閭里爲之胥動、物情以之騷訛、向所飭諭之後、宜其警惕畏蹙、而尙復往往屯聚於兩湖之間、踪跡乖常、聲勢虛張、若非邪徒樂禍、卽是愚氓沒覺、王法攸在、何難鉏治、而皆我赤子也、教之後刑、亦仁政之所先、俾卿爲兩湖都御史、專往隨到聚會處、曉之以忠君愛民之義、使各歸化、安生樂業、如或不悛、是抗命也、卿卽修啓、自當有處治之道矣、授卿馬牌一面、卽專制之意也、亦諒悉。(註三二)

東學道徒徐丙鶴・孫秉熙等宣撫使の曉諭に服せず、東學の聚會倡義は『斥倭斥洋、爲國家効忠』にあるにも拘らず、地方官は道徒を待つに匪類を以てし、侵掠虐待してやまない。今遽かに退散すれば必ず匪類と目せられ、保全を期するに由がない。願はくは此下情を朝廷に達して、明旨を蒙つた後、各自退散安んじて、生業に従事したいと陳情し、又文狀を提示して其意味を補足した。

恐鑑伏以、生等卽先王朝化育之赤子、天地間無辜之蒼生、修道而知倫綱之明、皮裏有華夷之別、

故倭洋之如犬羊、雖五尺之童、羞與同一處者也、史曰以蠻夷攻蠻夷、中國之長技、今以朝鮮攻朝鮮、倭洋之長技、痛哭而寒心者也、以閣下之明察、豈不燭此哉、然倡義擊倭洋、有何大罪、一以欲捉囚、一以欲掃除乎、天地鬼神、應莫不鑑、街童走卒、亦知曲直矣、巡相疾之已甚、使此無辜蒼生、盡入塗炭之中、生同一方、何若是殘忍、且倭洋之威脅吾君、罔有其極、朝廷無一人羞此之心、則主辱臣死之義安在乎、繡衣閣下、依山斗之望、承聖王之命、曉諭各道之士、數萬之士、無不引領而望若大旱之雲、世事無窮、義理難見者、但以強弱之勢、謂之難擊、則天下萬古、焉有捨生而就義哉、生等雖是鄉曲賤品、豈不知倭洋之謂強賊、然以列聖朝崇儒之化、皆曰擊倭洋而死、則死猶賢於生、此國家之可賀、非可憂者也、伏望閣下、明察開導、使此愚忠之輩、覺得義理之分、狀聞天陛、以無吾王宵旰之憂、回啓以布、開生等就義之路、安敢不各歸安業乎、齊擊仰籲於閣下、伏願下燭、不勝祈懇之至。

倡義儒生 許延 李重昌 徐丙鶴 李熙人 宋秉熙 趙在夏 李根豐

宣撫使魚允中は東學道徒文狀に題して云ふ。

題、汝輩之聚黨、意在攘夷、則舉國共公之義、何乃自豎一幟乎、然而狀中威脅云云、乃傳聞之訛、既有曉諭矣、當以此等辭緣、具由啓聞、俾有上達之道是在果、汝等亦以退去安業爲告、從此可以

相安無事向事。

癸巳三月二十六日 在帳内(註三)

既に兩湖宣撫使は王旨を宣して、東學道徒の解散安業を命じた。けれども道徒は其倡義の趣旨を陳情抗議して、敢へて宣撫使の命を奉じない。此前後豪雨屢、降り、聚會所附近は居住に堪へないため、各接は各老弱を出送し、多少其數を減じたが、壯年者は猶殘留するのみならず、追後來到する道徒もあり、全部の解散は果して何時にありや豫想し難い有様であつた。

京城王闕の前に伏閣上疏した東學道徒は、傳教を以て解散を命ぜられ、流血の慘を見ることなく、平和裡に目的を達した。今次は東學の本據に集合し、所謂長期抵抗を期待して居る。其準備に於て其數に於て、伏閣上疏時に比すべきものではない。廟堂は朝鮮官僚の俊秀魚允中を簡拔して、宣撫の任に當らしめたけれども、果して目的を達し得るや豫想し難い。宣撫の目的を達し得なければ、兵力を用ひて剿討せざるを得ない。然るに當時軍備極度に弛廢し、公州監營・清州兵營・全州監營には實際討伐に充つべき兵丁が實在しない状態であつた。

報恩に於ける東學變が長引く時は、其結果懸念すべきものがあつた。今年三月伏閣上疏以來、京城中に多數の東學道徒が潜伏して居る事が考へられる。次に國王・戚族多年の稅政の結果、民心全く離

反し、東學變の情勢如何によつては、京城に於ても變亂の勃發する危険があることを否定出来ない。

既に斥倭斥洋を標榜する以上、東學道徒は當然居留外國民に暴行を加へるであらう。國王・戚族は其點を最も憂慮した。五月十日國王は景福宮含元殿に、領議政沈舜澤・左議政趙秉世・右議政鄭範朝を召見して諮詢せられた。領議政沈舜澤は江華・平壤兩營の兵を水原府・龍仁郡に駐屯して、匪徒の北上に備へ、京軍は形勢によつて調用すべきことを啓言したが、國王は萬一を慮り、京軍の派遣に同意せず、清國軍隊を借りて鎮壓することを提議せられた。領議政は假令清國軍隊を借りるとも、軍費は朝鮮より支辦しなければならぬとして、反對の意を洩らした。國王は清國が英國兵を借りて、内亂を鎮定した例があることを挙げられた。蓋し太平天國亂當時の常勝軍を斥すものであらう。右議政鄭範朝は絶対に清國借兵に反對意見を開陳したので、國王も再び借兵を論せられなかつた。(註三)

清兵借用は時任大臣の強硬な反對に會して、一旦撤回せざるを得なかつたが、國王は猶斷念する能はず、前協辦内務府事朴齊純を遣して、駐韓道員袁世凱に協議せしめた。袁道亦清兵出動には同意せず、重臣を忠清道に派し、之に京軍及び江華營兵一、〇〇〇名を附して前往剿撫せしめ、先づ其渠魁を誅し、餘黨中抵抗するものを剿討せしめたならば、東學道徒は兵器を有せず、糧食も多からざるが故に、容易に鎮定し得るであらうとの意見を開陳した。(註四)

兩湖宣撫使魚允中は五月十一日清州兵營より電報して、東學道徒を面諭するとも解散しない事情を上申して来たので、國王は袁道の注意に従ひ剿撫に決し、五月二十八日東學宣諭の綸音を兩湖宣撫使に下すと共に、親軍壯衛營正領官洪啓薫に命じて、兵六〇〇名、ガットリング舊式機關砲三門を率ゐ清州牧に急行せしめた。

五月十四日電報綸音は清州兵營より報恩郡に達したので、宣撫使魚允中は五月十六日清州營將白南夷・報恩郡守李重益等を帶同して、俗離面帳内東學聚會所に到り、綸音を宣し、朝廷寛大の恩を示して、無條件解散を命じた。東學道徒猶斥倭斥洋を論じ、又忠清道觀察使趙秉式・公州營將尹泳璣の貪虐不法を訴へて已まない。最後に五日以内に解散することを申出でたが、宣撫使は三日間に短縮し、道徒も之を受諾した。

四月二十五日俗離面帳内に聚會してより此に二〇日、其間天候不穩で、豪雨連に降り、加ふるに山間の避地とて、物資食糧に乏しく、道徒は困憊甚だしく病者も尠くない。此際朝鮮に於ける唯一の新式軍隊たる京軍討伐の報道に接した。東學道徒も今や宣撫使の曉諭に従はざるを得ない。期に先ずること一日、五月十七日より俗離面帳内に聚會した東學道徒は、各接毎に接主に引率せられて、歸還の途に上り、又單獨で逃亡するものもあり、五月十八日には全く解散し終つた。道主崔時亨及び首魁は

十七日夜密かに退去して、其行方を知らない。宣撫使の捉捕を恐れたためであらう。(註二五)

報恩郡東學道徒聚會解散の報到るや、廟堂は兩湖宣撫使の狀啓に従ひ、東學道徒首魁緝捕の命を忠清・全羅兩道に下したが、機既に後れ、首魁中捕捉せられたのは徐丙鶴一名に過ぎない。又今次の變亂は東學道徒の主張によるに、忠清道地方官、就中觀察使趙秉式及び其腹心公州營將尹泳璣の貪婪虐民によるところが尠くないので、趙秉式は五月四日遞任し、趙秉鎬を其後任としたが、兩湖宣撫使魚允中の狀啓に従ひ、五月二十五日趙秉式は先づ刊削の典を施し、其不法の狀は宣撫使に命じて別査狀聞せしめ、尹泳璣は義禁府に附して拿問定罪せしめられた。兩湖宣撫使魚允中も亦濫刑を以て、同年十月黃海道延日縣に定配せられたのである。(註二六)

報恩東學聚會は遂に兩湖宣撫使の曉諭に従つて解散するの已むなきに至り、其效果なきこと、恰も同年三月叫闖と何等の差違がなかつたやうに見える。けれども更に仔細に觀察すれば、尠くとも東學道主崔時亨の當初期待したところは、實現したと思はれる。當時東學最大の惱とするところは、東學が朝廷の禁飭するところであり、地方官が之を利用して、東學道徒に不法な侵虐を加へる事であった。然るに報恩聚會によつて、東學禁令が殆ど空文に歸して居る現實を曝露した。道主の通文に應じて、忠清・全羅兩道は固より京畿・慶尙兩道各地方の東學道接主が各包の道徒を引率して、公然報

恩聚會に赴くのを、地方官は傍觀するのみで、阻止する手段を知らなかつた。東學は今や朝廷禁令の有無に關せず、南部朝鮮に牢固たる勢力を有する政治的宗教的團體たる實を遺憾なく示して居る。次に地方官の貪虐は、東學の行はれない地方に於ても普通の事なので、報恩聚會の一事を以て、根絶することは不可能である。然れども兩湖宣撫使の查啓により、忠清道觀察使趙秉式以下守令の貪婪虐民が論せられたのは、東學聚會の目的の一部を達したものと云ふのも不可がない。

(註一) 近代日支關係の研究 天津條約より日支開戦に至る(京城帝國大學法文學部研究調査冊子第三輯)四四―七七頁。

(註二) 村山智順 朝鮮の類似宗教(朝鮮總督府調査資料第四十二輯)。

(註三) 朴寅浩 天道教書(大正十年刊)一―五三頁、李教化 天道教創建史(昭和八年刊)第一編、金仁泰 上帝教歴史(昭和七年刊) W. M. Junghn, The Tong Hak. (The Korean Repository, Jan. 1895), pp. 57-61.

(註四) 日省錄李太王卷五甲子年二月二十九日、天道教創建史第一編、上帝教歴史。

(註五) 天道教書、天道教創建史第一編、上帝教歴史。

(註六) 日省錄李太王辛未年三月十六日・八月十一日・十二日、右捕廳監錄辛未年八月二十九日、辛未逆賊李弼濟鄭岐鉉等鞠案、上帝教歴史。

(註七) 上帝教歴史、海月神師實史(天道教會月報一九五號海月神師出世百年記念號一七―四七頁)。

(註八) 天道教書、天道教創建史第二編、上帝教歴史、海月神師實史。

(註九) 東學黨匪亂史料、聚語癸未年二月、天道教創建史第二編、上帝教歴史、海月神師實史。

(註一〇) 天道教創建史第二編。

(註一一) 日省錄李太王癸巳年二月二十六日。

(註一二) 統理衙門日記卷三五癸巳年二月二十七日・二十八日、日案卷二二。Mr. Augustine Heard, U. S. Minister Resident to Korea, to Mr. Walter Q. Gresham, Secretary of State, April 4, 1893. (Papers relating to the Foreign Relations of the United States, 1894, Appendix, pp. 5-9). The same April 6, 1893. (Ibid., p. 9).

(註一三) 東學黨匪亂史料。

(註一四) 李文忠公全集電稿卷一四寄譯署、Mr. A. Heard to Mr. W. Q. Gresham, April 7, 1893. (Foreign Relations of the United States, 1894, Appendix, p. 10). The same, April 20, 1893. (Ibid., pp. 10-14).

(註一五) 東學黨匪亂史料、日案卷二二。

(註一六) 日案卷二二。

(註一七) 李文忠公全集電稿卷一四寄譯署、Mr. A. Heard to Mr. W. Q. Gresham, April 7, 1893. (Foreign Relations of the United States, 1894, Appendix, p. 10).

(註一八) 聚語。

(註一九) 聚語、天道教創建史、上帝教歴史、海月神師實史。

(註二〇) 聚語。

(註二一) 聚語、李文忠公全集電稿卷一四寄譯署・覆譯署。

(註二二) 聚語。

(註二三) 日省錄李太王癸巳年三月二十五日。

行次對于合元殿○次對也○領議政沈舜澤曰、連見兩湖道臣電報、則詭誕之徒、日益嘯聚兩湖之間、立旗相應、其跡區測云、不可以
曉諭而歸化者也、願今預防之責、惟在乎圖東防守、更爲發關知委、期於不日解送後發開何如、予(國王)曰此必雖愚悞之愚蠢沒覺、
懇不長法而然、誠極痛憤、引類聚黨、其意安在、此不可尋常玩愒、總理大臣(領議政)會議時原任將臣、兵判、丞圖其鋤治之方、左議
政趙秉世曰、兩湖之間、妖誕之徒、聚而不散、南來傳說、愈往致駭、而位泄度日、無所籌策、是豈如是之時乎、軍制團束、餉穀儲
峙、不容少緩、而惟其列邑守宰之不擇其人、亂民詭徒、未嘗不由於是矣、豈非守宰之充一己之欲、而貽一國之害者耶、且今緩急所恃、
實在畿湖守令、而平日官之於民、情志不孚、號令不行、宜其早行罷職、以法從事、而廟飭有日、道啓未聞、豈有如許國體乎、將臣此
奏、更爲發關於各道々臣、一一糾駁、不日登聞、斷之以法、予曰如欲愛民、必先懲貪、所奏切實、嚴加提飭、兵者不可一日無備、而顧
今昇平日久、不爲養兵、今開錦營(公州監督)・清營(清州兵營)可謂全無兵矣、完營亦無兵乎、右議政鄭範朝曰、完營亦然矣、予曰
只右文而不修戎事、果不可矣、範朝曰有文事者必有武備、何可不修乎、予曰到今事勢、將何以處置乎、舜澤曰開魚允中、以都御史承
命下去、曉諭歸化則幸矣、不然則安得不剿除乎、予曰前之命送御史、即其意也、範朝曰往往壬戌晉撫(若宗壬戌晉州民亂)特降諭旨、
則便申諭也、如是而尙梗、則聲罪嚴討、不可緩矣、予曰然則差以宣撫使乎、宣撫使乎、魚允中已下去、仍差可乎、差送他人可乎、舜
澤曰壬戌年以宣撫使差下、而嶺南李參鉉・湖南趙龜夏矣、今亦依例以宣撫使爲稱以宜矣、予曰仍差似好矣、舜澤曰宣撫使差下事、
筵退後當爲電報、而此備異於御史、有專制之權、然後可以便宜措處矣、予曰節制何以爲之、而雖調兵亦可爲之乎、舜澤曰發兵有
符信、此則監兵使之責、而宣撫使可以商議爲之矣、予曰不可無專制之權、守令臧否、亦不可不廉察、以慰民情、若有不法、則監司
狀聞、節度使以下、直斷爲宜矣、舜澤曰此教亦當、先爲電報矣、予曰向時清州兵丁、移置於總制營、餘數尙存清州、而器械並皆仍
置矣、舜澤曰既有器械、且有餘兵猶幸矣、予曰要衝之地、凡幾路乎、舜澤曰水原・龍仁是直路也、沁營・箕營兩營兵丁、先爲派駐
水原・龍仁等地、京軍觀勢調用爲好矣、予曰京軍姑不可派送矣、借用他國兵、亦有各國之例也、然而何必借兵耶、舜澤曰此則不可

矣、若用之則軍餉下得不自我國進排矣、予曰中國曾有借用英國兵之事矣、範朝曰豈可效中國乎、予曰非欲借各國也、清兵可用、故
言之矣、範朝曰清兵借用雖異各國、而易若初不借之爲好乎、予曰布諭後不散、則可以剿討者剿討、可以安集者安集、廟堂會議、
而亦議于時原任將臣、原任大臣自當入參也、範朝曰若剿討則如何爲之乎、予曰殲厥巨魁、則自當解散矣、範朝曰沿路幾停中、振威
令不堪勝任、可擇差矣、予曰當擇差矣、嶺南則防守之地、烏嶺・秋風嶺、何處爲勝乎、舜澤曰兩嶺俱是聚匪也、嶺兵亦令防守可
也、予曰團束鎔治之方、善爲會議也。

(註二四) 李文公全集電稿卷四寄譯署。

(註二五) 日省錄李太王癸巳年四月一日。聚語、李文忠公全集電稿卷一四寄譯署。

(註二六) 日省錄李太王癸巳年四月十日・八日二十五日・二十九日、聚語。

【參考地圖】 朝鮮總督府五〇、〇〇〇分一地圖 乃城 榮州 丹陽 赤城 開慶 俗離山 青山 報恩

第六七 甲午東學變亂

明治二十六年四月忠清道報恩郡に於ける東學聚會は、東學の將來について種々重要な示唆を與へた。第一に東學の實勢力は極めて牢固なもので、其集團勢力には官憲も如何ともし難かつたこと。第二に東學道徒が大なる集團勢力を有しつゝ、兩湖宣撫使の曉諭に従ひ、解散の已むなきに至つたのは、彼等が何等武裝せず、官兵に抵抗する術を知らなかつたためである。此事實は一部道徒に、將來

の集團運動には相當の兵器を有し、兵力によらなければ、所期の目的を達し難いと云ふ觀念を抱かした形跡がある。第三に報恩に聚會した東學道徒は、全羅道出身が最も多數であること等である。

『南道易說』は近代朝鮮爲政者の嘆である。全羅道は半島中最も天然の恩恵に浴する地方で、従つて人口も稠密、人智も開發せられて居る。其反面頗る難治で、動もすれば集團的に爲政者に反抗する傾向が強い。南道訛し易きは李朝時代のみならず、統監府・朝鮮總督府を通じて當局の經驗したところである。かやうな全羅道に東學道徒が最も多數なのは、輕々に看過し難いところで、報恩聚會に次ぐ東學變亂が全羅道に發生する危険を警告するものと云へよう。

以上の事實には國王・戚族が固より無關心であり得なかつた。明治二十六年五月六日新任全羅道觀察使金文鉉の辭陞に際し、國王は東學に對する警戒を注意せられ、金文鉉は剷除の法を開陳して居る

予^{○國王}曰、湖南^{○全羅道}是龍興肇基、御眞所重、與他自別、而且所稱府庫之地也、近何俗氣類靡、人心奸猾、至有一種東學之類、猖獗縱橫云、安民之策、剷除之方、卿其裁斷處決、文鉉^{○全羅道觀察使金文鉉}

曰、臣才器鹵莽、恐不報答、而所謂匪徒之蠢動者、誠一大變恠矣、予曰、始有一種邪說、終乃漸致滋蔓、慮或有煽動衆心之弊、卿須下去、另加禁戢也、文鉉曰、臣聞於自完^{○全州府}來人、言則與京中所聞、頗多爽實、轉相流傳、說說亦或有之矣、予曰一轉再轉、亦不無做說、浮說則不足信矣、

湖南中金溝最居多云、自完營^{○全州}相距幾許、先破其窩窟、爲剷戢之方矣、文鉉曰、相距三十里

許、而金溝・院坪、果爲聚黨云矣、挽近人心渙散、弊癘漸成、職由守令不法、平民迫於困窮、浸入其中者最多矣、臣今下去、欲懲其貪墨矣、予曰比年近民之官、專不懲治、是豈道理、所謂邪說、亦會所未聞、而近致荒誕蔓延者、皆未必不由於貪汚之故、則先懲貪汚、尤爲禁匪類之最要矣、卿其實心對揚、克圖嘉績。(註二)

國王の言難治の地に赴く地方長官を諭すに周到なものがあつた、金文鉉の奉答亦間然するところがない。不幸にして之は口頭禪に過ぎない。國王・金文鉉にして、若し明治二十六年五月六日に行はれた會談を遺忘しなければ、尠くとも後者の任期中、全羅道に重大な民亂は發生しなかつたであらう。極東の政局を一變し、韓國併合の端緒をなした甲午東學變亂は、以上の會談が行はれてより半歲にして發生し、其直接原因は正しく守令の貪墨に歸せられて居る。

當時の全羅道古阜郡守趙秉甲は前忠清道觀察使趙秉式・現觀察使趙秉鎬の同族(楊州趙氏)で、代表的の貪官汚吏として知られる。彼は古阜に着任すると共に、あらゆる名目を以て民財を勒奪するに汲々として居た。其二、三を挙げれば、農民に荒地の耕植を許し、官分より文券を給して、免稅を約したにも拘らず、秋收時に至つて強制徵稅したこと。富民より不孝・不睦・淫行及び雜技等の名を以

て罪目を構成し、錢二萬餘兩を勒奪したこと、趙秉甲の父が曾て全羅道秦仁縣監であつたので、其碑閣を建設するために、一千餘兩を勒斂したこと。大同米を民間より徵收するに、精白米十六斗の割で折錢徵收し、上納には兪惡米を買入れて之に宛て、其利益を私したこと等であるが、其最も民間に物議を起したのは萬石湫の改修である。(註二)

萬石湫は古阜郡番内面斗田里(今の全羅北道井邑郡梨坪面斗里)東津江南岸に築設せられ、古阜郡秦仁縣が水利に浴したが、其水税が甚だ苛酷で、地方民は屢々其輕減を請願した事實がある。古阜郡守趙秉甲が着任するに及び、萬石湫が破損なきに拘らず、舊湫の下に新湫を築設した。其役に當り賦役を徵して、一錢の賃錢も支給しない。新湫の完成するや、古阜郡民より上番は一斗落に付二斗、下番は一斗落に付に一斗の割で水税を加徴し、其總額七百餘石を私した。(註三)

趙秉甲の行動は貪虐も甚だしいものと認められたので、同族中心ある者は忠告を與へたが、可かれなかつた。時に秦仁縣山外面東谷居生郷班に全臻準と云ふ者があつた。字を明叔と稱し、其の軀幹倭小なるを以て、彘豆——「ちび」とか「豆」とか云ふ意味——と呼ばれた。當時彼の本名は殆ど用ひられず、全明叔又は彘豆として知られて居る。父を全彰赫と稱し、父子と共に訓學を業とし、學識あるを以て郷黨に重きをなして居た。全臻準夙に東學道主崔時亨に従つて東學を學び、古阜地方の接主を命

せられた。明治二十六年四月報恩聚會には、古阜接の道徒を引率して參加したらしい。彼は東學に加した多數の郷班と等しく、東學の集團勢力を利用して、叛亂を計畫する一人であつたものと思はれる。(註三)

全臻準自身郷班であり、且其所有番三斗落に過ぎず、郡守の虐政によるも殆ど損害を蒙ることがなかつたが、古阜郡一帯に不穩の氣漲るに及び、率先して起ち、明治二十六年十二月二十二日郡民四十餘名を率ゐ、古阜郡衙に赴き郡守に陳情したが、狀頭たる故を以て捉囚せられ、やがて驅逐せられた。全臻準之に屈せず、明治二十七年一月再び六十餘名を率ゐて郡守に陳情したが又驅逐せられた。(註四)

全臻準は前二回の失敗に屈せず、其同志鄭益瑞・金道三と謀り、民弊矯球を名として地方民を煽惑した。郡守の虐政に激昂せる地方民の應ずるもの尠くなかつたので、明治二十七年二月十五日拂曉、其徒一千餘名萬石湫の南方なる古阜郡番内面馬項里に集合し、直に古阜邑内に向ひ、郡衙を襲撃した。事不意に出で、郡守趙秉甲は單身脱走したので、全臻準は命じて吏胥を捉捕し、公廩軍器庫を打破し、軍器を奪ひ、郡守の不法勒徵した税穀は原主に還推し、萬石湫新湫は之を破壊せしめた。(註五)

以上の経過によつても明かなやうに、明治二十七年二月十五日古阜郡變亂は純然たる民亂で、亂民も必ずしも東學道徒ではなかつた。従つて彼等は郡守を逐ひ、新湫を破壊して當初の目的を達するや

是以上全臻準の命令に従つて行動する必要を認めず、自ら解散し、二月二十五日頃には亂民殆ど古阜を退去した。全臻準自身は泰仁に歸還したものの如くである。

古阜郡守趙秉甲は辛うじて難を脱し、二月二十日全州に到着し、全羅道觀察使金文鉉に報告した。金文鉉は直に屬吏を古阜郡に派遣したが、既に亂民退去後であつた。而して亂民の提示したと云ふ說弊條目によるも、郡守趙秉甲及び同郡官屬の貪墨は疑ふ餘地なく、民亂の原因が此に存することは明かなので、趙秉甲は罷拿、官屬は拿問取招の上狀啓した。廟堂は道啓に従ひ、同年三月二十一日先づ忠清道觀察使金文鉉は越俸三等の典を施し、古阜郡守趙秉甲は義禁府に押送拿問定罪せしめ、又全羅道長興府使李容泰を古阜郡按覈使に差下した。(註六)

當時地方官の貪虐は獨り古阜郡のみではなく、程度の差こそあれ、方伯守令その然らざるは稀である。今古阜郡に於て東學道接主全臻準が倡義し、地方官を放逐し、其不法を匡正したとの報道至るや東學の根據地たる忠清・全羅兩道が動搖の徴あり、中にも古阜郡に隣接せる泰仁・金溝・井邑・扶安・茂長等各縣に於ける東學道徒は亂民と謀を通じ、叛亂の機會を窺つて居た。従つて古阜郡民亂の查辦は特に慎重な注意を要したものである。

古阜郡按覈使李容泰は一觸即發と云ふやうな危険状態にあつた事實を認識しなかつたらしい。彼が古阜民亂を查辦するに當り、一切の罪を東學道徒に歸し、道徒の名簿を作成して一々之を捉囚し、其住居を燒棄し、本人の所在不明なものは妻子を殺戮する等の不法を敢へてした。全臻準・鄭益瑞・金道三等按覈使の不法を憤り、通文を上記地方各接主に致し、保國安民のため憤起せんことを慫慂した。即ち明治二十七年四月下旬の事である。(註七)

全臻準の檄に應じて先づ其下に集合したのは、古阜郡・泰仁縣の東學道徒である。中にも泰仁の匪徒は五月四日縣衙を襲撃し、軍器庫を打破して軍器を奪取し、縣監洪冕周に迫つて、印信を奪取しようとしたが拒絶せられたと云ふ。此間全臻準は古阜郡東學匪徒を率ゐ、同郡白山面白山を占據した。白山は標高四七・六メートルの小丘陵に過ぎないけれども、朝鮮の穀倉とも云ふべき東津・萬頃兩江流域を俯瞰し、頗る要害であるばかりでなく、糧食の補給にも便利なので此地點に據つたと云ふ。

全臻準が再舉して白山に據るとの報道至るや、泰仁・金溝・扶安等隣接諸邑の東學道徒一齊に響應し、相率ゐて白山に赴き、東學匪徒はたちまち數千を以て算する一大集團となつた。(註八)

廟堂に於ても全臻準及び古阜・泰仁地方東學匪徒に對する注視を怠らなかつたものゝ如く、全臻準再舉の報道達するや、五月六日全羅道兵馬節度使兼親軍壯衛營正領官洪啓燾の全羅兵使を遞して、兩湖招討使に差下した。壯衛營は外國人教官によつて訓練せられた京軍中の精銳で、其裝備もモーゼル

式小銃・クルップ式野砲を有して居た。尙廟堂は招討使の聲援と輸送力不足を補ふ意味で、清總理交涉通商事務袁世凱に交渉して、仁川在泊警備艦平遠使用の許可を得た。

兩湖招討使洪啓燾は壯衛營五隊約八〇〇名、野砲二門・ガットリング舊式機關砲二門を率ゐ、五月七日京城を出發して仁川に到着、同港居留地で軍需品を補給し、隊官元世祿の一隊を汽船蒼龍號に、隊官李斗璜の一隊を汽船漢陽號に分載し、招討使自身は三隊を率ゐて、軍艦平遠に搭乗し、五月八日仁川を出港し、翌九日全羅道群山浦に入港した。(註九)

前年五月忠清道報恩東學變亂に際し、廟堂は宣撫解散を主として、兩湖宣撫使を下送し、事態悪化を豫想せられるに及び、討伐隊を派遣したが、幸に兵力を使用することなくして、解散の目的を達した。今次の變亂は首魁全臻準は當初より徒黨を率ゐて、地方官衙を襲撃し、軍器を掠奪し、白山に占據する等の行動があり、尋常の民亂と同一視し難いばかりでなく、清道員袁世凱の注意もあり、文官の宣撫使を差下せず、武官の招討使を下送したものである。従つて招討使に與へられた任務は、討伐と宣撫工作を併行して行ふべきことを期待せられて居た。但し全臻準は當初より地方官との妥協を絶對に拒否して居るので、宣撫工作が成功する見込は尠かつた。

曩に古阜郡白山を根據地とした全臻準は、五月八日古阜・秦仁・金溝・扶安四邑の東學匪徒を率ゐ

大舉して扶安に侵入し、縣衙を襲撃し、扶安縣監李詰和を結縛し、公廨軍器庫を打破して、錢穀軍器を掠奪し、滞在すること三日、十一日扶安を發して古阜郡道橋山に集合した。(註一〇)

全羅道觀察使金文鉉は二月古阜民亂發生以來、東學道徒の查辦に努めたが、其首魁全臻準が白山に據り再撃を企てたとの報道を得、ついで扶安縣衙占領の警報を得たので、急に營將李光陽・李在燮・宋鳳洙に命じ、別抄軍二五〇に加へて、多數の負裸商を率ゐ、救援のため扶安に急行せしめた。李光陽等は井邑を経て白山より扶安に通ずる道路を進出したが、五月十一日道橋山に集合せる東學匪徒と黄土峴に衝突した。匪徒の裝備は各邑軍器庫より奪取した火繩銃・刀槍の類を主とし、甚だ劣弱であつたが、監營兵丁も殆ど軍隊と見做し難い烏合の衆であつた。戦闘の結果、數に於て優勢な匪徒は監營營兵を撃破し、營將李光陽以下尠からぬ死傷を生せしめた。(註一一)

五月十一日黄土峴戦闘は匪徒と官兵との最初の衝突で、戦闘は云ふに足らないにしても、官兵の全敗に終つた事實は、匪徒の士氣を甚だしく鼓舞したことは疑を容れない。官兵を驅逐した匪徒は即日井邑縣に侵入し、縣衙を襲撃して在囚を放ち、軍器庫を破碎して、無數の軍器を奪取し、地方官邑吏の家舎を打破した。又黄土峴戦闘の報復もあらう、負裸商宿泊の民家に放火した。井邑を攻撃後匪徒は西に向ひ、古阜郡三巨里に宿營した。(註一二)

黃土峴戰鬪に勝利を得た全孫準が井邑を攻撃したのは、恐らく全州府に向ふ計畫であつたためであらう。然るに五月九日群山に上陸した兩湖招討使洪啓薰が京軍を率ゐて、十一日全州に入城したとの報道が達したため、全孫準は其銳鋒を避けて、全羅道西岸に向つたものと解される。

五月十一日古阜郡三巨里に宿營した匪徒は、翌十二日興德縣に侵入し、直に軍器庫を打破して軍器を略取した後、即日高敞縣に侵入し、先づ獄門を破碎して囚人を釋放し、縣衙公廨を打破して軍器を奪取し、邑内富民を掠奪放火し、同日は高敞邑内に宿泊した。

五月十三日全孫準は匪徒を率ゐて、大舉茂長縣に侵入した。古阜・泰仁・扶安・井邑・興德・高敞各邑官廳を打破し、恰も無人の野を行く如く進軍した匪徒は士氣益揚り、參加するもの日に多く、古阜・井邑に於て數千と稱せられた匪徒は、茂長に入るに及んで萬餘名を以て算せられた。(註三)

茂長は東學の一中心となし、従前より道徒にして地方官に捉囚せられたもの尠くないので、道徒は嚴酷な報復を加へた。匪徒の茂長邑内に入るや、縣衙公廨を打破し、在囚の東學道徒四十餘名を放ち、地方官を索めたが、新任縣監金五鉉着任前なので、邑吏を捕へて大半を殺害し、邑内及び城外七巨里に放火燒棄した。ついで城外孤山峰に設陣して之に據り、銃を濫發して軍勢を張つた。恐らく茂長占領が全孫準の最も得意な時期であつたであらう。設陣三日に及び、其間布告を發して、東學倡義

の趣意を宣明し、特に戚族の虐政を痛撃して、保國安民の義を強調した。此布告文は全孫準自身の執筆と稱せられ、最も時弊に中るものとして、全道識者に廣く傳誦せられたものである。

人之於世最貴者、以其人倫也、君臣父子、人倫之大者、君仁臣直、父慈子孝、然後乃成家國、能速无疆之福、今我聖上仁孝慈愛、神明聖睿、賢良正直之臣、翼贊佐明、則堯舜之化、文景之治、可指日而希矣、今之爲臣、不思報國、徒窃祿位、掩蔽聰明、阿意諂容、忠諫之士、謂之妖言、正直之人、謂之匪徒、内無輔國之才、外多虐民之官、人民之心、日益淪變、入無樂生之業、出無保軀之策、虐政日肆、怨聲相屬、君臣之義、父子之倫、上下之分、隨壞而無遺矣、管子曰、四維不張、國乃滅亡、方今之勢、有甚於古者矣、自公卿以下、以至方伯守令、不念國家之危殆、徒切肥己潤家之計、銓選之門、視作生貨之路、應試之場、舉作交易之市、許多貨賂、不納王庫、反充私藏、國有積累之債、不念圖報、驕侈滯昵、無所畏忌、八路魚肉、萬民塗炭、守宰之貪虐、良有以也、奈之民不窮且困也、民爲國本、本削則國殘、不念保國安民之方策、外設鄉第、惟謀獨全之方、徒窃祿位、豈其理哉、吾徒雖草野遺民、食君之土、服君之衣、不可坐視國家之危亡、八路同心、億兆詢義、今舉義旗、以報公保國安民、爲死生之誓、今日之光景、雖屬驚駭、切勿恐動、各安其業、共祝昇平日月、咸沐聖化、千萬幸甚。(註四)

五月十六日早朝全臻準は匪徒を率ゐ、茂長を發し、翌十七日正午靈光郡に到着した。即ち城中に侵入し、郡衙を襲撃して、郡守閔泳壽を逐ひ、軍器庫を打碎して軍器を掠取し、又民家を掠奪するものが尠くなかつた。靈光に滞在四日、五月二十日同地發、咸平縣に到着した。茂長・靈光設陣中残留するもの尠からず、萬餘名は六七千名に減じたが、『建旗執鎗、揮劍放砲、騎馬者有百餘名』と見えるのから判断すれば、各邑の軍器庫掠奪の結果相當の兵器を携有するに至つたもので、初め古阜・秦仁・井邑諸邑の間に集散して居た當時に比して、甚だ相違して居ることが知られる。(註一五)

五月二十日東學匪徒咸平に侵入するや、同縣縣監權豐植は急に守城軍一五〇名を招募し、縣衙を防禦したが、一舉にして撃破せられた。匪徒は公廨に入らず、邑内富民より糧食を徵發し、又縣監を執へて大棍五度に及んだと云ふ。(註一六)

次に兩湖招討使洪啓薰の統率する京軍の行動を敘述しなければならない。五月九日全羅道群山浦に上陸した京軍は、同十一日匪徒の抵抗を受けることなくして、全州府に入城した。是日全州監營兵は黃土峴に東學匪徒と戦つて全敗し、匪徒は進んで井邑を占領し、何時全州を攻撃するやも料り難く討伐隊の出動は一刻の早きを争ふ状態にあつた。然るに招討使は全羅道觀察使金文鉉と協議の結果、全州監營・兵營中に東學匪徒の内應尠からず、其肅清を斷行しなければ、全州の治安を期し得られな

いとし、かねて兵營捕校の偵探に基き、東學に通謀の嫌疑あるもの數十名を逮捕し、五月十五日前營將金始豐等四名を梟首し、同二十二日には監營首校鄭錫禱が匪徒首魁全臻準と共謀受賄する故を以て、秦仁に梟首した。(註一七)

此間全臻準は扶安より靈光に至る沿海諸邑を攻略し、各邑より京軍出動を請求する聲連に到り、觀察使金文鉉も其出動を督促したが、洪啓薰は容易に動かない、初め招討使が京城より引率した京軍は八〇〇名であつたが、東學匪徒猖獗の聲に怯えたためでもあらう、沿道逃亡流散相次ぎ、全州滯陣中四七〇名の少數に減少した。京軍はさらぬだに少數であるものが、更に減少しては到底討伐の任に堪へない。洪啓薰は連りに増遣部隊の派遣を稟申したが、容易に承認せられず、爲に出動を躊躇したものと解せられる。(註一八)

廟堂が兩湖招討使を下送したのは、宣撫工作と兵力討伐を併行せしめる意味であつたであらうが、洪啓薰は後者に重點を置き、連に兵力の増加を要求する。廟堂も事態已むを得ざるものと認め、五月十九日壯衛營と相並んで京軍の精銳たる總制營の一部を、海路増援することに決した。ついで五月二十二日全羅道民亂責任者の處分を決し、全羅道觀察使金文鉉に刊削の典を施し、前古阜郡守趙秉甲は義禁府に命じて具格拿來せしめ、又古阜郡按察使李容泰を慶尙道金山郡に竄配した。同日又綸音を全

羅道民人に下して、不法地方官の懲戒を宣布し、地方弊政中實際民害となるものは、民論に従つて矯揉することを約し、亂類脅從は之を治することなきを以て、承かに故土に歸り、本業に安ずべきことを諭した。正に茂長滯在中、東學首魁全捧準の發した檄文に答へるものと云つてよい。(註一九)

教曰、天之生民、欲其生而已、雨露霜雪、皆所以欲生之也、王政之有刑辟、其亦不得已焉、去其凶害、而黎庶乃得以安矣、假使一夫悖戾、一里爲之患、則尙可以懲而戢之、其欲不忍乎其一、則亦將乎十百矣、此所以有今番招討使之差遣也、邇來民生之嗷々然不得安堵者、竄由於近民吏、不克體予如傷若保之至意、殘虐之政、無所不至、令民不得聊生、是以有作鬧之弊、而犯分干紀者、種種有之、其習極可駭、其情亦所當念、示以法網、矯其痼疾、斥黜其貪汚而董勵之、自有朝家之處置、惟彼亂類中、乃以詭詐不經之說、嗾騙金童之無知、嘯聚黨與、跳踉猖獗、藉托號訴、實懷叵測、憑恃衆多、專事攘奪、至於勒掬官長、殘害鄉里、形迹桀驁、不可止以閹民而論矣、夫好生而惡死、人之常情也、其雖欲捨其安樂之業、就其死亡之地、甘觸望赦之科、而困其於剝割、不能寧處、逼於誘脅、隨以胥動者、予豈不知、此予宵旰憂勤、靡遑暇逸、唯是爲民一事、而治不俟志、澤未下究、俾爾元元、未免棲遑此讎、乃至於此、予實歎嘆、而庶民之眩惑於譎幻、自欲投身於教化之外者、亦豈其常性也哉、要不出乎愚蠢沒覺而然矣、忍見赤子之入井、而不汲汲然援而救之哉

其令道臣守宰、詳明曉諭、以恩威之不可偏廢、使各悔悛、承歸土着、各安其業、非直曰以脅從罔治也、予所以惻怛推仁、先之以教也、其蕩折無依者、撫綏慰恤、使得奠居、無復追論於已改之轍、務從安頓、咸與維新、如是布告之後、其卽解去者、祛其舊染、復本心者也、其爲蠹爲害、及可以利益於民者、聽之民論、參以邑報、隨卽商確、一切便宜矯揉後、據實登聞、若其猶復抗拒、羣聚不退者、此豈可以恒民待之、亦有常法、不可容貸矣、一委招討使、以法從事、大抵民之休戚、其不在於莅民之官乎、苟能悉心盡職、無擾於民、使自甘其食樂其生、則雖家說戶諭、勸之使闕、其肯爲之哉、列邑之治否、按廉黜陟、藩臬之責、而初不能彈壓、馴而致此、又不能拊循而調制、亦未則覈實馳啓、尋常度日、安在其委寄方面之義哉、全羅監司金文鉉、姑先施以刊削之典、湖南起鬧始由於古阜、轉至於此、寧不痛歎、宜有一番鈎覈、前郡守趙秉甲、令王府發遣府都事、具格拿來、按覈法意、又何等緊急、而迄無查啓、反滋致騷、事體既墮、債誤亦多、古阜按覈使李容泰、施以竄配之典、仍令道臣、起鬧邑倅、這這查覈論啓、朝家亦當按其輕重、承施當律、用慰民心、此意亦令宣示民人等事、令廟堂措辭關飭。(註二〇)

全羅道民人招撫の綸音宣布の翌五月二十三日、總制營中軍黃顯周は兵丁四〇〇名を領率して、汽船顯益號に搭乘し、招討使に合同の目的を以て、全羅道法聖浦に向ひ仁川を出發した。一方増遣部隊出

發の報に接した招討使は、愈々南進の途に就くに決し、五月二十二日全州を出發、其行程を緩にして、二十三日に井邑に到着し、此地に宿營した。此時既に匪徒は既に靈光を去つて、咸平に前進したとの報道を得たので、招討使は戰鬪の準備を整へ、五月二十四日高敞に宿營、二十五日靈光に到着した。

時に増遣部隊を搭載した汽船顯益號は、未だ法聖浦に到着して居ない。同日靈光に宿營したが、五月二十六日天明咸平縣監權豐植より急使が到着し、東學匪徒より同縣監に投じた原情書を進達し、且咸平滯陣中の匪徒が羅州牧・長城府方面に移動しつゝあることを報告した。(註二)

東學匪徒最終の目的地は猶不明であるが、長城方面に進出すれば、京軍との衝突は避け難い。招討使は増遣部隊未だ來着せず、兵力の不足を顧慮したためでもあらう。開戦に先じて、先づ招撫を行ふに決し、五月二十六日兩湖招討使從事軍官李敷應・襄垣煥に命じ、五月二十二日繪音を費持して、匪徒所在地に向はしめた。然るに兩軍官は匪徒に捕へられ、其消息不明なので、警戒旁、隊官李學承・元世祿・吳健泳に兵丁三〇〇・クルップ式野砲一門・ガットリング式機關砲一門を附して、長城方面に進出せしめた。

五月二十七日汽船顯益號は法聖浦に入港した。總制營中軍黃顯周は其部隊を率ゐて上陸、靈光にて招討使と合同した。是日、長城に前進した李學承部隊は、匪徒と衝突したのである。(註三)

壯衛營隊官李學承は二十六日靈光を發し、二十七日午前長城に到着したが、東學匪徒約四、〇〇〇名が前面の黃龍村に集合食事中なのを偵知し、黃龍川を涉り月坪里に進出し、野砲一門を以て砲撃を加へた。東學匪徒は既に前日俘虜とした招討使軍官より、京軍が靈光・長城間に滯陣中であることを聞知した筈であるが、軍事に知識の乏しい彼等は偵察も怠つて居たらしい。突然の砲撃で死者四五十名を生じたが、其壓例的多數を待み、直に京軍を逆襲した。時に距離過小で砲撃に不利であり、少數の京軍は匪徒の壓迫を受けて、野砲・機關砲各一門及び彈藥を放棄し、黃龍川を涉つて靈光方面に退却した。黃龍川の對岸萃湖里一帶の丘陵は川原を俯瞰し、地形上有利なので、隊官李學承は萃峴に據つて敗兵の退却を掩護したが、匪徒の追撃に會して、兵丁五名を共に戦死した。隊官の戦死によつて京軍は全く戰意を喪ひ、靈光へ潰走した。(註三)

長城戰鬪に於て野砲・機關砲各一門を失ひ、隊官を失つたが、兵員の死傷は云ふに足りなかつた。招討使洪啓勳は二十七日夕刻敗兵の到着により、長城に於ける敗戦を知つたが、あへて動かず、二十八日は靈光に於て敗兵の收容に従事し、二十九日高敞へ移動した。

從來京軍との衝突を避けて南下しつゝあつた全臻準が、咸平より羅州方面に退却せず、却つて長城へ前進した理由は解し難い。兎に角長城への前進は、京軍と戰鬪を豫期して上であることは誤ないで

あらう。東學匪徒は數こそ多數であるが、其兵器は各郡縣軍器庫で奪取した最舊式の火繩銃刀槍を主とし、甲冑を着用するものも尠くなかつた。京軍は其兵力こそ寡少であるが、朝鮮に於て比較的優秀部隊である。東學匪徒が官兵と戦つて之を撃破することは、殆ど豫想し難いところであつた。

いづれにせよ長城戦闘は京軍の進撃を緩和したことは疑ない。全臻準は黄土峴の戦勝が、全州監兵營の戦意を喪失せしめたこと、同一効果を期待したであらう。一旦斷念した全州府攻撃を再興するに絶好の機會である。全臻準は東學匪徒を率ゐて、五月二十八日長城を出發し、行程を早めて同日井邑に宿營、掠奪を恣にして、翌二十九日は泰仁に宿營した。五月三十日同地出發北上の途、泰仁縣院坪里に於て、偶々全羅道出駐兵丁勞問及び内帑錢一〇、〇〇〇兩頒給の命を奉じて、京城より下來した宣傳官李周鎬及び下隸二名を捕へ、曩に長城に於て抑留した招討使軍官李敬應・裴垣煥を併せ慘殺した。同日は金溝宿營の豫定であつたが、京軍の北上を聞き、更に前進して全州府外三川に屯聚し、五月三十一日全州府を攻撃した。(註二四)

當時全羅道觀察使金文鉉は刊削の典に處せられ、署理督辦交渉通商事務金鶴鎮が後任を命せられたが未だ着任しない。五月三十一日東學匪徒の全州に迫るに及び、全州判官閔泳昇・營將任泰斗は急に軍卒を發し、又府民を徵發して軍器を與へ、四門を守備せしめたが、全く戦意がなく、匪徒が大舉城

外に出現して發砲するや、守城軍はたちまち潰散して如何ともなし難い。判官閔泳昇は肇慶廟位牌及び慶基殿太祖影幀に陪奉して、東門より脱し、全州府の東北なる威鳳鎮に難を避け、鎮内威鳳寺大雄殿に奉安した。

元來全州府が戦はずして東學匪徒に降伏したのは、守城軍に戦意がなかつたのみならず、監營吏胥・軍校等に内應者が尠くなかつたためと傳へられる。全臻準は全州に入城するや、道臣に代つて宣化堂に居住し、匪徒を分派して四門を守らしめた。全州陷落が不意に出でたため、城内吏校・奴令・民人にして脱出する機會を失ひ、匪徒に慘害せられたものが尠くないと云ふ。(註二五)

是より先兩湖招討使洪啓薰は長城戦闘の翌二十八日、長城留郷邑吏より東學匪徒が蘆嶺を越え、井邑方面に向つたとの情報に接し、匪徒の目的地が全州にあることを推したけれども、即時出發追跡する能はず、翌二十九日靈光出發、高敞宿營、同三十日高敞出發、井邑宿營、三十一日井邑出發、夕刻金溝に到着し、東學匪徒が當時金溝より全州に向ひ、三川に集合せる事實を聴取したけれども、既に日没後なるが故に前進攻撃を見合せた。三十一日天明金溝出發、三川に到るに及び、全州が昨日匪徒の手に歸したとの情報を得た。(註二六)

全州陷落を確認した招討使は更に前進して、全州邑南完山に陣地を占領した。完山は標高一八三メ

トトル、全州川を隔て邑内を瞰下し、全州攻圍の陣地として絶好の地點であるが、全臻準は全州が全州李氏發祥の地であり、完山は封山なるに顧み、軍事上の目的に利用しなかつたものである。従つて京軍が完山より城内を砲撃し、慶基殿に損害を與へたのを見て、不敬として憤激甚だしかつた。(註二七)

完山に陣地を布いた招討使は、即時野砲の砲撃を開始した。城内の東學匪徒は京軍の來襲を見て防備を嚴にしたが、今其砲火開始と共に逆襲を企て、南門・西門を開き、二隊に分れて完山陣地に突撃し、又城上に配置せられた部隊は激烈な射撃を加へた。京軍は長城戰鬪と反對に地形上有利なので、直に應戦し、殊に東岡に配置せられた部隊は、突撃隊の先頭に立つた匪徒の精銳三十餘名を射殺した。匪徒は之を見て一齊潰走城内に退却したので、京軍は追撃して數百名を斃した。是夜城内各處に火を發し、烟焰天を焦す慘狀を呈した。(註二八)

長城戰鬪で京軍の一部隊を撃破した全臻準が之を追撃せず、全州の虛を衝いた形をなして居るが、京軍の北上を聞知するや、極力衝突を避け、全州占領後も城門を閉鎖して、守城の體勢を取り、敗餘の官軍が數倍する匪徒を攻圍した形となつて居る。東學匪徒との戰鬪は、軍事上の常識を以て判斷し難いものが多い。

攻城第一日に於て匪徒の突出を撃破し、長城敗戦の汚名を雪いたが、招討使は此後唯完山陣地を固守し、時々城内に砲撃を加へるに止めた。東學匪徒は長城戰鬪に京軍より野砲・機關砲各一門及び彈藥を鹵獲したが、其操法を知らず、應射することが出来なかつた。

六月六日に至り、匪徒は最後の突出を試みた。同日午後匪徒は北門より突出し、龍頭峴西峰の京軍陣地を攻撃したが、京軍は之を逆襲して五百餘名を斃し、大將旗及び銃劔五百餘柄を鹵獲し、首魁と稱する金順明及び童壯士李福用(一四歳)を生擒して、即日斬殺した。殘兵の一部は逃走し、一部は城内に逃入した。

六月六日第二回突出は匪徒に致命的打撃を與へ、匪徒は今後全く戰意を喪失した。招討使は今後城内に威嚇砲撃を加へるに止め、積極的に攻城を進めることを避け、一面には五月二十二日綸音を贈送し、又曉諭文を發して、匪徒招撫に努力した。六月四日の曉諭文に云ふ。

咨嗟、爾等皆以國家赤子、爲全明叔○全臻準詭誕險詖之所誣惑、不知自陷於罔赦之科、痛惜痛惜、爾等之其間情形、有不可勝誅、而甚至於綸音責持之官、惟意戕害、自作不道之辭賦、興言及此、神人共憤、爾等今幸悔而歸化、斥邪而衛正、則是所謂人孰無過、改之爲善也、脅從罔治、亦有維訓、爾等有能承出義氣、所謂全明叔、縛致轅門、俾正王法、隨常啓聞、施以上賞、特示將功贖罪之意、前已屢諭、尙此無轉、益憤惋、若一向自惑而不從、則更有何所可惜乎、殘殄滅之無遺育、

斷不可已、我言不再、咸須知悉。(註二九)

招討使の曉諭文を一覽した全臻準は、六月五日左の原情を送致して、其行動を釋明し、且前全羅道觀察使金文鉉及び招討使自身の不法貪虐を指摘して、其反省を促した。

生等亦先王之遺民、安有不正犯上之心、寧欲呼吸於覆載之間哉、生等之此舉、雖知駭然、舉兵屠戮、有誰先之、不念舊伯○前全羅道觀察使金文鉉之殺戮許多良民、反謂生等之罪戾、宣化牧民之人、多殺良

民、非罪而何、假印揭榜、措署爲印乎、奉太公監國、其理甚當、何謂不軌、殺害宣諭從事、未見綸音、但見討捕募兵之文字、若其真的、豈有是理乎、完營放砲之說、反謂生等罪、使主之放砲毀殿、例乎可乎、舉兵同罪、無罪衆民殺害可乎、入城奪器、不過防身逃命之故也、毗睚必報、掘塚討財、生等之切憎所禁也、貪官雖虐、朝家未聞、生民難保、貪官則當一一誅除、有何罪也、完山爲國家所重、封山留陣穿鑿、在法禁斷、而閣下之故犯何意、感悟贖罪之方、惟在閣下善處登聞、則庶冀生民一賀哉、言止此而已。(註三〇)

超えて六月七日招討使は東學匪徒の原情に題して云ふ。

題、凡民有冤則訴、訴則必伸、而設使所冤、而有未伸之端、哀辭苦語、呼號不已、則庶可緣情參互、不患無伸冤之道是去乙、如之何奪取軍器、打破公廨、燒毀人家、劫探民產、所過無不殘殄、

豈敢曰不罪乎、且其間曉諭、不啻縷縷、終不歸化、況乎綸音宣諭之官員、惟意戕害、合置何辟、然而魁首全明淑、既曰徑斃、則特庸脅從罔治之義、饒爾生命矣、爾等所取軍器、及今來納、從以開門迎師、以服朝家好生之德、則列邑繁瘠之可存者存、可革者革是去乙、今此錄納諸條、無非淆雜、形不成理、安有改過遷善之意乎、此無乃不誣惑愚氓、漫漶樂禍之計、極爲駭然向事。(註三一)

同日更に城内東學匪徒に曉諭を發して解散を命じ、決して追捕しないことを誓約した。

前後曉諭、不啻縷縷、而爾等終不解惑、置疑於無疑、趨趨不遵、何其蠢也、何其愚也、爾等寧圖逃命、則速開城門而潰散、則決不追捕、亦當申飭各邑、勿使阻撓矣、今此既承王命、我豈誣言於爾等哉、如是更諭、而猶不解惑、終無革心、我當更不顧惜、立即出來、箇箇受戮可也、若不然則破城直入、無遺剿滅、咸須知悉。(註三二)

招討使は首魁全臻準戰死の風説を信じて、匪徒の自然解散を待つたが、容易に其色を見せない。翌六月八日更に曉諭を發して、匪徒の歸順するものは、昨明治二十六年忠清道報恩東學變亂の例に倣ひ、一切其罪を問はないことを宣諭した。

當時東學匪徒は全州城内に籠城の状態にあつたが、前後兩回の出撃に大敗して、其勇敢な分子を失ひ、士氣甚だしく沮喪して、官軍の招降に應ずる意見が漸次擡頭した。但歸順に名義の立たないこと

と、歸順解散後其首魁が逮捕せられることを恐れたが、前者については五月二十二日諭旨により、前全羅道觀察使金文鉉以下關係地方官が懲戒處分に附せられた以上面目は立ち、後者については特に降服を要せず、城門より解散逃亡すれば、追捕しないことを王旨を以て誓約して居る。今や解散に對する一切の障害は除去せられたものである。

六月十一日全州城内に籠城した東學匪徒は東北兩門を解放し、一齊に逃走を開始した。招討使は其全數逃亡の時間を見計らひ、梯を城牆に掛け、軍士を城内に突入して南門を解放せしめ、全軍を統率して入城した。城中を巡視して宣化堂に至るに、長城戰鬥で鹵獲せられた野砲・機關砲各一門及び彈藥、全州城備付の舊式大砲彈藥、其他甲冑刀斧等實戰に價値なき兵器が山積せられて居た。之等は招討使の押收するところとなつた。(註三二)

是より先、長城の敗報京城に達するや、廟堂は震駭して、五月三十一日李元會を兩湖巡邊使に差下し、京軍二隊並に平壤營兵三隊を率ゐて赴援せしめ、兩湖招討使を併せて其指揮に屬せしめた。又嚴世永を三南廉察使に差下し、忠清・全羅・慶尙三道の民治を監察し、地方官の不法があれば、便宜裁斷の上狀啓することを許した。蓋し廉察使に非常の權限を賦與し、地方政治の病根を根絶し、亂原を除去する決意を示したものである。(註三三)

兩湖巡邊使李元會は親軍壯衛營一隊・統衛營二隊・箕營三隊、計一、〇〇四名、クルップ式野砲二門を率ゐて、六月二日京城を出發し、陸路公州を経て全州に向つた。兩湖巡邊使が戰場に到着するに先じて、全州城は兩湖招討使によつて、回復せられたのである。(註三四)

全鋒準は全州を支持すること一二日にして、之を放棄するの已むを得ざるに至つた。當時東學匪徒は五月三十一日・六月三日兩度の出撃によつて大損害を蒙り、士氣極度に沮喪し、逃亡者續出の状態であつたから、兩湖巡邊使の來着を待ち、兵力を倍加して強襲したならば、全州城を攻略し、首魁全鋒準以下匪徒の殆ど全部を殺戮又は生擒すること、恰も純祖辛未亂の定州城攻略の如きものがあつたであらう。然るに之を實行せず、叛徒の自發的解散、寧ろ自發的逃亡を極力勸誘しなければならなかつたのは、次の二理由に基くものであらう。

一 全州は全州李氏龍興の地として、莫重の地と見做されて居る。今招討使若くは巡邊使が強襲を以て略取すれば、肇慶廟・慶基殿は當然兵燹に罹り、府民は匪徒と併せて玉石俱焚の厄に遭ひ、大殺戮を免れないこと、恰も文化九年(純祖壬申)四月十九日定州城攻略の慘狀を繰返すであらう。其結果巡邊使・招討使共に其勳功は認められないばかりでなく、却つて責任を問はれ、懲戒處分に附せられること、恰も當時の兩西巡撫使中軍柳孝源の如きものがあらう。此點から見て、巡邊使・招

討使共に全州保全を第一義とし、匪徒討滅を第二義に置いた形跡がある。

二 第一より重大な原因は國際關係による。之より先、國王・戚族は東學匪徒猖獗を極め、自國軍隊にて鎮定し得ないことを慮り、清國軍隊の出動鎮定を請求するに決し、六月一日袁道を通じて、清北洋大臣直隸總督李鴻章に清願した。李督直に之に同意し、討伐のため北洋新式陸軍を派遣し、其先頭部隊は六月八日忠清道牙山縣に到着した。日本國政府は清兵出動の報を得て、六月七日亦公使館及び居留保護のため、出兵する旨公式に通告した。廟堂は驚愕甚だしく、寧ろ東學變亂鎮定を理由として、兩國軍隊撤退を請求しようとし、全州克復の形式だけでも公示する必要に迫られて居たことである。

全州克復は以上の如き政治工作の結果であるから、率先入城した兩湖招討使洪啓薫は後れて到任した兩湖巡邊使李元會・全羅道觀察使金鶴鎮と協力して、全州府民の賑恤、秩序回復に最大の努力を致し、東學匪徒の查辦には多く注意しなかつた。六月十一日解散逃亡した匪徒は古阜・泰仁・金溝・金堤・扶安・茂長等諸邑の出身で、大半其故土に歸還したが、首魁全臻準は官憲の查拿を恐れ、匪徒の幹部と共に匪徒數百名を率ゐて、全州に隣接する全羅道淳昌郡・南原府に潜伏して再擧の機を窺つた。廟堂も南道東學變亂が未だ全く鎮定しない事情が外間に洩れることを好まず、寧ろ無干渉に放置

し、全臻準を激發しないやうに努めた傾向がある。(註三五)

全羅道東學變亂は全州陥落、全臻準の退去と共に、地下潜行の状態に陥つたが、此間全臻準以外の東學道徒、特に道主崔時亨が如何なる行動を取つたか一考する必要がある。

全臻準が古阜に蹶起するに當り、道主崔時亨と如何なる程度の連絡を有したか疑問とするところで東學道徒は兩者の間に何等連絡なく、殊に道主は全臻準が地方官の貪婪を理由として起鬧することを非とし、書を與へて戒飭したと傳へて居るが信じ難い。寧ろ崔時亨は忠清道報恩郡に潜伏して、形勢を觀望して居たのではないかと思はれる。(註三六)

明治二十七年二月古阜郡民亂は未だ全國的大亂となる徵候なく、崔時亨も自重して居たが、同年四月下旬全臻準が古阜・泰仁・金溝・扶安等各邑の東學道徒を率ゐて、地方官衙を打破し、地方官を放逐して、漸次暴動より叛亂の形態を取るに及び、崔時亨門下の高足は連に全臻準を聲援する必要を論じ、之以上自重靜觀することを許さなくなつたらしい。乃ち五月六日道主崔時亨の名を以て、通文を各接主に發し、全羅道道徒と協力倡義するを以て、各接内の東學道徒を引率し、六月十日を期して忠清道青山縣小蛇里に聚會すべきことを命じた。期に及んで青山に聚會した道徒は數千と稱せられ、彼等は全臻準に倣つたらしく、青山より進んで公州牧・鎮峇縣境にある星田坪(忠清南道大田郡儒城

面星田里)に據つた。六月十二日黃土峴戰勝の報に接して、士氣大に揚り、大舉して懷仁縣を襲撃し軍器庫を打破して軍器を奪取し、轉じて鎮谷に入り劫掠を縦にした。(註三七)

忠清道觀察使趙秉鎬は懷德匪亂の報を得て、直に鎮谷方面に兵丁を派遣して、剿撫する必要を感じ各邑吏民を招募したが實用に堪へず、監營砲軍も過少で用ふるに由がない。負裸商を招募しても百餘名に過ぎない。已むなく忠清・全羅兩道界恩津縣把守兵丁一〇〇名を急派し、又忠清道兵馬節度使李容復に移牒して、清州兵營より兵丁二〇〇名を調遣せしめた。猶之では不充分なので、全州滯陣中の兩湖招討使洪啓勳に打電して急援を請求した。(註三八)

公州・鎮谷間東學道徒の聚會はかくして漸く世人の視聽に上つたが、六月十四日に至り歸化(歸順)と稱して、突然自發的に解散した。(註三九)

東學道主崔時亨の倡義がかやうに龍頭蛇尾に終つた事實は、全臻準が月餘に互り全羅道を横行し、京軍及び監營兵丁を撃破したのに比して、意外の感を懐かしめる。思ふに崔時亨は平和的の聚會は辭しないけれども、武装集團を率ゐて、官兵と戦闘を交へることはその特に不利としたところらしい。既に前年報恩聚會も京軍到着前に解散して居る。今次も清州兵營より討伐隊を派遣せられ、京軍の來攻も近いとの風説を聞き、驚愕して急に解散を決したのではないかと思はれる。

公州・鎮谷間聚會解散後、東學道徒は全く統制を失ひ、各接毎に小集團をなし、半匪賊化して忠清道文義縣・沃川郡・懷德縣・鎮谷縣・青山縣・報恩郡・木川縣等に暴動を起し、官廳竝に地方名族の第宅を襲撃して、錢穀を掠奪して饑民を賑した。被害名族も憤激し、各通文を發し、家童を召聚して東學道徒と戦ひ、之を逐殺するに至つた。之がため公州・清州以南各邑は一時全く無政府状態に陥つたが、東學道徒は刻々壓迫を受け、六月中旬兩湖巡邊使李元會が公州到着した頃には、大半逃亡解散したものだと思はれる。(註四〇)

(註一) 日省錄李太王癸巳年三月二十日。

(註二) 全臻準供草、全羅道東學匪亂調査報告。

(註三) 全臻準供草、全羅道東學匪亂調査報告。

(註四) 一部の東學關係者は最初郡守の不法を訴へたものは、全臻準の父全彰赫で、之がため全彰赫は郡守趙秉甲に杖殺せられたと傳へて居るが、全臻準供草には自己の行動として居る。全彰赫が地方官に反抗して杖殺せられたことがあつても、それは趙秉甲の時代ではならしく、従つて全臻準が父讐を復するため、民亂を起したと云ふ説には疑の餘地がある。(上帝教歴史、全臻準供草、全羅道東學匪亂調査報告)

(註五) 全臻準供草、東學黨匪亂史料、全羅道古阜民擾日記、全羅道東學匪亂調査報告。

(註六) 日省錄李太王甲午年二月十五日、全臻準供草、東學黨匪亂史料、全羅道古阜民擾日記。

- (註七) 全壽準供草、全羅東學匪亂調査報告。
- (註八) 東學黨匪亂史料、全羅道古阜民擾日記。
- (註九) 日省錄李太王甲午年四月二日・四日、兩湖招討啓錄、林樂知・蔡爾康 中東戰紀本末續編卷二東征電報上寄總署。
- (註一〇) 兩湖招討啓錄、東學黨匪亂史料、全羅道古阜民擾日記。
- (註一一) 兩湖招討啓錄、東學黨匪亂史料、全羅道古阜民擾日記。
- (註一二) 同上。
- (註一三) 同上。
- (註一四) 東學黨匪亂史料、彙語。
- (註一五) 兩湖招討啓錄、東學黨匪亂史料。
- (註一六) 兩湖招討啓錄。
- (註一七) 兩湖招討啓錄、東學黨匪亂史料。
- (註一八) 東學黨匪亂史料。
- (註一九) 日省錄李太王甲午年四月十五日、東學黨匪亂史料。中東戰紀本末續編卷二東征電報上寄總署。後敘して前古阜郡守趙秉甲は遠惡島に安置、前全羅道觀察使金文鉉は慶尙道巨濟府に減死安置し、ついで加轉の典を施しめられた。
- (註二〇) 日省錄李太王甲午年四月十八日。
- (註二一) 兩湖招討啓錄、東學黨匪亂史料、杉村濤 明治二十七年在韓苦心錄(昭和七年)二―三頁。
- (註二二) 兩湖招討啓錄。
- (註二三) 兩湖招討啓錄、全壽準供草、勉庵集卷二五宣傳官贈左承旨李公學承殉義碑、全羅道東學匪亂調査報告。
- (註二四) 兩湖招討啓錄、東學黨匪亂史料。

- (註二五) 同上。
- (註二六) 兩湖招討啓錄。
- (註二七) 全壽準供草。
- (註二八) 兩湖招討啓錄、東學黨匪亂史料。
- (註二九) 兩湖招討啓錄。
- (註三〇) 同上。
- (註三一) 同上。
- (註三二) 兩湖招討啓錄、全壽準供草。
- (註三三) 日省錄李太王甲午年四月二十七日、彙語。
- (註三四) 日省錄李太王甲午年四月二十八日・九日、兩湖招討啓錄、東學黨匪亂史料。
- (註三五) 兩湖招討啓錄、清藤幸七郎 天佑俠(明明三十六年刊)。
- (註三六) 上帝教歴史、海月神師實史。
- (註三七) 東學黨匪亂史料、隨聞要抄。
- (註三八) 兩湖招討啓錄、東學黨匪亂史料。
- (註三九) 日省錄李太王甲午年四月十二日、東學黨匪亂史料。
- (註四〇) 東學黨匪亂史料。

【參考地圖】 朝鮮總督府五〇、〇〇〇分一地圖 裡里 金堤 井邑 葛潭 苗浦 高敞 潭陽 靈光 羅州 全州 高山 公州 儒城 大田。

第二章 日清兩國の出兵

第六八 清國の出兵

甲午東學匪亂が昨明治二十六年報恩東學聚會に比して、より重大化する虞があることは、夙に國王・戚族も認めるところである。従つて前年宣撫を主としたのに反して、今回は招討に重點を置き、明治二十七年五月兩湖招討使洪啓薫に親軍壯衛營を附して、全羅道に派遣したことは前章に述べた通りである。招討使の派遣に關して、清駐韓道員袁世凱が協議に参加して居ることは疑ふ餘地なく、仁川在泊北洋海軍所屬砲艦平遠を招討使の使用に供し、且差辦徐邦傑を招討使に附して、全州に派遣したことは之を證する。

國王・戚族竝に袁道は東學匪徒が如何に多數であるとは云へ、京軍の到着を見て、自發的に解散すること、猶前年報恩聚會の如きを豫想したであらう。然るに招討使の出發後間もなく、五月十一日黃土峴戰鬪の報道が到達し、東學匪徒が雷に解散しないのみならず、進んで官兵を攻撃する實力あることを示した。而して招討使は五月十一日全州に入城したが、優勢な匪徒に壓迫せられて逃亡兵相續ぎ、

全州より出動することが出来ない。此間匪徒は全羅道西南地方を攻略すること、無人の野を行くが如き有様である。廟堂は初めて招討使の兵力によつて匪亂を鎮定出来るか疑ふやうになつた。

朝鮮國新式軍隊中比較的訓練行届き、裝備も優秀な壯衛營にして、匪亂鎮定の能力なしとすれば、外國軍隊特に宗主國たる清國軍隊の増援を請願するの已むを得ないと考へられた。其發議は國王・戚族及び袁道のいづれが先であつたか疑問の餘地があるが、著者は左の二理由により、國王・戚族が積極的に清兵請援を主張し、袁道も其必要を痛感しつゝあつたものと解する。

外國軍隊を借りて自國の叛亂を鎮定することは、外交上重大問題であるばかりでなく、内政問題としても、民心に及ぼす影響の大きいことを考慮しなければならぬ。然るに國王・戚族はその重大性を理會し得なかつた。既に昨明治二十六年報恩聚會に際して、國王は清兵の出動を請願しようとし、時原任大臣の反對によつて、僅かに斷念した事實がある（第六六參照）。

次に袁道の立場を述べなければならぬ。東學匪徒が猖獗を極めれば、京城仁川地方も動搖を免れず、しかも東學は排外主義を標榜して居るから、居留外國人の生命財産に危害を及ぼす恐れがある。袁道は宗主國代表者として、當然外國人の生命財産を保護する責任を有する。更に袁道は其軍事的經驗より、比較的少數の清兵を以て優勢な匪徒を討伐し、以て宗主國の威信を確立する自信を有して居

た。

以上の二理由により、戚族の代表者たる兵曹判書閔泳駿・袁道間に極秘裡に清國軍隊出動に關する協議が行はれ、國王の諒解を得たものと思はれる。

明治二十七年五月二十三日に至り、全羅道靈光郡滯陣中の兩湖招討使洪啓薫は、招討使に東學匪亂鎮定の自信なきことを告白し、壬午・甲申二度の變亂が中國兵の力によつて鎮定した例を引き、清國の出兵を請願することを電奏した。

窃伏念、亂有兵亂民亂、學有正學曲學、安集之方、備禦之策、料不出朝家之得其宜也、目今東學猖獗、或窟於兩南、無賴稱託而蟻附、操守畏縮而虎視、大者萬計、少者千數、初因守令貪墨、生靈塗炭、則學無足爲、亂實爲憂矣、自有么麼防禦之軍、而道帥之臣、何至坐視致此滋蔓、悔無及而去年歸化者、今日復起、此非但我朝廷之遠慮、亦爲隣國之羞恥也、昨今兩年遠興王師、民疲於迎送、兵困於往來、不可勝言也、聖度天大、不以深罪、更遣臣招討、繼繪旨、則恩威并施、而一向放肆、若將以逸待勞、此所謂削之反、不削亦反、爰刈後已也、東逐西走、萬無剿滅之道、臣之罪大矣、復命之日、自縛待罪、以順王法、然而見今事勢、我小彼多、難以分兵推擊、伏乞請借外兵以助之、則使彼徒不接其首尾、不通其音耗、則彼必勢孤而必散、力窮自解矣、一舉萬全、唯此

一條、然恐未知處分之若何。(註一)

洪啓薫は國王・戚族の信任最も厚い將領である。其將領にして清兵請援を請願するに至れば、何人も傾聴せざるを得ない。ついで五月二十七日長城敗戦、同三十一日には全州陥落の悲報が到達し、招討使の電奏を裏書した。國王・戚族は固より清兵請援論者である。然るに此頃に至り大臣卿宰の間に清國若し出兵すれば、天津協約の趣旨もあり、日本は之に倣ひ、ロシアもまた之に次ぎ、京城には外國軍隊が充滿し、廟堂は全く外國軍憲に制肘せられるに至ることを憂慮する意見が擡頭した。

是より先、五月三十日兩西巡邊使李元會差下の後、國王は私次に時原任大臣を召見し、清兵請援について諮詢せられた。諸大臣は時勢やむを得ずと啓し、國王は重ねて日本が之を口實として、同時に動兵する懸念があることを述べられたが、判中樞府事金弘集は朝鮮國軍兵を以て匪徒を剿撫すること能はざるが故に、やむを得ずして清國に援助を請願するものである。日本に對しては我より請援の事實なく、従つて妄動する理由がないと主張した。私觀後閔泳駿は元老領敦寧府事金炳始に書状を送つて筵席の狀況を詳報し、且人を遣して其意見を問はしめた。金炳始は「蓋此事既有定論云、有難以臆料質對、然而匪徒罪雖罔赦、皆我民、何以不以我兵而剿之、若借他國兵而誅討、則我民之心當何如、民心從易渙散、是果審慎也、日本事不無其慮、清館照會今姑緩之、而既發我兵、姑觀下同恐好」と注

意を與へた。經驗ある老宰相の穩健な意見であるが、兩西巡邊使・兩湖招討使共に匪徒を招撫する自信を有するものでないから、其成功を待つて、空しく時日を費す事は事實上不可能である。果して國王は「此論固好矣、而來頭事未料、諸大臣之論亦宜請援云、清館照會促送可也」と教し、金炳始の自重論に従はれなかつた。(註二)

五月三十一日全州陷落の報は内外を愕かした。今や清兵請援は議論の時期ではない。閔泳駿は國王の内命により袁道と交渉し、六月一日出兵の同意を得た。但議政府照會を發し、正規の手續を取ることは未だ實行されなかつた。

清兵出動に關して、袁道が戚臣の代表者たる閔泳駿と隔意なき諒解を遂げ、國王の同意を得て居るにも拘らず、尙躊躇の色があるのは、日本の態度が判明しないからである。蓋し清國の出兵は藩屬よりの請願に基き、宗主國として固有の權限によるものとは云へ、明かに天津協約に牴觸し、即時日本の出兵を誘發する懸念があるからである。従つて袁道は常に駐韓日本國臨時代理公使杉村濟の態度に注目して居た。殊に同代理公使が督辦交渉通商事務趙秉稷に對して、内亂鎮定のため外國軍隊の援助を求めることの不可なることを、非公式に忠告し、又一部の人士に託して、國王に内奏せしめた事實があり、廟堂にも之を是とする者もあつた事は、特に袁道の警戒を要する點である。唯袁道は此件に

諸公廣ク宇内ノ形勢ヲ觀、國家百年ノ長計ヲ慮リ、以テ我政府ノ好意ヲ空フスル無カラシムコト深ク希望スル所ナリ。(註四)

次に改革要項五條を説明し、改革案調査委員として、國王の信任せられる重臣若干名を任命せられるやう要求し、具體案は同委員と商議の際提示すべき事を約した。(註五)

栗野政務局長は七月五日京城に到着し、大鳥公使に外務大臣訓令を傳達して、又大臣の意嚮をも傳へた。曩に加藤書記官の來着は外務當局と現地との連絡に大なる効果を奏しなかつたやうであるが、栗野政務局長は此缺陷を補つたのみならず、現地の切迫した情勢と、積極論特に大島陸軍少將以下派遣軍幹部の意氣が甚だ盛で、公使館側は動もすれば之に牽制せられる事實も認識したらしい。(同政務局長は加藤書記官と共に、七月六日京城出發歸朝の途に上つた)。(註六)

明治二十七年六月二十八日外務大臣訓令による内政改革案は、根本に於て七月三日提示の内政改革と大差ないにもせよ、具體的には相違があり、殊に内政改革に附帶して、朝鮮國內に於ける日本人の權利を擴張せしめようとする點に於て、公使の理想案と摩擦を生ずるものが尠くはなかつた。之がためには大鳥公使は其内政改革案を全般に互り改訂する必要があつた。

大鳥公使より統理衙門に提示した内政改革案五條に對する回答は、五日を経て七月七日に至るも到

達しないので、公使は公文を統理衙門督辦に送り、七月八日正午を期限として確答を要求した。(註七) 日本國公使より内政改革案五條を提示せられた國王・廟堂及び清駐韓道員袁世凱は唯周章するばかりであつた。日本國公使が大部隊の陸兵を首都に駐留せしめ、内政改革を強要するのは、内政干渉であり、且主權侵害の嫌がある。けれどもかやうな問題を論議する場合ではない。唯如何にすれば日本國公使の内政改革案に對する回答を回避し得るやにあつた。國王は此難局に際して、七月四日久しく閑地にあつた判中樞府事金弘集を再び起用し、總理交渉通商事務に擧げたが、金弘集と雖も策の施すべき餘地がない。(註八) 廟堂の依頼する道員袁世凱は、混成旅團の入城と共に、大鳥公使・杉村書記官の態度が俄然硬化したのを見て、最早文書と口舌を以て争ふ時期でない事を料り、七月五日には李督に打電して、至急對策を講ずるがため歸朝を申請した程である。(註九) 袁道にして日清日韓關係の緊張を打開する自信なしとすれば、廟堂は絶望する外はない。七月七日駐劄天津督理通商事務徐相齋に打電し、李督の腹心天津海關道盛宣懷に事情を訴へて、干渉を懇情した。『金宏集外務總理は内政改革を非とす。中堂若し是れ法を設ければ甚だ感せん、但大鳥日々促すこと急なれば、事の勢甚だ危く、民心騒動し、都城幾んど空し、連に法を設け、急迫を解かんことを圖るは、但だ中堂に望む、而して大鳥云ふ、密に數員を派し、五條(内政改革案五箇條)を商量せよと、已に數日を延拖したれば、日參

贊杉村迫督する事甚だ急なり、已むを得ず内務堂上數人をして、往て其委折を問はしむ、實は時日を延拖するの計なり、設法を圖るを期するは切金の意なれば、中堂に轉稟し、回答あらば即示せよ、兵を撤するの事を以て、各公使照會する處別に實效なし、今更に照會するや否やとは、海關道(天津海關道盛宣懷)に問ひ即示せよ』と。(註一〇)

北洋大臣に對する請援は目前の急を濟ふことは出来ない。乃ち七月七日夜、國王は統理衙門督辦趙秉稷を日本國公使館に遣して、督辦内務府事申正熙・協辦内務府事金嘉鎮・曹寅承を内政改革調査委員に任命した旨通告せしめた。翌七月八日には廟堂に飭して内政の變亂を痛論し、大臣卿宰に命じて矯揉の方を論せしめた。(註一一)

教曰、凡爲治之要、惟在乎懸實心行實政而已、惟予盱眙勤政、只是爲民爲國、而迄不從欲、愈見其叢脞、國計日益艱絀、民生日益困瘁、騷訛胥興、人心靡定、駸駸然莫可收拾者、皆由于予否德、不克式于祖宗成憲、綱紀不立、恬嬉成習、賞罰未信、奸細多岐、軍政財政未有定規、用人任人、或非其才、百度隨以墮情、而然而内而凡百臣僚、外而方伯守宰、亦言各職其職耳、長吏之多貪汚、而按廉之地、袖手而不欲斥黜、有司之不勝任、而臺閣之臣禁口、而未聞審愕、所言者徒歸彌文、所事者惟是姑息、以至今日若是、而國何以爲國乎、予誠自願慚惡、而亦不能無慨歎寒心者矣、苟

非大更張大懲創、莫以矯積久之弊、莫以振委靡之風、此不在廟堂之責乎、其自廟堂會議銓臣將臣財賦之臣、可以球可以革可以罪、凡係政教得失者、各令條陳、無或有隱、隨即稟明施行、其或當言而不言、罪在所司、言之而不承從、亦則予之過、其各實心對揚、無懼于罪、予言不再。(註二)

此飭教は二重の意味を有する。一は外交上の意味で、日本國公使に對して自發的に内政改革の意志あることを表示し、其急迫を免れるためであり、第二は内政的の意味で、今後内政改革を施行することあるとも、それは國王の自發的意志に基くもので、外國使臣の強要によるものでない事を釋明するためである。

朝鮮國政府の動機如何にもよ、内政改革審査委員を任命したことは事實なので、大鳥公使は七月十日午後六時南山麓老人亭に於て、督辦内務府事申正熙、協辦内務府事金宗漢・曹寅承の三委員と會見した。會見所としてかゝる不便なところを選んだのは、朝鮮側の希望によるもので、祕密を保つ必要より出でたものであらう。

會議開始に先じて、大鳥公使は三委員の權限を確めた。委員は『政府の訓令により、改革に關し日本公使の意見を細聽し、自分等の意見に附して、之を政府諸大臣の前に申出て、諸大臣と共に之を大君主陛下に奏上して、裁斷に仰ぐに留まれり、自分等は公使の勸告を取捨折衷して、改革を斷行する

拚死拒戰、致練軍敗挫、失去礮械多件、似此兇頑久擾、殊爲可慮、況現距漢城僅四百數十里、如任其再爲北竄、恐畿輔騷動、所損匪細、而弊邦新練各軍現數、僅可護衛都會、且未經戰陣、殊難用以殄除兇寇、儼滋蔓日久、其所以貽憂於中朝者尤多、查壬午・甲申弊邦兩次内亂、咸賴中朝兵士代爲戡定、茲擬援案、請煩貴總理、迅即電懇北洋大臣、酌遣數隊、速來代剿、竝可使弊邦各兵將、隨習軍務、爲將來捍衛之計、一俟悍匪挫殄、即請撤回、自不敢續請留防、致天兵久勞於外也、竝請貴總理妥速籌助、以濟急迫、至切盼待、須至照會者。

右照會欽命駐劄朝鮮總理交涉通商事宜二品銜正任浙江溫處海關兵備道袁

光緒二十年五月初二日

○明治二十七年(註六)
年六月五日

ついで翌六月四日工曹參議李重夏を中國軍艦迎接官に差下し、督辦内務府事申正熙・參議内務府事成岐運に軍務司を勾管せしめた。竝に清國軍隊接伴のためである。(註七)

朝鮮國政府の出兵請願は、北洋陸海軍に取つては理想的な時期に到達した。東學亂再發の少しく前徳宗は北洋大臣直隸總督李鴻章・東三省練兵大臣正白旗滿洲都統定安に敕して、北洋を中心とする海陸軍聯合大演習を行はしめられた。李督が光緒初年北部支那防備に着手してより正に一〇年、其間北洋海軍の創設、北支沿岸諸港即ち大連灣・旅順口・太沽・威海衛・膠州灣の防備が略々豫定の如く完

成した爲である。

此大演習は清朝としては空前にして絶後のもので、北洋海軍提督丁汝昌麾下艦艇は固より、福建廣東兩水師の精銳を抜いて聯合艦隊を編成し、陸上は盛京・直隸・山東三省駐屯北洋陸軍を擧げて参加し、英國支那艦隊司令官海軍中將サー・エドモンド・フリーマン（Sir Edmund R. Fremantle）を初め、列國海軍將校環視の前に舉行せられたものである。

李督は海軍營務處賈起勝・山東登萊青道劉含芳・旅順口水陸營務處龔照瑛を初め多數の幕僚を従へて、明治二十七年五月七日天津を出發、直隸小站を初め旅順口・威海衛・膠州灣・山海關を巡次檢閲し、五月二十七日天津に歸還した。（註八）此間李督が未だ小站到滞在中、在韓袁道の急電は東學匪亂が漸次擴大し、韓廷より壯衛營領官洪啓薰の直率する討伐隊を派遣したので、其聲勢を助けるがため、北洋海軍提督と協議の上、仁川在泊警備艦平遠を派遣した事を報告した。爾後袁道は屢々東學の猖獗と討伐隊の微弱にして其任に堪へない事を報告し、出兵代剿のやむを得ない事を示唆したが、同時に朝鮮國王は未だ公式に出兵を請願せず、日本も出兵の模様なき事を報告して來た。

李督は旅中袁道より詳細な電報により、朝鮮國王に東學匪徒討伐の能力なく、早晚北洋より出兵を餘儀なくされることを豫想して歸任した。果して六月一日袁道よりの來電は、國王が非公式に出兵

代剿を懇請した事を報じたので、李督は之を總理衙門に轉電し、且北洋陸海軍に出動準備を命令した。（註九）

明治二十七年六月四日袁道は朝鮮國政府が公文を以て出兵代剿を請求した事を報告し、且其全文を打電して來た。李督は直に總理衙門に轉電すると共に、直隸提督葉志超・山西太原鎮總兵聶士成に命じ、北洋陸軍の精銳たる蘆榆防七營を率ゐて渡韓せしめ、又北洋海軍提督丁汝昌に電命して、巡洋艦濟遠・楊威を仁川に分派し、居留民保護と軍隊運送船護衛の任に當らしめた。（註一〇）

北洋陸海軍は大演習直後とて、出師準備は極めて圓滑且迅速に進行した。先發を命ぜられた總兵聶士成は古北口練軍・武毅軍三營の兵約九〇〇・山砲四門を率ゐ、直隸蘆臺の駐屯地を發し、六月六日太沽より招商局汽船圖南號に乗船出發した。又山海關駐屯の提督葉志超は、正定練軍四營の兵約一、五〇〇、八・七種白砲四門を率ゐ、招商局汽船海晏號・海定號に分載し、六月七日同地出港渡韓の途に上つた。（註一一）

清國の朝鮮出兵は其理由如何によらず、天津協約第三條に牴觸する。李督は六月一日直隸提督葉志超に出兵準備を命令すると共に、總理衙門に打電して、駐日清國公使を通じて、日本國外務省に通告する必要があることを述べて居る。然るに日本國政府に通告する責任官廳は、總理衙門なりや北洋な

りや疑問があつたらしく、數回往復を重ねた上、六月六日に至り、李督より駐日特命全權公使汪鳳藻に電訓して、出兵を日本國外務省に通告せしめ、且之を總理衙門・葉提督・袁道にも轉電した。

查光緒十一年中日議定專條内云、將來朝鮮若有變亂事件、中國要派兵、應先行文知照、事定仍即撤回、不再留防等語、本大臣今接朝鮮政府文開、全羅道所轄民習兇悍、附串東學教匪、聚衆攻陷縣邑、又北竄陷全州、前遣練軍往剿失利、倘滋蔓日久、胎憂於上國者尤多、查壬午甲申敵邦兩次内亂、咸賴中朝兵士代爲戡定、茲援案懇請酌遣數隊速來代剿、俟韓匪挫殄、即請撤回、不敢續請留防、致天兵久勞於外等語、本大臣覽其情詞迫切、派兵援助、乃我朝保護屬邦舊例、用是奏奉諭旨派令直隸提督葉、選帶勁旅、星速馳往朝鮮全羅忠清一帶、相機堵剿、剋期撲滅、務使屬境乂安、各國在韓境通商者、皆各得生業、一俟事竣仍即撤回、不再留防、合亟照約行文知照云云、應請照以上各節、速即備文知照日本外務衙門查照、鴻、江。(註二)

曩に北洋大臣の命令により北洋海軍より分派せられた軍艦濟遠・揚威は六月四日旅順口を出港し、翌五日仁川に入港、先着の平遠を併せた。當時仁川に在港する各國軍艦は、合衆國巡洋艦「ポルティモア」(Portsmouth)、日本國巡洋艦大和(艦長海軍大佐舟木練太郎)、筑紫(艦長海軍大佐三善克巳)の三隻で、清國軍艦に少しく遅れて、砲艦赤城(艦長海軍少佐坂元八郎太)が入港した。當時清國出兵

の事は廣く知られ、その上陸地點は忠清道牙山縣と信せられたので、坂元赤城艦長は海軍省よりの電命により、忠清道沔州郡・牙山縣一帯の海面を警戒し、又三善筑紫艦長は乗組海軍少尉若林欽指揮下に、汽艇を派遣して牙山灣を偵察せしめた。かくの如く日本國艦艇の牙山一帯に來往するもの相續いたので、濟遠管帶北洋海軍中營副將方伯謙は軍隊運送船のため萬一を慮り、平遠を牙山に分派し、六月七日には揚威をも急航、警戒の任に當らしめた。(註三)

聶士成の乗船圖南號は六月八日牙山灣内島沖に到着、軍艦揚威・平遠の援助を受け、翌九日未明までに上陸を終り、牙山邑に宿營した。葉志超の乗船海晏號は旅順口經由、砲艦操江に護衛せられて六月九日牙山に到着、海定號は翌十日到着、陸兵・軍需品全部の揚陸を終つたのは、六月十二日頃であつたらしい。(註四)

聶總兵は牙山に上陸するや、清國軍上陸のため地方民の動搖を來すことを慮り、牙山・公州地方に告示して、清國出兵の趣旨を説明し、且東學匪徒の招撫を示諭した。文中『爾國王發電告急、我中朝愛恤屬國、不忍座視不救』、『防營遠征、保護藩屬、辦衛商民』の字句があり、同地方視察の日本人より公使館に謄寫報告せられるに及んで、重大問題化したことは後段に述べる如くである。(註五)

葉提督の上陸と共に李督に打電して、蘆臺駐屯部隊の續發を申請許可せられたので、運送船海定號

は六月二十二日牙山より太沽歸着後、再び武毅軍歩隊・古北口練軍馬隊の一部計四〇〇を搭載し、六月二十四日牙山灣外に到着、翌二十五日揚陸せしめた、清國軍の第一次輸送は茲に完了し、牙山・公州一帯に集中せられた陸兵約二、八〇〇・砲八門に達した。(註一六)

葉志超・聶士成が朝鮮に上陸すると同時に、其本來の任務は消滅して、より重大な新任務を課せられる事となつた。此部隊は東學匪徒討伐のため來着したのであるが、既に六月十一日全州府は兩湖招討使洪啓燾によつて回復せられ、匪徒は自發的に解散した。然るに日本國政府は清國の出兵を機會に、在韓公使館居留民保護の名義の下に、大部隊の陸兵を派遣するに決し、既に其先發として、六月十日四〇〇名の海軍陸戰隊は京城に入城した。乃ち清國軍隊は遠く朝鮮内地に孤立し、本國との連絡を遮斷される危険に瀕したのである。

(註一) 東學黨匪亂史料。

(註二) 甲午實記甲午年五月一日。

(註三) 杉村濬 明治廿七八年在韓苦心錄(昭和七年)三一五頁。

(註四) 光緒中日交涉史料卷一三(九四九)光緒二十年四月二十九日北洋大臣李來電。

(註五) 同(九五四)光緒二十年五月一日北洋大臣來電。

(註六) 公文謄錄甲午、中日交涉史料卷一三(九五三)光緒二十年五月一日北洋大臣來電。

(註七) 日省錄李太王甲午年五月一日・甲午實記甲午年五月一日。

(註八) 中東戰紀本末卷一北洋大閱海軍記、六十年來中國與日本第二 三一—三頁。

(註九) 中東戰紀本末續編卷享東征電報上光緒二十年四月四日・二十一日・二十八日・五月一日李督電報。

(註一〇) 光緒二十年五月一日寄山海關提督葉志超、「頃總署電、本日奉旨、李鴻章電奏已悉、此次朝鮮亂匪聚黨甚衆、中朝派兵助剿、地勢敵情非素習、必須謀出萬全、務操必勝之勢、不可意存輕視稍疏虞、派出練兵千五百名、是足否敷剿辦、如須厚集兵力、即

著酌量添調、剋期續發、以期一鼓蕩平、用慰綏靖藩服至意、欽此、此前電奏添派隊千五百名、廷旨尙恐不足似、應弟(葉)到牙山、公州後、察看敵情、如須添調即電商、速接無論、本部及威(海衛)旅(順口)各營、均聽指調」(李文忠公全集電稿一五)。

(註一一) 姚錫光 東方兵事紀略卷一援朝編、參謀本部 明治二十七八年日清戰史(明治三十七年)卷一 七七—八〇頁、海軍軍令部 二十七八年海戰史卷上 四一—四二頁。

(註一二) 中日交涉史料卷一三(九五八)光緒二十年五月三日北洋大臣來電。

(註一三) 二十七八年海戰史卷上 三九—四〇頁、中東戰紀本末卷四寇海紀聞。

(註一四) 日清戰史卷一 八〇—八一頁、二十七八年海戰史卷上 八〇—八一頁。

(註一五) 日案卷二八甲午年六月十八日到總理衙門大島公文附屬書。此告示の全文は左の如くである。

欽命頭品頂戴記名提督山西太原總鎮統領直隸蘆防淮練馬步等營巴圖魯阿巴圖魯聶爲劉切曉諭事、竊爾朝鮮全羅道屬教匪作亂、占據省會殺軍民、爾國王發電告急、我中朝憂恤屬國、不忍坐視不救、特諭欽差北洋大臣李、咨會欽命直隸提督軍門葉、督同本統領、率馬步鎗砲大隊前來征剿、特念爾等本係良善、或一念差失、或爲所脅從、豈盡甘心從賊、遽膺大戮、殊堪憐憫、大兵到日、爾等能悔罪、投誠洗心革面、均予免殺、能將首惡獻出、必加重賞、若仍執迷不悟、敢行

抗拒、悉殺無赦、爲此出示曉諭、本統領紀律嚴明、令出法隨、勿謂言之不早也、各宜稟遵毋違、特諭。

右仰知悉

光緒二十五年月初八日

告示 定貼曉諭。

統領薩淮防軍記名提督山西太原鎮肅示

奉憲檄飭、防營遠征、保護藩屬、弁衛商民、自行軍旅、紀律嚴明、今入朝鮮、軍令重申、購買物件、照給錢文、如有騷擾、或犯別情、軍法從事、決不稍輕、諭示兵費、各宜稟遵。

(註一六) 東方兵事紀略卷一授朝篇、日清戰史卷一 八二—八三頁。

第六九 日本國の出兵

明治二十七年二月より明治二十八年十月に至る日韓關係の最も重大且微妙な時期に際して、朝鮮國勤務公使館一等書記官杉村濬の貢獻したところは頗る大である。當時日本國政府は駐韓公使の更迭を頻繁に行ひ、大石正巳・大島圭介男・井上馨伯・三浦梧樓子の如き、いづれも本國政界に勢力を有するか、或は事務に練達の士ではあつたが、駐外使臣として必ずしも適任ではなく、殊に清韓兩國との複雑な關係を充分認識し得なかつた憾がある。杉村一等書記官は明治十三年四月外務省に入つてより

殆ど朝鮮國勤務に終始し、若くは朝鮮關係事務を管掌したので、同國の政情に精通すること、頻繁に交代する公使の比でなく、従つて其意見は往々公使の方針を左右したのみならず、本國外務省を動かす力を持つて居た。外務大臣陸奥宗光も、「臨時代理公使杉村濬は朝鮮に在勤すること前後數年、頗る其國情に通曉するを以て、政府は勿論其報告に信據し居たり」と云ふ事實を認めて居る。(註一七)

明治二十七年五月四日大島特命全權公使は賜暇歸朝し、杉村一等書記官が臨時代理公使を命ぜられた。當時全羅道古阜・泰仁・扶安等諸邑に於て、東學猖獗を極め、首魁全華準は古阜郡白山を占據したとの情報は到達したけれども、大島公使・杉村書記官等は猶之を以て重大視して居なかつた譯左となし得られる。

杉村臨時代理公使の注意は、東學の内亂たる事實よりも、寧ろ清駐劄朝鮮總理交涉通商事宜袁世凱が之に干與した事實に向けられて居た。五月八日兩湖招討使洪啓薰が出征に際して、清北洋海軍所屬砲艦平遠に便乗した事實を聞知し、外務大臣に仁川在泊警備艦大島(艦長海軍少佐外記康昌)を全羅道沿岸に派遣するやう電請したが、間もなく同艦は本國に回航したので、在仁川先任海軍將校に代艦を要求し、漸く五月二十二日に至り、其同意を得て、巡洋艦筑紫(艦長海軍大佐三善克己)を派遣した。(註一八)

此間東學變亂は益々蔓延し、招討使の兵力を以てしては、鎮定殆ど不可能なことが豫想せられた。東學首魁全琫準が招討使を撃破して全州・公州を占領し、更に北上して京城を攻撃する可能性も絶無と云ひ難い。萬一の場合を豫想して、其對策を講ずることは、當然駐外使臣の責任であらねばならぬ。

杉村臨時代理公使は朝鮮國王・廟堂の取るべき方針を研究し、左の二策を得た。

一 「政府は民願を容れ、民望に應せんと目的を以て、咄嗟に内政の改革を行ひ、國民が最も惡む所の弊害を除去し、以て亂黨を懐柔し、徐ろに鎮定の方法を執ること」。

二 清國軍隊の出動を請願し、其援助により匪亂を鎮定すること。

第一案は戚臣の失政を責め、之を廟堂より驅逐する結果を來すので實行不可能であり、結局廟堂中多少の反對があつても、第二案を取るに至るであらうと觀測して居た。

杉村臨時代理公使は以上の見解の下に、五月二十二日萬一の場合に備へ、日本國政府よりも出兵の準備が必要であることを外務大臣に上申した。「偕て支那兵が萬一入韓（公然通知の手續を踐み）するに至らば、朝鮮將來の形勢に向つて、或は變化を來すも計り難ければ、我に於ても差當り我が官民保護の爲め、又日清兩國の權衡を保つ爲め、民亂鎮定清兵引揚まで、公使館護衛の名義に依り、舊約

に照し出兵せらるゝか、又は清兵入韓するとも、我政府は別に派兵の詮議に及ばれざるや、右は大早計に似たりと雖も、豫め決定し置くは緊要なるべし」と。(註三)

杉村代理公使の上申中、日清兩國勢力の均衡のため出兵を論じて居るのは、頗る注意すべき文字であらう。公使館及び居留民保護のためならば、實際京城の情勢危急に迫らない限りは其必要なく、且其兵力も小部隊で充分である。勢力均衡ならば、京城の情勢とは關係なく、清國の出兵と同時に出兵し、其兵力も清國の出動兵力の多少によるもので豫測し難い。然れども杉村代理公使前後の報告及び六月三日清道員袁世凱との會談によつて、清の出兵が事實化しても、必要の數を越えないことを確め、従つて日本國政府よりの出兵も大部隊を要しないことを認めて居たことが知られる。

外務當局の出兵に關する豫想は、當初杉村代理公使の意見を反映し、出兵は尙早であり、萬一出兵の必要に迫られるとも、小部隊で充分であることを信じて居た。然るに政府には朝鮮國の内亂に關して、公使館以外各種の方面より情報が到着し、或は意識的に或は無意識に事實を誇大したものがあつて、政府當局は此種の情報のため、事實の認識を誤られた點が尠くない。陸奥外相の如きも、五月中尙杉村代理公使の報告に信賴して、冷靜な態度を持したが、同月末に至つて次第に焦燥の色を示し、殊に清國出兵の情報に接して、五月二十九日同代理公使に「朝鮮政府より清國に向つて援兵を請求し

たりとの風説あり、事實を確めて報告せよ」と電訓した。然るに即日同代理公使より「閔泳駿は清使に向つて援兵を求めたるも、諸大臣中不同意多きが爲め、未だ確定に至らず」と回答し、之を否定した。超えて六月三日杉村代理公使より袁道との會見願未だ付詳報があり、翌四日に至り朝鮮國政府が三日夜正式に清國に出兵を請求した事を報告した。

袁世凱ハ其書記官ヲ派シ、朝鮮政府ハ援兵請求ノ儀ニ付、昨夜公文ヲ送越シタル旨傳告シタルニ付、拙官ハ同書記官ニ因リ、袁氏ニ告グルニ貴國ガ朝鮮へ御出兵相成ルニ付テハ、天津條約ニ依リ適當ノ手續ヲ執ラレンコトヲ、清國政府へ提議セラレンコトヲ望ム旨ヲ以テセリ、拙官ノ推考ニ依レバ、援兵ノ數ハ凡千五百人ニシテ、威海衛ヨリ直ニ派來スベシ、就テハ我政府ニテモ直ニ出兵可相成哉。(註四)

以上略述したやうに、陸奥外相・杉村代理公使は朝鮮出兵について消極的見解を持して居たが、大陸外交に限り、外務當局が必ずしも指導的立場にあるわけではない。軍部に最後の決定權を握られて居ることは今日と大差がなかつた。殊に當時の參謀本部次長陸軍中將川上操六は有名な大陸論者で、朝鮮の政情に通ずることも、通常の外交官の及ぶところではなかつた。東學變亂漸次擴大するや、特駐韓公使館附武官陸軍砲兵大尉渡邊鐵太郎に命じて釜山に赴き、公使館より獨立して情報を蒐集せ

しめたが、更に參謀總長陸軍大將有栖川宮熾仁親王に稟申して、五月二十日參謀本部部員陸軍砲兵少佐伊知地幸介に重要使命を授け、釜山に派遣した。伊知地少佐復命の内容は詳かでないが、五月三十日同少佐の歸京以後、川上次長を中心として、軍部に於ける出兵論盛となり、東學匪亂を機として、兵力を以て朝鮮國政府の改革を斷行し、甲申變亂後振はざる日本勢力の恢復を力説するに至つた。遂に參謀總長の名を以て、内閣に「東學黨匪勢甚だ猖獗にして、韓兵之を鎮壓するを得ず、目下の趨勢必ず援兵を清國に請ひ、清國政府亦此請求を容るゝに至るべく、在韓臣民を保護し、帝國の權勢を維持せんには、我も亦兵を出すの必要あり」との要旨を以て、朝鮮出兵を要望した。之と共に極秘裡に動員準備に着手し、參謀本部第一局長陸軍歩兵大佐寺内正毅を主任とし、工兵少佐山根武亮・海軍大尉松本和・工兵大尉井上仁郎・騎兵大尉西田治六に陸兵輸送事務を管掌せしめ、開戦後に於ける運輸通信部開設に備へた。(註五)

當時の政府は第二次伊藤内閣で、議會との鬭争最も激烈な時代であつた。明治二十六年十二月第五議會は、農商務大臣伯爵後藤象次郎・次官齋藤修一郎瀆職に關する決議案を通過して、同年十二月二十九日衆議院解散を命ぜられたが、反政府黨の鬭志毫も衰へず、明治二十七年五月召集の第六臨時議會に於ては、條約改正問題を以て政府不信任案を提出した。政府は衆議院の諒解に努め、幸にして否

決せしめることが出来たが、ついで五月三十一日官紀振肅・政費節減、特に當時藩閥の情弊最も多しと認められた海軍省の冗費を節約して、海軍擴張の資に充てる意味の上奏案を上程した。政府の妨害を以てするも效を奏せず、一三九票に對する一五三票の多數を以て可決せられた。衆議院議長楠本正隆は六月一日参内、宮内大臣を経て上奏文を捧呈したが、『衆議院の上奏は採用相成らず』の意味の聖旨を傳へられて却下せられた。(註六)

衆議院上奏文は却下せられたが、伊藤内閣は不信任を表示せられたと異なるところがない。内閣總理大臣伯爵伊藤博文は再度衆議院解散に決意し、六月二日首相官邸に臨時閣議を召集した。恰も當日杉村代理公使の急電は外務省に到着し、朝鮮國政府が非公式に清國に出兵を請願したことを報告した。(是は六月一日公使館書記生鄭永邦が、袁道との會見により、聞知したところを電報したものであらう。)陸奥外相は此の電報を手にして閣議に列席するや、劈頭先づ之を報告し、『若し清國にして、何等の名義を問はず、朝鮮に軍隊を派出するの事實あるときは、我國に於ても相當の軍隊を同國に派遣し、以て不虞の變に備へ、日清兩國が朝鮮に對する權力の平均を維持せざるべからず』との意見を陳述した。閣僚いづれも同意したので、伊藤首相は直ちに參謀總長及び川上參謀本部次長を閣議に招致して、公使館及び居留民保護の名義を以て出兵を協議し、兵力は軍部の主張により混成一旅團に定め

られた。首相は出兵及び衆議院解散の閣議を携へて即日参内、明治天皇に上奏裁可を得た。(註七)

出兵の閣議決するや、陸奥外相は大磯滯在中の清國駐劄朝鮮國兼勸特命全權公使大島圭介に電命して、何時たりとも京城歸任の準備を整へしめた。六月四日に至り、杉村代理公使より朝鮮國政府が公文を以て清國に出兵を請願した事を電報し、又清國駐劄臨時代理公使小村壽太郎よりも、清國が山海關より一、五〇〇の兵を朝鮮に派遣するに決した旨報告があつた。此の報を陸奥外相は即日大島公使に本省出頭を命じ、必要な訓令及び口達を授けて至急歸任を命じた。(註八)

今般閣下朝鮮京城へ御歸任相成候上ハ、左記ノ件々御心得置、御遵行相成度候。

- 一 目下朝鮮國內ニ起リ居ルトコロノ變亂ニシテ、此上一層其區域ヲ廣メ、帝國公使館・領事館及居留帝國臣民ニ、危險ヲ及ボスノ虞アリト認メラルルトキハ、其旨直チニ電報セラルベキコト。

一 變亂ノ情形如何ニ拘ハラズ、清國政府ヨリ兵員ヲ朝鮮國ニ派遣スベキ情形確ナリト認メラルルトキハ、其旨直チニ電報セラルベキコト。

前記二項ノ場合ニ於テハ、帝國政府ハ直チニ兵員ヲ派遣スベシ、尤日韓ノ關係ハ、明治十五年濟物浦條約第五款及明治十八年七月十八日高平臨時代理公使ノ知照ニ基因シ、又日清ノ關係ハ、明

治十八年天津條約第三款ノ手續ヲ經テ、出兵シタルモノト心得ラルベキコト。

但シ閣下ノ着任前ト雖モ、帝國政府ハ在京城杉村臨時代理公使ノ報告ニ依テ、出兵スルコトアルベシ。

一 帝國政府出兵ノ目的ハ、帝國公使館・領事館ヲ護衛シ、及居留帝國臣民ヲ保護スル爲メナリト雖モ、若シ朝鮮政府ニ於テ、變亂鎮定ノ爲メ帝國兵力ノ援助ヲ乞フトキハ、該地出張ノ帝國陸軍總指揮官ト協議ノ上、朝鮮政府ノ請求ニ應ゼラルベキコト。

一 帝國兵員ヲ容ルベキ營舎ハ、濟物浦條約第五款ニ依リ、朝鮮政府ヲシテ之ガ設置修繕ノ責ニ任ゼシメラルベク、但シ若シ該政府ニ於テ適當ナル設備ヲ爲シ能ハザルトキハ、兵員駐屯便宜ナル場所ナリトモ貸與セシメラルベキコト。

一 帝國兵員ニシテ、若シ清國兵員ト同ジク一地ニ駐屯スルカ、若クハ又均シク朝鮮政府ノ請求ニ依リ、戰地ニ出陳スル場合アルトキハ、彼此衝突ヲ引起サザル様、十分意ヲ用ヒラルベキコト。

一 若シ清國官吏ヨリ、我出兵ノ理由ヲ問ヒタルトキハ、天津條約第三款ニ照ラシ、朝鮮國內ニ變亂アリ、帝國公使館・領事館及居留帝國臣民ノ生命財産ニ危險ヲ及ボスノ虞アルニ因テ、出

兵シタルモノニシテ、該條約ノ定ムル所ニ遵ヒ、業已ニ清國政府ヘ行文知照セリト對ヘラルベシ、而シテ若又尙其上ニ詳問セントスルガ如キコトアルニ於テハ、直チニ帝國政府ニ向テ、詳問セラルベシトノ旨ヲ對ヘラルベキコト。

一 若又京城駐在外國官吏ヨリ、我出兵ノ理由ヲ問フ者アルトキハ、帝國政府ハ濟物浦條約第五款及天津條約第三款ニ依リテ出兵シタルモノニシテ、決シテ他意アルコトナキ旨保證セラルベキコト。

一 亂民京城ニ闖入スルニ當リテ、朝鮮政府ニテ該地ニ在ル各外國公使館・領事館及外國人民ヲ保護スル力ナキニ因リ、各國使臣若クハ領事ヨリ我衛護ヲ乞フトキハ、該地出張ノ陸軍總指揮官ト協議シテ、可及丈衛護ヲ與ヘラルベキコト。

一 右ノ外茲ニ列記セザルノ事項ニシテ、急速ヲ要シ、電訓ヲ請ハルル暇ナキトキハ、閣下ニ於テ臨機處分セラルベキコト、尤此場合ニハ後ニテ電信又ハ書信ニテ、速ニ事情ヲ具報セラルベキコト。

右及訓令候、敬具。

明治二十七年六月四日

朝鮮駐劄特命全權公使 大鳥圭介殿 (註九) 外務大臣 陸奥宗光

當時清國出兵に關する報告は、小村駐清代理公使は勿論天津駐在領事荒川已次・在北京公使館附武官陸軍歩兵少佐神尾光臣より陸續到着し、一日數回に及ぶ事すらあり、そのいづれも清國出兵が着々進行して居る事を示して居るので、陸奥外相は大鳥公使の歸任を急ぎ、特に海軍大臣陸軍中將伯爵西郷從道と協議して軍艦を發する事とし、陸兵到着以前に陸戰隊を揚陸京城に入らしめる事とした。

(註一〇) 是より先海軍大臣は、巡洋艦松島・千代田・高雄を直率して、清國福建省閩江口馬祖島在泊中の常備艦隊司令官海軍中將伊東祐亨に電命して、釜山に廻航せしめた。伊東長官は此電命に接すると共に、『各艦至急點火、随意に釜山に廻航せよ』と命令し、速力遲緩な高雄を留め、松島・千代田兩艦を直率して釜山に向け急航した。西郷海相はついで陸奥外相の請求により、伊東長官に電命して釜山より仁川に廻航し、なるべく多數の陸戰隊を揚陸、公使を護衛して京城に入るべきことを命令した。(註一一)

大鳥公使は外務省參事官本野一郎・海軍軍令部第二局員海軍少佐安原金次と共に、六月五日午後四時四十五分巡洋艦八重山に便乗して、横須賀拔錨歸任に途についた。外務省警部巡查二〇名は公使護

衛として乗艦した。八重山艦長海軍大佐平山藤次郎は、海軍大臣より公使と進退を共にし、仁川到着の上公使より請求あれば、同艦臨時乗組下士官兵七〇名は勿論、仁川在泊帝國軍艦長と協議の上、なるべく多數の陸戰隊を揚陸せしむべき命令を賦與せられて居たものである。

軍艦八重山は當時日本海軍最快速艦(計畫速力二一節)の一であつたので、横須賀出港後平均一六節の大速力を以て航行し、六月六日夜神戸着、炭水補充後直ちに出發、六月九日拂曉朝鮮國仁川水道豊島沖警戒中の筑紫に會して、清國派遣部隊が既に忠清道牙山灣に到着した事實を確め、同日午後三時仁川に入港した。是より先伊東長官は松島・千代田兩艦を直率して釜山に到着するや、釜山駐在總領事室田義文より兩艦を率ゐて、仁川に向ふべき海軍大臣命令を傳達せられ、ついで六月五日付左の電命を受領した。(註一二)

朝鮮國暴徒ノ勢力益々猖獗ナル爲メ、我公使館及人民保護ノ爲メ、第五師團ノ一部ヲ派遣セラル貴官ハ該國ニ派遣シタル軍艦ヲ統轄シ、我公使及領事ト互ニ氣脈ヲ通ジ、我陸軍ト協力シ、以テ我人民ヲ擁護シ、又海上通商ノ保護等、該方面ニ於ケル海軍任務ノ執行ニ任ズヘシ。(註一三)

伊東長官は高雄を釜山に留め、松島・千代田兩艦を率ゐる釜山を發し、八重山に少しく晩れて仁川に着した。直ちに八重山に大鳥公使を訪問して協議の結果、公使は明六月十日上陸京城に赴任し、長官

は公使護衛のため、麾下各艦より一大陸戦隊を編成揚陸するに決定した。當時仁川在泊日本國軍艦は、常備艦隊旗艦松島を初め、千代田・八重山・筑紫・大和・赤城の六隻を算したが、伊東長官は聯合海軍陸戦隊の編成を命じ、松島副長海軍少佐向山愼吉を總指揮官兼大隊長に指名した。總員準士官以上二六名・下士官兵四〇五名、野砲二門より成る。陸戦隊は九日夕刻より陸續上陸し、仁川日本居留地に宿營した。

大島公使は六月十日拂曉護衛警察官を従へて仁川を出發し、同日夕刻京城公使館に入った。海軍陸戦隊は十日午前三時仁川領事館に集合、向山大隊長指揮下に公使と同行して徒歩京城に進發した。夜來の豪雨未だ止まず、行軍の困難云ふばかりなかつたが、同日夕刻麻浦にて漢江を渡船、南大門より入城して、午後六時四十五分公使館に安着、日本人家屋に宿營した。別に砲隊は汽船順明號に搭じて漢江を溯江し、午後一時には龍山(舊龍山)に先着して居た。(註一四)

陸軍の出師計畫は既に完成して居るので、動員は圓滑に進行した。派遣部隊は國防及び輸送の關係より廣島第五師團より取る事とし、六月五日午後五時第五師團長陸軍中將子爵野津道貫に動員を令した。同師團中字品に近く駐屯せる歩兵第九旅團、即ち歩兵第十一聯隊・第二十一聯隊を根幹とし、之に騎兵一中隊・山砲兵二中隊・工兵一中隊を以て混成旅團を編成した。動員に當つても豫定計畫によ

らず、補充隊を編成することなく、駐屯地に接近する地方の在郷軍人を召集し、なるべく速かに動員を完了するやうに注意したと云ふ。以上派遣部隊を輸送するため、陸軍省は六月四日日本郵船株式會社と、社船近江丸・遠江丸・山城丸・兵庫丸・越後丸・和歌浦丸・仙臺丸・酒田丸・住ノ江丸・熊本丸以上一〇隻の備船契約を締結し、ついで釜山仁川間通信船として、大阪商船株式會社所有船木曾川丸・筑後川丸の兩小汽船を借上げた。第一回輸送は以上一二隻の船舶を使用の豫定である。(註一五)

六月八日新たに編成せられた大本營は、派遣部隊司令官たる混成旅團長陸軍少將大島義昌に、旅團の任務を規定した命令並に外交上の交渉に關して、注意すべき事項を訓令するところがあつた。

- 一 朝鮮國ニ内亂蜂起ス、同國ニ在ル本邦公使館・領事館及國民ヲ保護ノ爲メ軍隊ヲ派遣ス。
- 二 混成旅團ハ仁川港、若クハ其附近ニ上陸シ、首トシテ京城及仁川ニ在ル者ヲ保護スベシ。旅團中ヨリ歩兵一中隊(一小隊缺)ヲ釜山ニ、歩兵一小隊ヲ元山ニ分遣シ、其地ニ在ル者ヲ保護セシムベシ、但シ此兵ハ第二次輸送ノ内ヨリ派遣スベシ。
- 三 保護ノ方法及外交上ニ關シテハ、常ニ彼地ニ在ル本邦公使ト協議スベシ。

- 一 今般ノ出兵ハ帝國公使館ヲ護衛シ、及居留帝國臣民ヲ保護スルノ目的ニシテ、他意アルコト無シ、而シテ出兵ノ事ハ、日韓ノ關係ハ明治十五年濟物浦條約第五款、及明治十八年天津條約第三款ニ由テ、已ニ其手續ヲ經タルモノナリ、因テ清國及外國官吏等ト應接ノ時ハ、此意ヲ體セラルベシ。
- 二 清韓及其他外國文官吏ニ交渉スルトキハ、勉メテ穩和ヲ旨トシ、殊ニ韓民ノ歡心ヲ失ハザルコトニ注意アルベシ。
- 三 帝國軍隊ノ營舎ハ、公使ノ照會ヲ以テ、朝鮮政府ヲシテ、其設置及修理ヲ爲サシムル筈、但シ該政府ニテ適當ノ設備ヲ爲シ能ハザル場合ニ在テハ、駐屯ニ便利ナル場所ヲ貸與セシムルコトニ盡力ノ筈ナリ。
- 四 變亂鎮定ノ爲メ、朝鮮政府ヨリ帝國軍隊ノ助力ヲ請求スルトキハ、公使ト協議ノ上、之ニ從事アルベシ、然レドモ作戰ノ事ハ、固ヨリ一ニ貴官ノ專行タルベシ。
- 五 前項ノ場合ニ在テ、若シ清國軍隊ト共ニ戰地ニ出張シ、或ハ同一地方ニ駐在スルトキハ、公使ト協議區處シテ、彼我ノ衝突ヲ來サザルコトニ注意アルベシ。
- 六 亂民已ニ京城ニ闖入シ、朝鮮政府ハ該地ニ在ル各外國公使館・領事館及外國人民ヲ保護スルノ

力ナク、各國使臣若クハ領事ヨリ、帝國公使ニ向ヒ護衛ヲ請求シタルトキハ、公使ト協議ノ上、可及タケノ護衛ヲ與ヘラルベシ。

七 朝鮮派遣帝國艦隊司令官トハ常ニ相呼應シテ、百般ノ情報ヲ交換スベシ。(註一六)
當初參謀本部の計畫によれば、混成旅團の動員は六月十日完結し、その後二回に互り輸送の計畫であつたが、六月四日より五日に至る神尾駐清公使館附武官の報告は、清國派遣部隊が六月六日山海關を出發する事を傳へたので、大本營は清兵の機先を制するに焦慮し、動員完了を待たず、歩兵一大隊(工兵一小隊を加へた)を先發京城に入らしむるに決定した。先發大隊は歩兵第十一聯隊より取り、歩兵少佐一戸兵衛の指揮下に、六月八日字品に於て運送船和歌浦丸に乗船し、翌九日出港、門司より軍艦高雄(艦長海軍大佐澤良渙)に護衛せられ、六月十二日仁川に入港即日陸上を了し、翌十三日徒歩京城に到着して、向山海軍少佐の率ゆる海軍陸戰隊と交代した。

混成旅團第一次派遣部隊は當初六月十日・十一日乗船の計畫であつたが、一戸歩兵少佐の先發隊出發後準備を急ぎ、一日も早く出發を繰上げようとしたが、意の如くならず、混成旅團長大島陸軍少將は運送船近江丸・熊本丸・遠江丸・越後丸・酒田丸の五隻を率ゐて、六月十日夜字品を先發した。六月十日迄に出發準備の整頓しなかつた部隊は、運送船住ノ江丸・兵庫丸・仙臺丸・山城丸の四隻に乗

船翌十一日字品を出港、六月十三日先發隊に追及し、軍艦吉野（艦長海軍大佐河原要一）護衛の下に、六月十五日前後して仁川に入港、六月十六日中には全員上陸し、旅團司令部を仁川居留地水津旅館に設置した。以上にて混成旅團の第一次輸送は完結したもので、清國の出兵に遅れること僅かに四日である。（註一七）

六月二日閣議に於て出兵の事を決定するや、軍部は朝鮮派遣の陸海軍を統率すべき最高統帥部を設置する必要ありとし、六月五日勅裁を経て大本營を置かれた。乃ち幕僚長として參謀總長陸軍大將熾仁親王、陸軍參謀として參謀本部次長陸軍中將川上操六、海軍參謀として海軍軍令部長海軍中將子爵中牟田倉之助、（明治二十七年七月十七日豫備役被仰付、海軍中將子爵樺山資紀之に代る）以下職員を任命せられ、之に陸軍大臣陸軍大將伯爵大山巖・海軍大臣陸軍中將伯爵西郷從道を加へて、大本營は組織せられたものである。（註一八）

當時朝鮮派遣軍は混成一旅團、海軍は常備艦隊の一部に過ぎず、之が統率に厯大な大本營を必要としない。それにも拘らず大本營を設置せられた理由は、神尾北京公使館附武官の報告が誇大に失し、清廷に開戦の決心ありと誤解せしめたことも算へられようが、主として對清韓方針決定の權を内閣より軍部側に收め、なるべく開戦に導くに有利ならしめる計畫に基くと見る方が適當であらう。

（註一） 在韓苦心録自序一頁、陸奥宗光 蹇蹇録三―四頁。

（註二） 在韓苦心録二頁。

（註三） 朝鮮交渉史料卷中三二九―三三一頁全忠兩道民亂ニ付杉村澁意見書。

（註四） 蹇蹇録一四―一五頁、在韓苦心録五―六頁。

（註五） 日清戦史卷一 九四―九五頁、黒田甲子郎 元帥寺内伯爵傳（大正九年）一九〇頁。

（註六） 大日本帝國議會誌卷二 一三四三・一五四七―一五五二・一七七五―一七八〇・一七九七頁。

（註七） 蹇々録四―五頁。日清戦史卷一 九五頁。

（註八） 日清韓交渉事件記事、蹇々録六頁。

（註九） 日清韓交渉事件記事。

（註一〇） 蹇々録二四―二五頁。

（註一一） 戦袍餘薫懷舊録三―一五頁常備艦隊參謀海軍大尉釜屋忠道談話、二十七八年海戦史卷上 三七―三八・四二頁。

（註一二） 二十七八年海戦史卷上 三八―四二頁、日清戦争實記卷一 三七―三八頁。

（註一三） 二十七八年海戦史卷上 四三頁。

（註一四） 二十七八年海戦史卷上 四一―四九頁。

（註一五） 日清戦史卷一 九六頁、元帥寺内伯爵傳一九〇頁。

（註一六） 日清戦史卷一附録一・一二。

（註一七） 日清戦史卷一 一〇六―一一一頁。

（註一八） 日清戦史卷一 九五―九六頁・附録九。

第七〇 朝鮮出兵後の政情

大鳥駐韓公使は歸任の命を受け、明治二十七年六月五日東京を出發したが、陸奥外務大臣は翌六月六日在京城杉村臨時代理公使に打電して、大鳥公使の歸任と護衛兵引率を通過した。

大鳥公使ハ六月五日午後一時八重山艦ニテ横須賀ヲ拔錨シ仁川ヘ向フ、凡三百ノ水兵ト二十名ノ巡查ハ護衛トシテ隨行セリ、但シ水兵出發ノ儀ハ追テ訓令ニ及ブマデ公言スベカラズ。(註一)

杉村代理公使は此訓電に基き、大鳥公使の歸任と巡查護衛に限り、即日統理衙門及び袁道に通告したが、海軍陸戰隊派遣の件は猶秘密を守つて居た。翌七日に至り外務大臣より朝鮮出兵の件は清國に行文知照を完了したので、朝鮮國政府へも濟物浦條約第五款に基き公使館護衛兵の派遣を通告し、但其兵力を明示すべからずとの訓電に接した。

杉村代理公使は六月七日督辦交渉通商事務趙秉稷に會見を要求したが、同督辦は入關中であつたので、統理衙門主事李鶴圭に出兵の件を述べ、督辦に傳達せられたいと依頼した。

六月八日早朝督辦趙秉稷は主事李鶴圭を日本國公使館に遣し、出兵の理由を質問せしめたので、杉村代理公使は再び統理衙門を訪問して督辦に會見し、『今回我政府の兵を派せらるゝ理由は、貴國民

亂の爲め、我公館及び商民を保護せんと欲する意に外ならず、而して我政府は明治十五年濟物浦條約に據り、護衛の爲め、貴國に兵員を派する權利を有せり、故に今回は此條約に準據して、兵を派せられたるものなり』と説明した。督辦は固より此説明に満足せず、全羅道東學匪亂は漸次平定に近づき、京城が全く靜穩な事實は各國人共に認めるところである。此平和時に日本國政府が突然兵を發して、公使館を護衛するのは平地に波瀾を起すものである。且京城には各國公使館も常置せられて居るにも拘らず、日本軍が入城して人心を驚動するのは、一城の安危に係り日本に取つても不利である。速かに派遣軍を召還せられるやう、本國政府に上申せられたいと主張し、且同日照會を送致して前言を反覆説明した。(註二)

大朝鮮督辦交渉通商事務趙、

爲照會事、照得漢京現甚安靜、不宜有他國兵丁調來京內、至人心騷動各情形、午間已面達詳情、迄未聞貴代理公使有所決止、自不得不再爲貴代理公使詳言之、查前時南道教匪猖獗、都下稍起謠疑、近日該匪回守全州、迭經創挫氣勢漸促、我都下因而人心甚安、毫無驚擾、早爲各國人所共亮、如貴國兵丁當此甚安無警之時、忽而調來護衛、詎非于已安之地而故擾之、于無警之際而故騷之、且漢京爲我國輦轂重地、又爲各國玉帛會所、固應各求安堵毋涉險慮、今貴兵丁無故調來、都

下人心必至大騷、各國人民均生疑慮、萬一有奸人藉端生事、是因貴兵丁之來置我都城于險地、非我政府及本督辦之所望也、貴政府素明時局、向敦友睦、應不願置我都城于險地、況乙酉夏間、貴護館兵丁撤回後、本衙門會同各國駐京使員、商訂章程、各公館保護之事宜、由本衙門主之、該章第二條如遇有事、加派四十人嚴加護衛、久經允照各在案、縱或漢城有所危險、亦應由本衙門派兵護衛、況值此京內毫無危險、本無所用其護衛乎、如貴兵來護、反使人心驚疑、至一城涉于危險之境、其得失利害、瞭然可判、即望貴代理公使速電達貴政府、以各項詳細情形、即施還兵之舉、以敦友睦免生枝節、至切盼禱、相應備文照會、貴代理公使請煩查照迅速施行、須至照會者。

右照會大日本臨時代理公使杉村、

甲午五月初五日(註三)

杉村代理公使は外務大臣より濟物浦條約により出兵を通告すべしと訓令せられて居るので、之を繰返すより方法がなかつた。

大日本臨時代理公使杉村、

爲照覆事、昨准貴曆甲午五月初五日貴督辦第九號公文、內開漢京現甚安靜、不宜有他國兵丁調來京内云々等因、本署使均已閱悉、查此次我政府派兵一事、乃係遵照我曆明治十五年八月三十日於

濟物浦所訂約條第五款、派駐兵員、以充警備、竝無別故等情、本署使本有外務大臣電札、即於昨日造謁貴督辦、剖晰面敍矣、而今據前因緣特再爲聲明、又來文開、是因貴兵丁之來置我都城于險地一節、實出于本署使意料之外、而所敍各情決無是理、至稱即施還兵之舉一節、本署使既奉有我政府札飭、于今惜難勉同尊意也、除仍當將來文各節、從速轉稟我政府查核外、相應備文照覆、貴督辦查照可也、須至照會者。

右照會大朝鮮督辦交涉通商事務趙、

明治二十七年六月初九日 甲午五月初六日(註四)

督辦は此回答に満足せず、六月八日より同月十日夕刻大島公使が海軍陸戰隊を引率して京城に到着するまで、口頭或は文書を以て護衛兵入城を阻止せしめようとしたが、杉村代理公使は依然前言を繰返すのみで、交渉は何等進捗を見なかつた。

日本國政府の出兵を見て最も痛心したのは清國出兵の責任者たる袁道である。杉村代理公使は六月八日親展書を袁道に送り、外務大臣訓電に従ひ、日本國政府もまた出兵に決した事を通告した。袁道は即時東文譯譯官蔡紹基を日本國公使館に遣し、出兵の理由及び上陸地點を質さしめた。杉村代理公使は濟物浦條約第五款に基き、公使館保護の目的を以て出兵したこと、及び上陸地點は仁川であると

答へた。袁道は即時統理衙門を督勵して、杉村代理公使に抗議せしめた。然るに六月九日督辦趙秉燾は袁道を訪問して、袁道の指示に従ひ杉村代理公使を駁責したが、同代理公使は唯本國政府の訓令に従ひ出兵を通告するのみで、其可否を討論する権限を有しない旨を示唆し、數度の會商もその効果なきことを訴へた。袁道は駐日辦理公使金思轍に電訓して、日本國外務大臣に直接交渉せしめるやう注意を與へた。袁道は更に京城外交團を示唆して、日本國公使に強壓を加へ、撤兵を餘儀なくせしめる方法も考慮したが、當時の外交團構成分子が無力なのに比し、杉村代理公使の態度が甚だ強硬で、到底效果ありとも見えず、斷念するの已むなきに至つた。(註五)

國王・戚臣竝に袁道が時局の前途に漸く危懼の念を懷く折柄、大鳥公使は六月九日軍艦八重山に搭乘して仁川に到着した。杉村代理公使は此報に接して、大鳥公使に即日仁川を出發し、十日拂曉入城すべきことを上申し、且統理衙門に信函を送り、大鳥公使が明十日午前四時海軍陸戰隊三〇〇名を率ゐて入城すべき事を通告した。廟堂は六月九日伴接官として參議交渉通商事務閔商鎬を仁川に下去せしめ、同地滞在中の協辦交渉通商事務李仙得と協議の上、大鳥公使の護衛兵引率を阻止しようとしたが、兩者共公使と會談する機會を得なかつた。統理衙門は更に翌十日協辦交渉通商事務李容植に命じ、楊花津に大鳥公使を要して、護衛兵を退還せしめようした。大鳥公使は之等の要求には一顧も與

へず、同日午後六時海軍陸戰隊を率ゐて入城した。(註六)

六月十日までに上陸した總兵聶士成の率ゆる清國陸軍兵は一、〇〇〇名に近いが、彼等は遠く牙山邑に滯陣し、且直に東學匪徒討伐のため公州・全州方面に前進すべき任務を有して居る。日本國公使館護衛兵は僅か四二〇名の海軍陸戰隊に過ぎないが、首都に宿營して居る。僻遠の地に駐する多數の清兵よりも、日常衆目に觸れる少數の日本兵が論議の焦點となるのが寧ろ當然であらう。

大鳥圭介は舊幕出身で、戊辰内亂の勇將として知られ、諸官に歴任後明治二十二年六月三日元老院議官より特命全權公使に轉じ、清國駐劄を命ぜられ、明治二十六年七月十五日朝鮮國駐劄清國兼勅命せられたものであるが、複雑な清韓兩國の政情に精通しては居なかつた。殊に今次は賜暇歸朝中突然重大使命を授けられ、歸任を命ぜられたものであるが、出發に至るまでに東學匪亂の性質を充分検討する餘裕を有しなかつたらしい。彼は外務省に蒐集せられた若干の情報を閱し、又外務大臣の訓令を聴取して、京城は恰も壬午・甲申兩變亂當時の擾亂状態にあり、公使は三〇年前の昔に返り、自ら劔を取り護衛兵を指揮して、公使館及び居留民保護の任に當る必要ありと豫想して、赴任したものと解せられる。然るに今文字通り靜穩な京城を發見し、且杉村書記官の詳細な報告を徴するに及び、初めて東京出發當時の見解を是正すべき必要を覺つた。

大島公使が歸任後對韓意見を一變した事によつて、外務大臣の詰責を受け、その下僚たる杉村書記官・松井交際官試補並に出先軍憲より痛烈な非難に浴して居るが、恐らく公正ではない。公使歸任當時韓地の形勢については、各立場によつて見るところに異同があるのを免れないが、軍隊の存在を必要とするだけ不安ではなく、従つて理由なき大部隊の陸軍兵の上陸は、重大危機を將來する惧があつた事は事實である。猶之について明治二十七年六月十七日在仁川常備艦隊司令長官伊東海軍中將より海軍省主事海軍大佐山本權兵衛に宛てた私信は、當時韓地の情勢を最も冷靜に判斷するのみならず、一面此事變に處する海軍の態度を示す重要史料であるから左にその大要を録する。

偕今回朝鮮國亂民暴動ニ付而者、我政府ニハ人民保護上ニ重キヲ被感、艦隊之全力ヲ以テ之ニ被宛タルハ、尤我輩軍人ガ平常之義務ヲ盡ス之時機ニ際會シ、御同慶ニ被存候、然ルニ當地及京城至極之靜謐ニシテ、今日迄ハ些少之事モ不起、且聞及シ事モ無之、加之支那兵牙山ニ在ル者ハ、追々曳揚歸國スト之噂ニテ、夫々仕度ヲナシ、本國ヨリノ電令ト迎船次第ニ、兵員ハ曳揚ル管ニ相成居哉ニ承及（赤城ノ偵察モ同ジ報告ナリ）、按ズルニ此說實ニ近カラント被存申候、果シテ然ル時ハ誠ニボンヤリトシタ事ニナリ、是迄ノ骨折モ稍々水泡ニ歸シ、勞シテ效ナシト云フ様ノ形勢ニ立到ランカト深遺憾ニ被存申候、現今如此之形勢ナルニ、我海陸軍ハ日増ニ續々着港シ、

去ル十七八日^{〇六}比之如キハ、我軍艦九隻・支那三・米露佛各一隻・我商船ハ十一隻、實ニ當地未會有ノ出來事ニシテ、仁川灣開ケシ以來初而之由、此之景況ハ横濱港ヨリモ尤モ上位ヲ占メタリ、就中陸兵ノ揚陸運搬等ニ至リテハ、實船^{（船カ）}ニ於ケルノ感ヲナシ、目覺シキコトニ候、御推察可被下候、爰ニ於而當地ノ景況ハ前件ノ如シ、今回ノ運動陸軍派遣ノ事ナド篤ト熟考シ、此結果ハ如何、又諸條約ノ關係ハ如何、今後諸外國ガ我ニ對スル感情ハ如何等ノ事ヲ觀察スルニ、我ニ有益尠フシテ、反對ノ結果ヲ醸來シハセスカト推量致シ候、何トナレバ亂民ハ日ニ鎮定シ、支那兵ハ歸國ノ噂ニ接シ、何モ楯トナスベキ目的ナシ、今日ハ平常無事ノ事ト云フテ可ナリ、斯ル模様ナルニモ係ラズ、我兵員ノ續々着陸（高砂丸着港）シ、陸ニハ仁川・京城ニ舍營又ハ露營ヲ張リ、不穩ノ姿勢ヲ示シ、非常ヲ待ツモノニ似タリ、此形勢ヲ關係ナキ外國人ノ眼ヨリ觀ルトキハ、何ト鑑定スルヤ、隨分意想外ノ觀アルベシ、一人舞臺デ一人前ノ遊戯ト見做シ居ルナラバ、格別意ニスルコトモ無之ト存ジ候へ共、將來ノ政策計畫ニ故障ヲ生ジ、夫レガタメ妨害ヲ來ス様ノコト有之候而者、實ニ遺憾トモ何トモ申難シ、唯此一點ヲ案ジ居リ申候、又露人ハ我ト支那ノ間ニ葛藤アレカシト待設ケタル際ナレバ、彼我ニ對シテハ虚々實々言語ヲ揮ツテ謀計ヲ周ラスベシ、之ヲ思ヘバ思フ程當局者ハ深ク注意ヲ加へ、此節ニ對スル事ヲ十分ニ爲シ遂得事ニ計畫サレン事切

ニ望ム所ナリ、且條約國ニ對シ、今回ノ事ニ付關係ヲ有セザルモノナレバ、左程慮ルベキ事有之間敷ナレド、英米人トノ漸ナリト云フ事ヲ聞クニ、何か我公使ニ質問ラシキ事ヲ申込ミタル哉ニモ承申候、即此等ノ事が今後我政策等ニモ大ニ關係ヲ持チハセヌカノ推測アリ、篤ト御賢慮ヲ煩ハス、大島公使八重山ニテ著仁、其後ハ一面會モ不致、然共公使ノ消息ハ大概承得申候、昨今ノ處ニテハ、同氏ハ板挾ノヤウナ心持ニテ居ラレシ由、無理ナラヌ事ト存候、拙者ハ總理ノ訓令且海軍大臣ノ希望ヲ守リ、決シテ油斷ハ致不申候、御放念可被下候（註七）

かねて大島公使の歸任を待ち受けた外務督辦趙秉稷は、六月十一日同公使を訪問し、曩に杉村代理公使に對すると同一趣旨の抗議を提出した。大島公使の答へるところ杉村代理公使のそれと大同小異であつたが、唯東學匪亂平定の時期に至れば、即時撤兵すると云ふ言質を與へたことは注意を要する。果して督辦は翌六月十二日信函を送致して、兩湖招討使の公報に據り、昨六月十一日全州城を回復し、東學匪亂が平定に歸した事を公式に通告したのである。（註八）

大島公使の歸任と前後して、出動部隊は陸續宇品より乗船し、一戸歩兵少佐の部隊出發の報は六月十日、大島混成旅團長出發の報は翌十一日到達したので、同公使は大部隊の陸軍兵の朝鮮上陸が國際關係に及ぼす影響を考慮し、六月十一日とりあへず『京城は平穩なり、暴徒に關する事情は異なし、

追て電報するまでは餘の大隊派遣は見合はされたし』と外務大臣に上申し、翌十二更に『京城目下の形勢にては、過多の兵士進入に對する正當の理由なきを恐る』と打電した。然るに外務大臣は「自餘の大隊」は六月十一日出發したが故に如何ともなし難いが、先發の一戸部隊を除き、『然れども閣下（大島公使）より其京城に入ることを求めらるゝまで、仁川に駐屯せしむることを得べし、此事貴意に適せば、其旨大島に通告せられよ』（六月十二日電報）との回訓に接した。（註九）大島公使は出兵反對の意見が徹底しないのを見て、翌六月十三日更に左の如く打電した。

六月十一日夕電報セン如ク、過多ノ兵士ヲ上陸セシムルトキハ、外交上ノ紛議ヲ來スベシ、本使ガ必要ト認ムル兵士ノ外ハ、悉ク對馬ニ退却セシメテ、命ヲ俟タシムルコト望マシ、陸軍大臣ト商議セラレ、此意ヲ大島ニ訓令セラレンコトヲ希望ス。（註九）

海軍陸戰隊と交代すべき一戸部隊の入城を阻止することは不可能であつたが、混成旅團の主力を仁川に駐留せしめることは外務・陸軍兩當局の同意を得たので、大島公使は六月十二日大島陸軍少將に事情を傳へるため、公使館附武官渡邊砲兵大尉に旨を含め、仁川に派遣したが、猶不安を感じ、翌十三日杉村書記官に公使の親展書を授け、仁川に赴いて公使の眞意を詳細に説明せしめた。

一戸部隊は六月十二日仁川に到着し、翌十三日入城海軍陸戰隊と交代したが、混成旅團長大島陸軍

少將の乗船は荒天のため遅延して六月十五日入港した。旅團長は六月十六日上陸したので、杉村書記官は直に會見し、公使の内命により事情を詳陳したが、大島陸軍少將は明答を避けた。但し同少將は既に參謀總長より命令に接した事として、京城出發を當分見合せ、上陸部隊を仁川居留地に駐留せしめた。杉村書記官は大島陸軍少將等と會見して、『新渡軍人の氣勢甚だ盛にして、到底公使の望まるゝ目的を達し難し』との印象を受けたと云ふ。陸軍に戰爭氣分が横溢して居るに反して、其上陸を援助せる海軍が冷靜に時局を觀察し、寧ろ戰爭を否認する言動を示して居るのは、興味ある對照をなして居る。(註一〇)

(註一) 在韓苦心録六頁。

(註二) 在韓苦心録七―八頁。

(註三) 日案卷二八甲午年五月五日。

(註四) 日案卷二八甲午年五月六日。

(註五) 在韓苦心録六―七頁、中日交渉史料卷一三(九六二)・(九六七)・(九六九)・(九七五)。

(註六) 在韓苦心録六―七・八―九頁、日案卷二八甲午年五月六日、統理衙門日記卷四〇甲午年五月六日・七日・八日。

(註七) 海と空第四卷第一三號日清海戰小史一八一―一九頁。

(註七) 日案卷二八甲午年五月八日・九日・十日、中日交渉史料卷一三(九八一)。

(註八) 日清韓交渉事件記事朝鮮之部。在韓苦心録一〇頁。

(註九) 日清韓交渉事件記事。

(註一〇) 在韓苦心録一〇―一一頁。

第七一 大島公使と袁世凱

大島公使が混成旅團主力の上陸に極力反對したのは、客觀的情勢より其不利なことを判断したためばかりでなく、袁道の提議にかゝる共同撤兵論に動かされたためである。初め同公使は六月十一日着任と共に袁道を訪問した。恰も杉村代理公使との交渉に全く行詰りを感じて居た袁道は、同公使の着任を大に歓迎し、直に日清兩國の出兵問題について意見を交換し、ついで翌十二日に大島公使を答訪して、引續き此問題を討議した。此兩度の會見を機會に、出兵に關する交渉は統理衙門より袁道に移され、同道より直接日本國公使と交渉する端を開き、統理衙門は此後袁道の指示のまに／＼紙上の抗議を繰返すより外、何等積極的行動に出でなかつた。

六月十一日・十二日兩日に於ける大島公使・袁道間の會談は頗る重大な意義を有する。袁道は先づ日本出兵の理由を質したのに對し、大島公使は公使館護衛のため、若し東學匪徒猖獗ならしめば、

韓兵を援助して亂を平定するより他意がない。幸にして東學匪亂も小康を得たので、本日仁川に入港入した一大隊八〇〇の兵（一戸部隊）は、暫時京城に駐屯後撤退を命ずべく、又後發部隊も本國政府に打電して、派遣を中止せしめようとして居る。故に清國政府に於ても、京城に軍隊を派遣せられる事は中止せられたいと答へた。袁道は公使の態度意外に平和なのを見て稍意を安んじ、公使を説いて云ふ、『韓事已に漸く平かなり、我兵早く撤して暑雨を免るゝを擬す、聞くが如くんば日大兵を遣し自ら將に兵を加へて前來せんとすと、因て相防がば必ず嫌を生せん、儘し駐韓西人隊を伺ひて簸弄せば、或は西人も亦多く兵を來らしめ、漁利を收むるを伺はん、但に韓の危きのみならず、華日に在ても亦必ず損あらん、華日睦なれば亞局保す可し、儘し嫌を生せば徒らに自ら害あらん、我輩使を奉ず應に全局を統べ籌り以て國を利せん、豈に武夫に做うて多事を幸とす可けんや、我深く必ず利なきを知る、故に尙未だ一兵を調して漢城に來らしめず』と。公使は袁道の大局論に同感の意を表して云ふ、『甚だ是なり、適、見を同じうするあり、我廷は韓匪を視ること太だ重く、驟かに大兵を遣せり我年六旬を逾ゆ、詎ぞ事を生ずることを願はん、即ち電して後より來る各船兵を阻止せん』と。袁道は先發兵八〇〇を京城・仁川に分駐する事を勸告したが、大鳥公使は一大隊の兵は大隊長一名の統率にかゝり、分駐は不可能であると説明し、次に清國が更に兵一二千を増派すると云ふ風説を質し

たところが、袁道は之を否定せず、日本國が大兵を派遣するが故に、本國政府も増援の準備中であらう、但し貴公使にして後發部隊の派遣を阻止すれば、我亦北洋大臣に電請して、増援を中止せしめよう」と答へた。大鳥公使重ねて云ふ、『我二人即ち約定すれば、我は八〇〇を除く外盡く之を阻せん、爾亦電して華の兵を加ふるを止めよ、我二人此に在り、必ず誠を推して商辨す可し』と。（註一）

大鳥袁會商の結果は大體現状維持、即ち日本側は一戸部隊、清國側は葉軍を限度として、是以上の増兵を行はない事に略、意見が一致した。大鳥公使が六月十三日、一戸部隊以外の陸軍部隊を對馬に後退せしめることを上申したのは、此會商の結果である。袁道も同時に在牙山提督葉志超に打電して、牙山・公州の間に駐留し、暫く前進を見合はされるやう請求した。（註二）

袁道は大鳥公使と會商の結果、共同撤兵の豫備手段として、督辦趙秉稷に注意を與へ、正式に東學匪亂の平定を報じ、清兵の撤退を請求せしめた。督辦は直に之に従ひ、六月十三日左の議政府照會を袁道に送致した。

前因南道土匪猖獗、懇請天兵前來代剿、乃該匪聞知此情、已即膽落先後逃竄者甚多、敵邦各軍士人民因膽氣大振、迭次堵剿、斬獲無算、昨夜又得捷報、餘匪聞大軍下陸、均已逃散、全州省即亦克復、現速飭地方官吏、入城安撫、竝飭各軍分頭捕剿、孑孑餘孽、指日可平、此皆仰仗天威暨中

堂聲援之所致也、東海士庶感何可名容、即啓請我殿下、分別奏咨、伸達謝悃、至大軍一到、巨寇即除、不戰而克、神武昭著、刻自不敢再勞天兵前進、且該匪散伏叢深、惟敵邦卒役易圖捕獲、似非上國士卒堪執此責、更有危極、猶須通情、日本以天兵來剿忌疑多端、日前突發五六百兵、駐我部下、屢由外署駁論阻止終不聽從、想似必須天兵撤回、始肯同撤、傳聞仍有數千兵、繼來於後、敵都警備素疏、有強敵包藏禍心、入據心腹、東土臣民危在呼吸、度日如年、人情大騷、不堪設想、幸值該匪已除、冀可解禍、即懇貴總理迅即電稟中堂、酌量援救、非敵邦所敢瀆請也、如荷始終庇護、望即施行、情迫勢急、企望維殷。(註三)

清兵撤退請求は日本兵撤退要請の前提である。果して翌六月十一日督辦趙秉稷は同一内容の照會を大鳥公使に送り、一戸部隊の京城撤退を要請した。

大朝鮮督辦交渉通商事務趙、

爲照會事、照得此次貴國陸兵八百名、由仁向京來代海兵、以致都下驚擾一事、昨經函復、請丞并行撤回在案、適貴公使迄無決止、自不得不再爲煩瀆、惟查全州匪徒前已掃除、目下我京本甚安堵、貴兵迭次替進、數又過倍、從以人心大騷風鶴皆警、各國客民尤多謠疑此等情形、實有岌岌可危之慮、想貴公使已可亮及、似不待本督辦之贅陳也、尙望貴公使立即電詳貴政府、丞將來兵從速

撤退、寔爲兩國之大幸、倘貴政府願全時局、誼存隣好諒無不允從也、相應備文照會、貴公使請煩查照施行可也、須至照會者。

右照會大日本特命全權公使大鳥、

甲午五月十一日 ○明治二十七年六月十四日 (註四)

此間大鳥公使・袁道間の共同撤兵に關する交渉は猶繼續せられた。六月十五日袁道は再び大鳥公使を訪問して、商議の結果、兩者の意見完全に一致し、大鳥公使より外務大臣に請訓の上、公文を以て協定するに決定した。(註五)

大鳥袁協定の内容は大鳥公使の報告、杉村書記官の回想録に所見がないが、袁道より李督の報告によれば、日清兩國共に六月十五日現在上陸を了せる陸軍兵の一部を留め、大部隊を撤退するもので、即ち日本兵は其四分三を撤退し、四分一即ち二五〇名を仁川に駐留し、清兵は五分四を撤し、五分一即ち四〇〇名を留め、之を牙山邑より仁川附近に移駐する。而して匪亂鎮定を待ち、全數撤退すると云ふものである。(註六)

大鳥公使は日清撤兵に關する袁道との交渉の内容を嚴秘に附し、杉村書記官等屬僚、出先軍憲に協議せず、外務大臣にも交渉の經過を報告しなかつたらしい。之がため陸奥外相は公使が唯撤兵を繰返

し上申する理由を不可解とし、六月十三日同公使に打電して其理由の説明を命じた。

貴意ニ從ヒ、參謀本部ヨリ、大島ニ其兵ヲ仁川ニ駐屯セシムルノ命令ヲ與ヘタリ、閣下ヲシテ兵士ノ京城ニ入ルコトヲ、止メント求メシメタル理由如何、清國及朝鮮ノ方ニ於テ、多少ノ恐駭ヲ生ズルハ、初ヨリ充分豫期シタルコトハ、閣下ノ承知セラルル所ナリ、若シ大島部下ノ兵ニシテ、永ク仁川ニ留マルトキハ、恐ラクハ京城ニ入ルノ機會ヲ失フベシ、若シ何事ヲモ爲サズ、又ハ何處ニモ行カズシテ、終ニ同處ヨリ空シク歸國スルニ至ラバ、甚ダ不體裁ナルノミナラズ、又政策ノ得タルモノニアラズ、若シ特ニ重大ノ故障ナキニ於テハ、無要ノ遲滯ナク該兵ヲ京城ニ入ラシムルコト、寧ロ勝レルニアラズヤ、右ノ理由及意見電報セヨ。(註七)

此電報にて満足せず、同日外務大臣は混成旅團京城入城の口實として、日本軍を以て東學匪徒討伐の任に當らしめる事を、朝鮮國政府に提議するやう注意を與へた。

軍隊ノ一小部ヲ、仁川ニ留置スルノ必要モアルベケレドモ、六月十三日朝ノ發電ニ於テ述ベタル如ク、外交上少シク紛議アルベキニモ拘ハラズ、大島部下ノ本隊ヲ、京城ニ入ラシムルコト得策ナリ、成ルベク速ニ平和ニ復スルコト、極メテ望マシキヲ以テ、若シ清國兵ガ、猶ホ牙山ニ留テ進軍セザルニ於テハ、閣下ハ日本兵ヲ以テ、暴徒ヲ鎮定スベキ旨、申込レテ差支ナシ、朝鮮國ニ

對スル將來ノ政策ニ就テハ、日本政府ハ止ムヲ得ズ、強硬ノ處置ヲ執ルニ至ルコトヲアルベシ、

本大臣ハ之ニ付伊藤伯ト商議中ナリ。(註八)

六月十三日付外務大臣の高壓的命令は、大島公使の意外とするところである。同公使の信ずるところによれば、同公使が袁道と會商の上共同撤兵を行ひ、日清兩國關係の決裂を防止しようとするのは、全く六月四日外務大臣内訓の趣旨に從ふものである。従つて此内訓と兩立し難き命令を受領するに及び、六月十四日(十六日外務省著電)打電して、強硬な言辭を用ひ、外務大臣命令を反駁した。

全羅道ニテハ暴徒敗北シ、京城ニハ清兵派遣セラレズ、斯ル境遇ニ於テハ、我公使館及人民保護ノ爲メ、多數ノ兵士ヲ派遣スル要ナキノミナラズ、又清國・露國及其他諸國モ日本ノ意嚮に疑ヲ抱キ、其兵士ヲ朝鮮國ニ派出スルニ至ルベキ大虞アリ、故ニ目下ノ事情變動シテ、益々我ヲ危険ニ陷レシムルノ有様ニ至ルニ非ザルヨリハ、京城ニ四千ノ兵士ヲ進入セシムルノ好理由ヲ見ズ、日本政府ガ斯ノ如キ處置ヲ施スハ、我外交關係ニ害アルモノト信ズ、然レドモ日本政府ガ其出兵ノ素志ヲ達スルノ外、一切ノ出來事ニ應ズル決心アルニ於テハ、右ハ全く論外ニ屬ス。○下(註九)

六月十四日大島公使の電報は、従前外務大臣の訓令に見えるやうな曖昧な理由の下に、大部隊の陸軍兵を京城に進入せしめることは不可能であると斷じ、政府が日清國交の斷絶を賭する決心を有しな

い限り、速に撤兵して平和的解決を圖るべきであるとの意見を強調したものであらう。然るに公使の消極的解決策は、本國政府の方針と一致しないばかりでなく、在韓文武官僚より強硬な反對意見に遭遇した。

當時公使館一等書記官杉村濬・交際官試補松井慶四郎等は、今次の出兵を機會に、韓廷及び袁道に強壓を加へ、戚族及び之を支持する清國の勢力を一掃し、之に代つて日本國勢力の進出を圖るべき意思を有し、之がため大部隊の兵力をなるべく長期間京城に駐留せしめることを有利と判断した。従つて大島公使が再三撤兵を外務大臣に上申するや、杉村書記官は『我政府が斯く多數の兵を送遣せらるゝは、必ず他の意志あらん、若し然らば公使も亦其方向に従て事を處せずんばあるべからず、一概に朝鮮の現状のみを説いて、我兵の上陸を拒むは或は不可なるものあらん』と公使に進言したが、公使は外務大臣の内訓を固執して同意しない。ついで同書記官が公使の命により仁川に赴くや、六月十三日獨斷を以て左の覺書を外務大臣に進達し、大島公使の消極政策に反對意見を表明した。

一 我今回ノ擧ヲ以テ、清人ガ朝鮮ニ及ボス虚喝ヲ抑ヘ、將來彼ガ朝鮮ニ及ボサントスル勢威ヲ減ゼシメ、我勢威ヲ隱然増加スベシ、而シテ其目的ヲ達スルニハ、我ハ持重シテ兵ヲ引揚ゲズ、彼ヲシテ先ヅ引揚ノ議ヲ出サシメ、且ツ之ヲ實行セシメナバ足レリト思考ス。

二 朝鮮ノ内部ニ變革ヲ起サシメ、閔黨ヲ斥ケ、之ニ反對スル人々、若ハ中立ノ人々ヲ政府ニ立タシムルヲ期スベシ、數日已來閔泳駿ノ窮迫、大院君ノ入闕○一時ノ流言ナリハ聊カ其端緒ヲ開キタレバ、今一時持重シテ、京城ニ駐兵セシムルトキハ、十中ノ八九迄ハ其目的ヲ達スルヲ得ベシ、故ニ内部ノ變革終ラザル時ハ、撤兵セザルヲ要ス、閔黨斥ケラレテ、反對黨若ハ中立ノ人々政府ニ立ツコトハ、將來朝鮮ノ利益ニシテ、隨テ我國ノ利益ト信ゼリ。

三 事落著ノ後ニ至ラバ、『朝鮮政府ハ其亂民ヲ鎮定スル能ハズ、施テ隣國ヲ騷シタリ』ト云フ口實ヲ以テ、清國政府ト協議ヲ遂ゲ、内政改革ヲ朝鮮政府ニ勸告スベシ、天津條約ニモ、日清兩國ガ朝鮮政府ニ勸告シ、外國教師ヲ雇聘シ、兵隊ヲ訓練セシムベシトアレバ、其轍ヲ追フテ勸告ノ區域ヲ擴ムベシ。

明治二十七年六月十三日 仁川ニ於テ記ス。(註一〇)

此間京城に於ては、大島公使は袁道と共同撤兵の交渉を進め、六月十五日既に本國政府に請訓すべき段階に到達したが、松井交際官試補は極力之に反對して、杉村書記官の意見を聴取すべきことを主張し、又一戸部隊と同時に入城した陸軍歩兵中佐福島安正・工兵少佐上原勇作も反對したので、公使も遂に杉村書記官の歸任を待つに決した。(註一一)

六月十六日杉村書記官の歸任するや、直に松井交際官試補の意見を聴き、又病中の外務省參事官本野一郎とも協議の上、『日清同時撤兵の協議を破り、此機に乗じ、縱令清國と戦端を開くに至るも、朝鮮の獨立問題を決定すべし』と決し、六月十七日公使に會見して其意見を開陳したが、公使は共同撤兵のみの中止は承諾したが、開戦論に至つては即時に反對した。然るに後本野參事官も公使に會見して再び前説を進め、遂に強硬論に同意せしめ、兩者協議の上、十七日即日（電信不通のため翌十八日發信）左の如く外務大臣に請訓した。

本官ハ京城へ着任後、當地ノ事情ヲ觀テ、東京出發際ノ豫想ト甚ダ相違シタルヲ發見セリ、清兵ハ京城ニ居ラズ、東學黨敗北シ、全州克復セラレ、清兵牙山ニ駐屯セシ儘進軍セズ、右ノ次第故ニ、本官ハ護衛兵ヲ増加スル必要ヲ發見シ能ハズ、乍去六月十五日仁川ニ到着シタル三千ノ大兵ヲ無用ニ撤回セシムルハ甚ダ不得策ニ付、我々ハ右ノ大兵ヲ有効的ニ使用スル道ヲ發見セザル可カラザル事ト存ゼリ、幸ニ清使袁世凱ハ六月十五日來訪シテ、兩兵同時撤回ノ議ヲ申出タルモ、本官ハ撤兵ノ權ヲ有セザルニ付、本國政府ノ訓令ヲ仰グベキ旨返答ニ及ベリ、依テ此機會ニ於テ、日兵ノ撤回ニ先チ、清兵ノ撤回ヲ朝鮮政府竝清使ニ向ツテ要求スベシ、而シテ清使若シ我要求ヲ拒絕シタル場合ニハ、我ハ其拒絕ヲ以テ、清國ハ朝鮮ニ於ケル君主權ヲ維持シテ、我朝鮮ノ

獨立論ヲ否認シ、加之右ノ所爲ハ朝鮮ニ於ケル我利益ヲ害スル者ト爲シ、兵力ヲ以テ清兵ヲ朝鮮國ノ境外ニ逐出スベシ、若シ我威嚴ヲ損スルコトナク、穩妥ノ協議調ハザルニ於テハ、本官ハ前顯ノ劇烈ナル手段ヲ取リテモ差支ナキヤ、至急訓令ヲ乞フ。（註二）

六月十七日の請訓は、六月十四日の電報に比して根本的に相違して居る。大鳥公使は其屬僚及び出先軍憲に支持せられて、外務大臣訓令の如何に拘らず、派遣兵力を背景として、積極政策を取り得る決心あることを示したのである。

大鳥公使の急激な轉向は、同時に大鳥袁撤兵協定の成立を斷念したことを示して居る。六月十五日以來袁道は同公使に對して、撤兵協定の調印を督促したが、公使は只管明答を廻避しつつある。此事實は同公使が今や對韓外交の推進力を有しない現實を曝露したと云つてよい。袁道も今や大鳥公使と撤兵を討議するのも無益であることを痛感した。此事情は六月十八日付袁道より李督への報告に盡されて居る。

袁道刪 ○光緒二十二年五月十五日
明治二十七年六月十八日

電、凱與鳥

○大鳥
圭介

訂、華不加兵、倭續到兵稍慰即回、今卸完船回、

意將久駐、且韓餘匪以數百兵可除、何須五千兵久駐、韓人迭以公法條約駁詰、各國員亦迭詰、均不理、惟稱護館、自屬狡誕、各洋人亦謂、華應預備、未可信倭、乞籌備、〔但倭知今年慈聖慶典、

○孝欽太后萬壽節ヲ斥ス、華必忍讓、僊見我將大舉、或易結束、否則非有所得不能去也、又十五日戌電、現漢城人心鼎沸、莫可遏止、惟望中國阻退倭兵、僊倭在仁之四千兵又來漢、漢必逃空、韓王恐亦逃往北漢、聞已密備逃、果爾必大亂、又十五日亥電、迭力阻大鳥、母令新兵來漢、伊已允、然前言俱食、後言何可信、況倭廷意在脅韓、大鳥自不能主、難與舌爭、似應先調南北水師、迅來嚴備、續備陸兵、一面電汪使○駐日清國公使汪鳳藻商辦、竝由總署酌請駐華各國使調處、或不至遽裂云、○下(註二三)略

大鳥公使を鞭撻して、消極的の共同撤兵論より積極的の日清開戦論にまで轉向せしめたのは、杉村書記官・本野參事官・福島歩兵中佐等の力によること勿論であるが、一面陸奥外相の私設公使とも云ふべき岡本柳之助の活躍に待つこと尠くなかつたと解せられる。岡本柳之助は陸奥宗光と等しく舊和歌山藩士で、明治九年一月陸軍大尉として黒田・井上兩全權大臣の隨員たりし事あり、明治十二年陸軍少佐を以て、東京鎮臺豫備砲兵第一大隊長勤務中、所謂竹橋騒動に連座して奪官の上、終身文武官吏任用を停止せられた。是より所謂志士として大陸經營に従事し、廣く其名を知られるに至つたものである。明治二十七年五月京城に來り、東學匪亂漸次擴大するや、杉村代理公使に出兵を勸告し、又自ら陸奥外相にも意見書を進達した事があつた。陸奥外相亦岡本の信賴するに足ることを知り、大鳥公使の歸任に託して書を送り、『今回大鳥公使赴任に就ては、内外の事一に老兄の働に依頼する』旨

傳へたと云ふ。此後岡本は大鳥公使・陸奥外相間の連絡係として活動し、或は私設公使として大院君との連絡に當る等功績が尠くなかつた。(註一四)

大鳥公使の轉向は稍時機晚きに失した。當時朝鮮國內の電信線は京釜・京義兩線共に故障多く、東京・京城間の通信は二日乃至四日を要する有様で、六月十七日の電報は同十八日打電せられた。然るに政府は大鳥公使の上申を待たず、六月十四日閣議に於て對鮮政策の刷新を決定し、翌十五日外務大臣より大鳥公使に電訓したが、電線故障のため十八日までに京城に著電して居なかつたものである。(註一五)

(註一) 中日交渉史料卷一三(九八六)光緒二十年五月十日北洋大臣來電「袁世凱初九日電、頃大鳥來謁、談論二時久、堅請實護館而來、竝相機幫韓禦匪、凱旋與商辦相訂、今到仁之八百兵、來漢暫駐、即撤現在漢之水師兵、候八百到即回船、續來者毋登岸、原船回倭、未發者即電阻、華亦不加派兵來漢、凱詢大鳥以十四船載兵若干、答每大隊八百共三隊、其各項雜役及隨效者又有多名、凱謂韓事已漸平、我兵擬早撤、以免暑雨、如開倭遣大兵、自將加兵前來、因相防必生嫌、價駐韓西人伺隙播弄、或西人亦多來兵、候收漁利、不但韓危、在華倭亦必有損、華倭陸亞局可保、僊生嫌徒自害、我輩奉使、應統籌全局以利國、豈可效武夫幸多事、我知深必無利、故尙未調一兵來漢、大鳥答甚是、適有同見、我年逾六旬、巨願生事、即電阻後來各船兵、凱又勸令少駐漢兵分留仁川、大鳥答我廷原派、實不止八百、況一隊一將、未便分駐仁、韓匪開費軍至雖逃散、兵仍未解、待事定即全撤、必不久留、大鳥又謂、接津電、聞華發兵兩千將來漢、如然恐彼此撤去又須時、凱答我廷聞爾遣大兵、或將加兵來漢、果汝能阻續來兵、我亦可電止加派、大

島云我二人即約定、我除八百外盡阻之、爾亦電止華加兵、我二人在此、必可推誠商辦云、鴻本擬添派、接袁電即止、並電屬葉・聶暫駐公州・牙山、確探全州一帶賊情、再審進止。

(註二) 中日交涉史料卷一三(九八八) 光緒二十年五月十日北洋大臣來電、中東戰紀本末續編卷亨東征電報上光緒二十年五月十日寄朝鮮袁道、在韓苦心錄一四一—一五頁。

(註三) 中日交涉史料卷一三(九九〇) 光緒二十年五月十日北洋大臣來電。

(註四) 日案卷二八甲午年五月十一日。

(註五) 在韓苦心錄一四頁。

(註六) 中日交涉史料卷一三(九九七) 光緒二十年五月十五日北洋大臣來電「袁世凱電、正與大島商、倭軍已到漢千名、撤四分之三留二百五十駐仁、華撤五分之四、留四百移駐仁川附近、均俟匪清全撤、惟大島未奉倭廷命撤、候覆電乃定等語(上下略)」。

(註七) 日清韓交涉事件記事朝鮮之部。

(註八) 日清韓交涉事件記事朝鮮之部。

(註九) 日清韓交涉事件記事朝鮮之部。

(註一〇) 在韓苦心錄一〇一—一頁。

(註一一) 在韓苦心錄一三一—一四頁。

(註一二) 在韓苦心錄一五一—一六頁。

(註一三) 中日交涉史料卷一三(九九九) 光緒二十年五月十六日北洋大臣來電、中東戰紀本末續編卷亨光緒二十年五月十六日寄總署。

(註一四) 井田錦太郎 岡本柳之助小傳一八四—一八五頁。

(註一五) 在韓苦心錄一六・一七・一八頁。

第二十五章(七二) 日清出兵と天津協約

北洋大臣直隸總督李鴻章は朝鮮國政府の請願に従ひ、北洋陸軍の一部隊に匪徒討伐のために渡韓を命ずると共に、明治二十七年六月六日駐日特命全權公使汪鳳藻に打電して、天津協約第三款の規定に従ひ、日本國外務省に文書を以て通告せしめた。

汪公使は即日陸奥外務大臣に會見して、北洋大臣の訓電を説明し、左の照會を手交した。

大清欽差出使日本國大臣汪、

爲照會事、頃准我北洋大臣李電開、查光緒十一年中日議定專條內云、將來朝鮮若有變亂事件、中國要派兵、應先行文知照、事定仍即撤回、不再留防等語、本大臣今接朝鮮政府文開、全羅道所轄民習凶悍、附串東學教匪、聚衆攻陷縣邑、又北竄陷全州、前遣練軍往剿不利、倘滋蔓日久、貽憂於上國者尤多、查壬午・甲申敵邦兩次內亂、咸賴中朝兵士代爲戡定、茲援案懇請酌遣數隊、速來代剿、俟悍匪挫殄、即請撤回、不敢續請留防、致天兵久勞於外等語、本大臣覽其情詞迫切、且派兵援助、乃我朝保護屬舊例、用是奏奉諭旨、派令直隸提督葉、選帶勁旅、星馳往朝鮮全羅忠清一帶、相機堵剿、剋期撲滅、務使屬境又安、各國在韓境通商者、皆得安生業、一俟事竣、仍即撤回

不再留防、合丞照約行文知照、爲此電請貴大臣、速即備文照會日本外務省查照等因、到本大臣准此、相應備文照會、照會貴大臣查照可也、須至照會者。

右照會大日本外務大臣陸奥、

光緒二十年五月初三日 (註一)

汪公使の照會は北洋大臣訓電の全文を録したものであるが、之を詳細に檢するに、二重の意味が含まれて居る。乃ち冒頭に天津協約第三款全文を掲げて居るが、其後段に派兵援助は我朝屬邦を保護する舊例なりと見え、最後に天津協約によつて行文知照する旨述べて居る。之によれば出兵の眞の理由は屬邦保護の成例にあり、天津協約によつて、單に行文知照の義務をのみ負ふに過ぎないことを告白して居る。

陸奥外相は此照會を文字通りに解釋し、天津協約第三款による出兵通告として之を受領したが、屬邦保護の一節については汪公使に説明を要求した。汪公使は百方之を釋明したが、陸奥外相は勿論之に諒解を與へない。(註二)

六月九日に至り、陸奥外相は汪公使の來省を求め、六月六日付同公使の照會に對する回答公文を手交し、且保護屬邦の字句について抗議した。

以書簡致啓上候、陳者今般貴國政府ニテ、朝鮮國へ派兵被成候ニ付、明治十八年四月十八日日清兩國政府ニテ訂結ノ約書第三款ニ遵ヒ、行文知照ノ趣、本日貴簡ヲ以テ御申越相成致承知候、然ルニ貴簡中、保護屬邦ノ語相見居候處、帝國政府ニ於テハ、未ダ曾テ朝鮮國ヲ以テ、貴國ノ屬邦トハ認居不申ニ付、此段御回答旁言明致置候、本大臣ハ茲ニ重ネテ敬意ヲ表シ候、敬具。

明治二十七年六月九日

外務大臣 陸 奥 宗 光

大清特命全權公使 汪 鳳 藻 閣下 (註三)

六月九日の會見に於て、陸奥外相は汪公使に傳達するに、日本國政府亦出兵準備中で、既に駐清臨時代理公使より、天津協約に従ひ、總理衙門に行文知照すべき電命を發した、日本國政府は大島公使及び派遣部隊司令官を『切誠し、兵士を嚴束して、事端を生ずる事なからしむ、請ふ中國も亦嚴切に申諭せられよ』との旨を以てした。汪公使は事の意外に愕き、即日李督に打電した。(註四)

陸奥外相が汪公使に語つたやうに、六月七日駐清臨時代理公使小村壽太郎は、外務大臣訓電により日本國政府亦朝鮮に出兵すべく、天津協約によつて行文知照する旨照會を總理衙門に致した。

大日本國署理欽差大臣小村、

爲照會事、本署大臣、刻奉本國政府割開、因朝鮮國現有變亂重大事件、我國派兵爲要、政府擬派

一隊兵、應照明治十八年四月十八日我兩國政府議定條約之款、行文大清國政府知照等因前來、本署大臣奉此、相應照會貴王大臣查照可也、須至照會者。

右照會大清欽命總理各國事務王大臣、

明治二十七年六月初七日 (註五)

此公文によれば日本國の出兵は天津協約第三款によることを明記し、且その明文によつて清國政府に通告するものである。

小村代理公使の照會に接して、總理衙門は意外に感じたらしい、直ちに照覆を致して、清國の出兵は屬邦を保護する舊例によるもので、叛亂鎮定の上は速かに撤兵する、然るに日本の出兵は、公使館領事館及び居留民を保護するためであるから多數を要しない。殊に朝鮮國政府の請求によるものではないから、内地に侵入して韓民を驚疑せしめてはならない。且日清兩國軍隊は言語不通で、軍律にも相違があるので、途相會すれば衝突の懸念がある等について抗議した。

大清欽命總理各國事務王大臣、

爲照覆事、本月初四日、准貴署大臣照會、稱准貴國政府割開、因朝鮮現有變亂、派兵一隊、應照兩國定約行文知照等因前來、查中國因朝鮮之請、派兵助剿、係保護屬邦成例、且專剿内地土匪、

事定即回、現在仁川・釜山各口情形安堵、通商之地、暫駐兵輪以資保護而已、貴國派兵專爲保護使署・領署及商民、自無須多派、且非朝鮮所請、斷不可入朝鮮内地、致人驚疑、更慮中日兵隊相遇、言語不通、軍禮各殊、或致生事、即希貴署大臣、電達貴國政府爲要、爲此照覆、須至照會者
右照會大日本署理欽差全權大臣小村。

光緒二十年五月初六日 (註六)

陸奧外相は小村代理公使に訓電を發すると共に、天津駐在領事荒川已次に命じて、日本出兵を李督に通告せしめた。荒川領事は六月七日李督を訪問して外務大臣の電報を示し、朝鮮内亂により日本も亦出兵して、公使館・領事館及び居留民を保護する旨傳へた。李督は現在京城・釜山・仁川共に靜穩で、外國人の生命財産に毫も危険はない。中國の出兵するのは、内地の土匪を剿平するためで、京城及び諸開港場に派遣するものでない、日本國政府が大部隊の陸兵を派遣して、韓民を驚疑せしめる事なきやうにと注意した。荒川領事は軍隊派遣の事は既に實行せられて居るが、その多寡を知らないと答へたので、李督は『如し已に派して官商を保護す、斷じて多かる可からず、且韓が派遣を請ふに非ざれば、斷じて内地に入り、華日の兵相遇うて、衅を生ずるを致す可らず』と主張し、此旨外務大臣及び伊藤首相に電稟せられるやう希望し、領事の承諾を得た。(註七)

總理衙門の文書による、又李督の口頭による抗議の内容は全然同一であるが、陸奥外相は既定方針に基き、朝鮮を以て清國の屬邦と認めないこと、日本國政府の朝鮮出兵は濟物浦條約及び天津協約によるもので、其兵力の如きは第三國の指示を受けるものでないことを回答するに決し、六月十二日小村代理公使に電訓して、照會を總理衙門に提示せしめた。

大日本署理欽差大臣小村、

爲照覆事、本月初九日接覆稱、貴國派兵朝鮮、係保護屬邦成例、我國派兵、自無須多、且斷不可入朝鮮內地、各等因前來、當經電達我政府、茲准電覆、我政府並未認朝鮮是爲清國屬邦、此次我國派兵朝鮮、是憑濟物浦條約而於爲之、遵照天津條約辦理在案、其應幾多調派、我政府不得自行定奪、其應如何行動、非所掣肘、無要前往之地、何必前往云々、兵隊相遇、言語不通、軍禮各殊、或至生事、查我國之兵受令綦嚴、其與清國兵隊相遇、不敢故致生事、是我政府所信而不疑、即希清國政府亦已預先防範、其揆一也等因前來、相應照覆貴王大臣可也、須至照覆者。

右照會大清欽命總理各國事務王大臣、

明治二十七年六月十二日。(註八)

六月七日小村代理公使の公文には、日本の出兵の根據を天津協約第三款に置いて居るが、六月十二

日の公文には濟物浦條約第五款によるとし、且天津協約によつて行文知照する旨明記して居る。

以上の事實を再び繰返すに、朝鮮出兵の根據を、清國は屬邦保護の成例、日本は濟物浦條約に置き、天津協約第三款に従つて、行文知照すると云ふにある。此事實は天津協約の再検討を必要とする。

明治十八年四月十八日天津協約締結以前に於て、清國が朝鮮に駐兵するのは、全く宗主國固有の權利によるもので、必要と認めれば、何時たりとも無制限且無期限に出兵し得るものであるが、但慣例上朝鮮國王の請願を必要とされた——尤も之は手續上の問題で、絶對的な條件ではない——又日本は元來朝鮮に對して駐兵の權利を有しなかつたが、明治十五年八月三十日濟物浦條約第五款により、公使館・領事館警備のため、若干の兵員を駐屯する權利を獲得した。

濟物浦條約締結後日本は條約上の權利により、清國は宗主國固有の權利により、各自國軍隊を駐屯せしめた。之が甲申變亂の直接原因となつたことは既に詳述した通りである。日清兩國代表者は其善後策を講ずるがため天津に會同した。變亂の直接原因となつた兩國駐韓軍隊の共同撤退については、大なる論議なく、原則として承認せられたが、將來駐兵の權利を有するや否については、全く暗礁に乘上げた。李鴻章は朝鮮は清の藩屬なるが故に、宗主國固有の權利として、何時たりとも出兵し得ることを主張し、且之を條約に明記することを固執した。(註九)伊藤大使にして之に同意する時は、日本

國政府の對韓外交の根本を破壊する結果を來すので、會議の決裂を賭して反對した。李鴻章も最後に會議の決裂を回避するために、日本國代表の主張の一部を認めて、朝鮮屬邦論を中止し、形式上日清兩國平等に朝鮮に出兵する権利を有することを承認し、但行文知照を條件としたのである。

李鴻章が天津協約第三款に同意したのは、此條項が宗主國の駐兵權に毫も牴觸することがないからである。乃ち此條項の存すると否とに拘らず、必要ありと認める時は、何時たりとも出兵することを得、但日本國外務省に行文知照を要する義務を負ふに過ぎない。換言すれば天津協約第三款の『將來朝鮮國若し變亂重大の事件ありて、日中兩國或は一國派兵を要するとき』の前半は、何等新條件を意味するものでなく、單に後半の『先づ互に行文知照すべし、其事定まるに及んでは仍即撤回し、再び留防せず』とある一節のみが、此協定の生じた新事態である。

之を日本國政府より見れば事態は又大差がない。日本の朝鮮に出兵する権利は濟物浦條約第五款によるもので、天津協約第三款によつて其既得權は毫も侵害せられず、唯清國と等しく出兵に際して、行文知照の義務を負ふに過ぎない。

天津會商に際して李鴻章が濟物浦條約の存在に留意せず、天津協約に濟物浦條約第五款を無効とすべき條項を挿入することを主張しなかつたのは不注意とも見られる。然れども清國が宗主國の駐兵權

を完全に留保し、日本の出兵權をのみ否認し去ることは實行不可能であり、李督もかやうな公正を缺く、一方的な義務を日本に強制する意志がなかつたことは、天津會商の記録を精査して、容易に知られるところであるから、之を以て李督の過失とするに當らない。

之を要するに日清兩國共に天津協約を過大に評價して居た。今實際適用すべき事態が発生するに及んで、朝鮮に於ける日清兩國軍隊の衝突を防止するに何等効果がないこと、恰も天津協約締結前と異るところがない事實を曝露したのである。

最後に日清兩國の朝鮮出兵に當り、各意圖するところを附加するのも徒爾であるまいと思ふ。

初め李督が駐韓道員袁世凱の電請に應じて、北洋陸軍の精銳七營を朝鮮に派遣したのは、最盛時に於ける東學匪亂の重大性を考慮し、又壬申變亂鎮定のために親慶軍六營を派遣したのに比して、過大と云ふことが出来ない。更に此部隊は忠清道牙山縣に上陸し、即時公州を経て叛亂地方に向ふべき命令を有して居た。之等の事實より推して、李督の第一回派遣部隊が第三國軍隊と交戦することを豫想して居ない事は明白である。又明治二十七年六月六日駐日公使汪鳳藻を通じて、特に『一に事竣るを俟ちて、仍て即ち撤回し、再び留防せず』と聲明して居る點より見て、匪亂鎮定と前後して撤兵するものと見て差支がない。日本側では袁道が此出兵を利用して、長く駐兵を行ひ、戚族と結託して、清

の宗主権を強化することを企圖したやうに観測するものがあるが、之は朝鮮の政情を正しく理解したものと云ひ難い。袁道と國王・戚族との關係は、日本側の観測とは反對に、動もすれば圓滑を缺き此次の出兵請願は事態已むを得ざるより出でたものに過ぎない。次に清の宗主権は極度に強化せられ之以上施すべき餘地がない。最後に國王・廟堂共に、宗主國と雖も外國軍隊の駐留を好まず、撤兵の一日も早きを要請することは、壬午變亂の後を見るが如くであらう。

次に日本の出兵について述べよう。明治二十七年六月五日大島公使の歸任に際し、外務大臣より賦與せられた訓令によれば、今次の朝鮮出兵に當り、日韓關係に於ては濟物浦條約第五款、清國並に列強との關係に於ては、天津協約第三款による事を明記して居る。兩條約のいづれによつても、日本國政府は出兵権を有するから、兩者を區別記載することは實際の適用については相違なく、却つて濟物浦條約適用の方が著しく窮窟である。同條約第五款によれば、公使館警備のため兵員若干を置くことを得と見えて居る。若干には勿論制限がないが、多數を意味しないこと明かであり、當初一、〇〇〇名を限度とすることが朝鮮國代表より提議せられ、花房辨理公使も原則として異議がなかつた事實がある。實際問題として濟物浦條約締結後、日本國政府が京城に駐屯した警備隊の最大兵力は、平時編成の歩兵二中隊より成る一大隊であり、間もなく一中隊に減じた。撤兵期限については上記第五款但

書に、「若朝鮮國の兵民律を守る一年の後、日本公使に於て警衛を要せずと認むる時は、撤兵するも差支なし」とあり、撤兵すべき時期に到達したか否は、一に日本國公使の認定によることであり、朝鮮のやうに政變相つぎ、政府の警察力微弱にして、治安を維持し難い國に於ては、政治的理由によらない限り、容易に上記の時期に到達したことを認め難いであらう。

日本國政府がかやうな經緯を有する濟物浦條約第五款を根據として、突如混成旅團を派遣したのは内外を驚愕せしめた。混成一旅團の兵力は優に清の派遣兵力の三倍に當る。如何に釋明するとも、條約の正當な解釋とは認め難いであらう。實際交渉の局に當つた大島公使が此優勢な兵力を背後に、進退兩難に陥つたのも當然であらう。

(註一) 日清韓交涉事件記事。

(註二) 蹇々録一九一—二〇頁。

(註三) 日清韓交涉事件記事。

(註四) 中日交渉史料卷一三(九六三)光緒二十年五月五日北洋大臣來電「汪使支(五月初四日)電、奉電逸已行文、頃晤外務云、派兵護商事非得已、業電令彼使、知照總署、並切誠大島及統將、嚴束兵士、毋生事端、請中國亦嚴切申誡云、惟因文內屬邦二字、大費辯論、彼欲使館商酌改、已正詞拒之、意猶未解、祈裁示等語、鴻覆以文內、我朝保護屬邦舊例、前事歷歷可證、天下各國皆知、日本即不認朝鮮爲中屬、而我行我法、未便自亂其例、固不問日之認否、礙難酌改云」。

(註五) 日清韓交渉事件記事。

(註六) 日清韓交渉事件記事。

(註七) 中日交渉史料卷一三(九六一)光緒二十年五月五日北洋大臣來電。

(註八) 日清韓交渉事件記事、蹇蹇錄二一—二二頁。

(註九) 伊藤特命全權大使復命書。

第二十六章 朝鮮國內政改革問題

第七三 共同改革と單獨改革

大島公使が明治二十七年六月十日歸任すると共に、京城の情勢が六月四日外務大臣訓令に明記せられた條件の實行不可能を理由として、既に本國を出發した混成第九旅團の撤還を再三上申した。同公使の主張は絶對的とも云ふべき強硬なもので、陸奥外務大臣は同公使を更迭しない限り、六月四日付訓令を修正して、陸軍兵の入城を正當化する理由を發見し、之を大島公使に訓令しなければならぬ。此種の訓令の變更には閣議の同意を要するので、陸奥外相は伊藤首相と商議する一方、大島公使に電訓して、混成旅團京城進入の暫定的理由を説明したが、大島公使は其實行不可能を知つて之に従はなかつた。

伊藤首相・陸奥外相は對韓政策の更新に付商議を重ねた結果、成案を得て六月十四日閣議に附した。伊藤首相の原案は (一) 日清兩國軍隊共同して東學匪徒を討伐すること、(二) 匪亂平定後は内政改革のため、日清兩國より常設委員若干名を派遣すること。内政改革としては、(三) 財政を調

査すること、(四) 中央政府及び地方に於ける冗官を淘汰すること、(五) 國內の秩序安寧を維持するに足る警備隊を常設すること、(六) 財政を整理し、公債を募集して、有益な事業を起す等の條件を清國に提案するにあつた。首相の原案は閣議に於て異議なく承認せられた。但し目下の情勢を以てしては、清國政府が朝鮮國內政共同改革に同意することは見込がない。清國政府にして共同改革を拒否すれば、日本國政府は如何なる行動に出づべきか豫め研究を必要とする。伊藤首相は何等此點に言及しなかつたので、外務當局としてその對策を研究するため、陸奧外相は一日の猶豫を求めた。

陸奧外相は閣議より退出後、徹宵熟慮した後、「帝國政府は、最早外交上權變の進動に移らざるを得ざるの時期に達せり、又清國政府は十中八九までは、我提案に同意せざるべし、然れども清國政府の同意なしとして、我は空しく我提案を古紙篋裏に投ずる能はざるは勿論のことなるべし、故に大要伊藤首相の提案に従ふの外、別に良圖あるべしとも思はざれども、若し清國政府にして我提案に同意せざる場合に於ては、我國自ら單獨に韓國內政の改革を擔當すべしとの決心を爲し置かざれば、他日或は彼我の意見衝突したる時に及び、我外交上の進路を阻格するの恐あり」との結論に達した。

六月十五日再び閣議は召集せられた。席上陸奧外相は外務當局の立場を説明し、伊藤首相の原案に異議はないが、萬一の場合を慮り、「清國政府との商議の成否に拘らず、其結果如何を見るまでは、

目下韓國に派遣しある我軍隊は決して撤回すべからず、又若し清國政府に於て我提案に賛同せざるときは、帝國政府は獨力を以て、朝鮮政府をして前述の改革を爲さしむるの任に當るべし」との條件を附することを力説した。閣議は之を承認したので、首相は閣議終了後上奏裁可を得た。(註二)

六月十五日閣議の結果、日本國政府は朝鮮國內政改革と云ふ根本方針を以て進む事に決したが、その實施に當つて、優勢なる軍隊を京城に留める事は絶対に必要なので、陸奧外相は即日大島公使に打電して閣議の決定を傳へ、且如何なる名義を附しても、駐屯部隊の撤退に同意する事なきやう訓令した。

六月十四日正午發貴電中ニ開陳セラレタル理由ハ了悉セリ、然レドモ現今ノ暴徒鎮定シ、平和ニ復スルモ、猶ホ今後日清間ニ紛議ヲ生ゼシムベキ出來事アルハ、避クルコトヲ得ザルベシ、斯カル事情アルヲ以テ、内閣會議ハ斷然タル處置ヲ執リ、清國ト協力シテ朝鮮政府ノ組織ヲ改革シ、此目的ニ對シ共同委員ヲ任命センコトヲ、清國ニ迫ルコトヲ決議セリ、此事ハ明日^{十六日}本大臣ヨリ在日本清國公使ヘ提議スベシ、此事ハ極メテ秘シ置、袁世凱ハ勿論其他何人ニモ洩ラスベカラズ、清國ト此事ヲ取極ムルニハ、其談判ノ繼續スル間ハ、如何ナル口實ヲ用フルモ、我兵ヲ京城ニ留メ置クコト最モ必要ナリ、其故ハ李鴻章ハ日本兵ヲ退去セシムルコトニ甚ダ苦心シ、假令

査すること、(四) 中央政府及び地方に於ける冗官を淘汰すること、(五) 國內の秩序安寧を維持するに足る警備隊を常設すること、(六) 財政を整理し、公債を募集して、有益な事業を起す等の條件を清國に提案するにあつた。首相の原案は閣議に於て異議なく承認せられた。但し目下の情勢を以てしては、清國政府が朝鮮國內政共同改革に同意することは見込がない。清國政府にして共同改革を拒否すれば、日本國政府は如何なる行動に出づべきか豫め研究を必要とする。伊藤首相は何等此點に言及しなかつたので、外務當局としてその對策を研究するため、陸奧外相は一日の猶豫を求めた。

陸奧外相は閣議より退出後、徹宵熟慮した後、『帝國政府は、最早外交上權變の進動に移らざるを得ざるの時期に達せり、又清國政府は十中八九までは、我提案に同意せざるべし、然れども清國政府の同意なしとて、我は空しく我提案を古紙篋裏に投ずる能はざるは勿論のことなるべし、故に大要伊藤首相の提案に従ふの外、別に良圖あるべしとも思はざれども、若し清國政府にして我提案に同意せざる場合に於ては、我國自ら單獨に韓國内政の改革を擔當すべしとの決心を爲し置かざれば、他日或は彼我の意見衝突したる時に及び、我外交上の進路を阻隔するの恐あり』との結論に達した。

六月十五日再び閣議は召集せられた。席上陸奧外相は外務當局の立場を説明し、伊藤首相の原案に異議はないが、萬一の場合を慮り、『清國政府との商議の成否に拘らず、其結果如何を見るまでは、

目下韓國に派遣しある我軍隊は決して撤回すべからず、又若し清國政府に於て我提案に賛同せざるときは、帝國政府は獨力を以て、朝鮮政府をして前述の改革を爲さしむるの任に當るべし』との條件を附することを力説した。閣議は之を承認したので、首相は閣議終了後上奏裁可を得た。(註一)

六月十五日閣議の結果、日本國政府は朝鮮國內政改革と云ふ根本方針を以て進む事に決したが、その實施に當つて、優勢なる軍隊を京城に留める事は絶対に必要なので、陸奧外相は即日大島公使に打電して閣議の決定を傳へ、且如何なる名義を附しても、駐屯部隊の撤退に同意する事なきやう訓令した。

六月十四日正午發貴電中ニ開陳セラレタル理由ハ了悉セリ、然レドモ現今ノ暴徒鎮定シ、平和ニ復スルモ、猶ホ今後日清間ニ紛議ヲ生ゼシムベキ出來事アルハ、避クルコトヲ得ザルベシ、斯カル事情アルヲ以テ、内閣會議ハ斷然タル處置ヲ執リ、清國ト協力シテ朝鮮政府ノ組織ヲ改革シ、此目的ニ對シ共同委員ヲ任命センコトヲ、清國ニ迫ルコトヲ決議セリ、此事ハ明日^{○六月十六日}本大臣ヨリ在日本清國公使へ提議スベシ、此事ハ極メテ秘シ置、袁世凱ハ勿論其他何人ニモ洩ラスベカラズ、清國ト此事ヲ取極ムルニハ、其談判ノ繼續スル間ハ、如何ナル口實ヲ用フルモ、我兵ヲ京城ニ留メ置クコト最モ必要ナリ、其故ハ李鴻章ハ日本兵ヲ退去セシムルコトニ甚ダ苦心シ、假令

清兵ヲ退去セシメテモ、其目的ヲ遂ゲント欲スル如ク見ユレバナリ、我兵撤回遅延ノ理由トシテ閣下ハ最モ公然ニシテ表向キタル方法ニヨリ、公使館員若クハ領事館員ヲ、實況取調トシテ暴動ノ地方ニ派遣スベシ、而シテ右取調ハ成ルベク之ヲ緩漫ニシ、其報告ハ故ラニ平和ノ状態ニ成ルベク反對セル模様ヲ含メテ、之ヲ作ラシムルコト最モ望マシ、若シ保護ノ必要アラバ、巡査ヲ隨行セシムルモ可ナリ、露國ヨリ朝鮮ニ出兵スルトノ事ニ就テハ、本大臣ト露國公使トノ談話、竝ニ在英日本國公使ノ電報ニ由テ察スルトキハ、當分ノ處其恐ナキガ如シ、若シ朝鮮政府ヨリ、平和及秩序回復シタリト稱シテ、我兵ノ撤去ヲ請求スルトキハ、日本政府初メ、閣下自分ニ於テモ満足スル所アランガ爲、實況取調トシテ、特ニ派遣シタル官吏ノ報告ヲ俟タザルベカラズト答ヘ置クベシ。(註二)

ついで六月十六日陸奥外相は駐日清國特命全權公使汪鳳藻を招致して、閣議に於て決定せる東學匪徒の共同討伐及び朝鮮國內政の共同改革を提議するや、即日其内容を大鳥公使に打電し、且日本軍駐留の理由を作るために、朝鮮國政府に日本軍を以て、匪徒を討伐すべきことを提議するやう注意を與へた。

六月十六日在京清國公使ト長時間對談シ、我ヨリ朝鮮ノ平和及秩序ヲ維持センガ爲メ、日本政府

ハ清國政府ト協力シテ執ルベキ方案トシテ、左ノ三條ヲ提議セリ。

- 第一 叛賊ヲ鎮定シ、秩序ヲ回復スル事、
 - 第二 行政竝財政改革ノ爲メ、兩國ヨリ共同委員ヲ任命スル事、
 - 第三 自衛ノ爲メ有効ナル軍隊ヲ編制セシムル事、
- 右ノ提議ニ拘ラズ、機會アラバ朝鮮政府ヲ助ケテ叛賊ヲ鎮定スベシ。(註三)

猶陸奥外相は清國が到底共同改革案に同意しない事を豫想し、日本が假令開戦を賭しても、單獨改革を斷行する外手段なく、其準備として必要な利權を讓與せしめることを有利とし、六月十八日左の如く大鳥公使に電訓した。

朝鮮ニ關係セル我提議ニ付、清國政府ハ同意スベキ様子ナシ、果シテ然ルトキハ、日本政府ハ自ラモ満足シ、且ツ公衆ノ感情ヲ満足セシムベキ結果ヲ得ザル間ハ、現今ノ位地ヨリ引退クコト能ハズ、就テハ此機會ヲ利用シテ、朝鮮政府ニ向ヒ、京城釜山間ニ於ケル電線ノ讓與、内地ニ於テ日本人所屬ノ商品ニ對スル不法課税ノ廢止、防穀令ノ全廢ヲ朝鮮政府へ要求スベシ、若清國政府トノ協議満足ノ結果ヲ得ザルトキハ右ノ目的ヲ成就センガ爲メ、適當ノ所置ヲ執ランコトヲ、追テ訓令スベキニ付、充分思考シテ其準備アリタシ。(註四)